

令和5年11月定例会

# 観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## ( 1 1 月 2 7 日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議） .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	3
2、出席者 .....	3
3、審査事件 .....	3
4、付託事件 .....	4
5、経過	
分科会（土木部）	
土木部長予算議案等説明 .....	5
監理課長補足説明 .....	6
河川課企画監補足説明 .....	7
都市政策課長補足説明 .....	8
港湾課長補足説明 .....	9
予算議案等に対する質疑 .....	10
予算議案に対する討論 .....	22
委員会（土木部）	
土木部長総括説明 .....	22
港湾課長補足説明 .....	24
住宅課長補足説明 .....	24
河川課企画監補足説明 .....	25
道路建設課長補足説明 .....	25
議案に対する質疑 .....	27
議案に対する討論 .....	29
決議に基づく提出資料の説明 .....	30
監理課長補足説明 .....	30
陳情審査 .....	31
議案外所管事項に対する質問 .....	31

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	47
2、出席者 .....	47
3、経過	
分科会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長予算議案説明 .....	47
予算議案に対する質疑 .....	48
予算議案に対する討論 .....	48
委員会（文化観光国際部）	

文化観光国際部長総括説明 .....	4 8
議案に対する質疑 .....	5 3
議案に対する討論 .....	5 5
決議に基づく提出資料の説明 .....	5 5
観光振興課長補足説明 .....	5 6
陳情審査 .....	5 8
議案外所管事項に対する質問 .....	5 8

**(第3日目)**

1、開催日時・場所 .....	8 5
2、出席者 .....	8 5
3、経過	
分科会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長予算議案等説明 .....	8 6
県民生活環境課長補足説明 .....	8 7
交通・地域安全課長補足説明 .....	8 8
自然環境課長補足説明 .....	8 9
予算議案等に対する質疑 .....	9 0
予算議案に対する討論 .....	9 6
委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長総括説明 .....	9 6
議案に対する質疑 .....	9 8
議案に対する討論 .....	9 8
決議に基づく提出資料の説明 .....	9 9
水環境対策課長補足説明 .....	9 9
陳情審査 .....	1 0 1
議案外所管事項に対する質問 .....	1 0 1
委員会（交通局）	
交通局長総括説明 .....	1 1 2
貸切事業部長補足説明 .....	1 1 3
議案に対する質疑 .....	1 1 3
議案に対する討論 .....	1 1 3
決議に基づく提出資料の説明 .....	1 1 4
議案外所管事項に対する質問 .....	1 1 4
委員間討議 .....	1 2 1

**(12月20日〔追加上程予算議案審査〕)**

1、開催日時・場所 .....	1 2 3
2、出席者 .....	1 2 3
3、審査事件 .....	1 2 3
4、経過	
分科会（県民生活環境部・土木部）	
県民生活環境部長予算議案説明 .....	1 2 4
土木部長予算議案説明 .....	1 2 5
水環境対策課長補足説明 .....	1 2 5

自然環境課長補足説明 .....	1 2 6
監理課長補足説明 .....	1 2 6
予算議案に対する質疑 .....	1 2 7
予算議案に対する討論 .....	1 2 9
審査結果報告書 .....	1 3 0

**(配付資料)**

- ・ 分科会関係議案説明資料(土木部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(土木部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(土木部：追加1)
- ・ 分科会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部：追加1)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部：追加2)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部：追加3)
- ・ 分科会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(県民生活環境部：追加1)
- ・ 委員会関係議案説明資料(交通局)
  
- ・ 分科会関係議案説明資料(県民生活環境部：経済対策)
- ・ 分科会関係議案説明資料(土木部：経済対策)

1 1 月 2 7 日  
( 委員間討議 )

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年11月27日

自 午後 1時29分  
至 午後 1時31分  
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	清川 久義 君
副委員	長	中村 俊介 君
委員		溝口 芙美雄 君
〃		瀬川 光之 君
〃		川崎 祥司 君
〃		ごうまなみ 君
〃		松本 洋介 君
〃		中村 泰輔 君
〃		初手 安幸 君
〃		虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

委員		坂本 浩 君
----	--	--------

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午後 1時29分 開会

【清川委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、川崎委員、ごう委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたしま

す。

本日の委員会は、令和5年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時31分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時31分 散会



# 第 1 日 目



1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月8日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時40分  
於 委員会室 3

都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	田中 良一 君
河川課総括課長補佐	川田 晋吾 君
砂防課長	小川 秀文 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	清川 久義 君
副委員長(副会長)	中村 俊介 君
委員	溝口 芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	川崎 祥司 君
〃	ごうまなみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	坂本 浩 君
〃	中村 泰輔 君
〃	初手 安幸 君
〃	虎島 泰洋 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第76号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）  
（関係分）

第77号議案

令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正  
予算（第1号）

第78号議案

令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予  
算（第1号）

第79号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）  
（関係分）

第80号議案

令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正  
予算（第2号）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	中尾 吉宏 君
土木部技監	川添 正寿 君
土木部次長	吉田 弘毅 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	岩崎 次人 君
建設企画課長	中村 泰博 君
建設企画課企画監	田崎 智 君

第81号議案

令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

---

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

（1）議案

第85号議案

県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例

第86号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第87号議案

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例

第88号議案

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

第97号議案

契約の締結について

第98号議案

契約の締結の一部変更について

第99号議案

契約の締結の一部変更について

第100号議案

契約の締結の一部変更について

第101号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第102号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第103号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第104号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第105号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第108号議案

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について（関係分）

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・平戸大橋入口交差点付近の渋滞緩和策を早急に実施することを求める意見書
  - ・要望書（棕呂路・板山トンネル建設促進期成会）
  - ・要望書（東彼杵道路建設促進期成会）
  - ・離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
  - ・簡易水道の整備促進に関する要望書
  - ・要望書 島原天草長島連絡道路（南島原市深江町～口ノ津港間）の早期事業化についてほか
  - ・要望書 雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路整備について
  - ・長崎県に対する要望書（島原半島幹線道路網建設促進期成会）
  - ・要望書（壱岐市）
  - ・長崎県に対する要望書（島原半島南部地域高規格道路建設促進特別委員会）
  - ・長崎県に対する要望書（・一般国道57号等県南地域幹線道路整備促進期成会・国道207号改良促進期成同盟会・有明海沿岸道路西部地区建設促進期成会）
  - ・要望書（対馬市）
  - ・要望書（島原半島振興対策協議会 外3期成会）
  - ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
  - ・陳情書
  - ・女性トイレへの男性侵入防止を求める陳情書
-

8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【清川委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第85号議案「県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例」ほか13件であります。

そのほか、陳情16件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って再度の質問ができることといたしますので、よろしくお祈りいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、及び第77号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」と、委員会付託議案である第104号議案、及び第105号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案、第104号議案、及び第105号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。

そして、委員会再開後、第104号議案、第105号議案、及びその他の議案についての討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

また、河川課長が体調不良により声が出にくい状態であるため、答弁については河川課総括課長補佐が代わりに行いますので、ご了承願います。

それでは、これより審査に入ります。

【清川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

土木部長より、予算議案、第104号議案及び第105号議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】 土木部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第77号議案「令

和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第80号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」であります。

2ページをご覧ください。

第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち土木部関係の歳入、歳出予算は、それぞれ2ページから3ページに記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容としましては、石木ダム事業に係る関係住民の生活再建等を図るための基金設立に要する経費といたしまして、（水源地域ダム対策費）単独事業10億2,862万円の増、また、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費といたしまして、1億4,720万1,000円の増を計上いたしております。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為については、3ページから6ページに記載のとおりであります。

なお、関連します第104号議案、第105号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、観光生活建設委員会関係議案説明資料土木部に記載のとおりでございます。

また、第77号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」については、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であり、内容は、6ページに記載のとおりでございます。

債務負担行為につきましては、6ページに記載しております。

このほか、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第80号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特

別会計補正予算（第2号）」につきましては、職員及び会計年度職員の給与改定に要する経費であり、内容は、6ページから7ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【岩崎監理課長】繰越明許費について、補足してご説明いたします。

サイドブックの予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

繰越額理由別調書となりますが、表の縦の区分が、款・項・目の予算科目、横の区分が、繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から、土木費、一般会計の合計、土木部の合計となっております。

今回、ご審議をお願いする繰越明許費は、土木部の一般会計合計で184件、93億643万5,000円となります。

これは、地元調整の遅れなどにより、やむを得ず発注時期がずれ込むなど、年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越のご承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で、発注につなげようとするものでございます。

今回計上している繰越明許費の件数及び金額の内訳につきましては、款・項・目の8土木費のうち項番号の2道路橋りょう費133件、52億8,713万5,000円、項番号の3河川海岸費24件、12億600万円、項番号の4港湾空港費25件、25億4,330万円、項番号の5都市計画費1件、1億円、

項番号の6住宅費1件、1億7,000万円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

引き続きまして、4ページをご覧ください。

ゼロ県債の設定について、補足してご説明いたします。

ゼロ県債の制度といたしましては、来年度に予算化する事業について、前倒しして発注するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、本年度の支出はございません。

ゼロ県債については、従来から交付金事業及び県単事業に適用し、来年度当初の4月から6月の端境期の事業量を確保するなど、発注の平準化を図ることを目的とするものでございます。

今年度の計上額は、上の表の一番右に、合計として記載しておりますが、交付金事業で72件、35億1,600万円、県単独事業で156件、32億6,750万円の合計228件、67億8,350万円のゼロ県債を設定しようとするもので、各課の設定額は記載のとおりでございます。

なお、事業の内容といたしましては、前倒し可能な事業や雨季を避けて実施すべき事業について設定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【清川分科会長】次に、河川課企画監より補足説明を求めます。

【田中河川課企画監】第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち河川課関係部分について、補足して説明いたします。

石木ダムについては、現在、工事工程に沿って、ダム本体左岸の掘削工事や付替県道工事などを進めており、先月には、付替県道の6号橋

梁下部工が完成したところであります。

今回の補正予算は、石木ダム建設事業の早期完成に向け、関係住民の生活再建等を促進するための予算を計上しようとするものであります。

予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料の5ページをご覧ください。

本事業は、石木ダム建設事業に係る関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興を促進することにより、ダムの早期完成を図るため、現在、清算中である財団法人石木ダム地域振興対策基金の残余財産を県で受け入れ、その残余財産を基に、新たな基金を設立しようとするものです。

なお、当該基金においては、残余財産を県に寄附することについて、10月の清算人会において決議済みであります。

補正予算は、残余財産を県に受け入れるため、歳入予算として10億2,862万円、その財産を出捐して、新たな基金を設立するために、歳出予算として同額を計上しようとするものであります。資料6ページをご覧ください。

新基金の概要（案）でございます。

まず、（1）の組織についてですが、右側の図、新基金では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、理事会に加え、理事会を牽制・監督する役割を有する評議員会を設置する必要があります。

評議員会及び理事会については、左側の図の旧基金、財団法人石木ダム地域振興対策基金における清算人の方々に引き続き就任をお願いしたいと考えております。

次に、（2）の新基金における事業の内容につきましても、旧基金に引き続き、水没地域の住民の生活再建を図る事業及びダム周辺地域の振興等を図る事業を実施することを検討しております。

具体的には、新たな基金の設立後、新基金において検討していただくこととなりますが、これまでご協力いただいた方々には、当時、旧基金で、税理士や弁護士などの専門家への相談に対する助成などを行っており、また、平成25年度には、生活再建等特別助成金をお支払いしております。

川原地区にお住まいの13世帯の方々にも、今後、ご協力いただきたいと考えておりますので、引き続き、話合いの実現に向けた努力を行う一方で、13世帯の実情に合わせた生活再建対策を行うことが必要であり、これまでにご協力いただいた方々と同様に行うことが適当ではないかと考えているところであります。

ダム周辺地域の振興につきましては、現在、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画の策定に向け、地元川棚町及び共同事業者である佐世保市とともに検討を進めているところであり、新基金で行う内容につきましても、その中で検討しているところであります。

例えば、水源地域整備計画に基づき建設されるダム周辺施設については、その維持管理等についても、新基金で対応していくことを想定しております。

以上で、第76号議案関係部分の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。  
【清川分科会長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち都市政策課関係部分について、補足してご説明いたします。

この議案につきましては、本分科会後の委員会の方で審査いただく予定の指定管理者の指定

と関連しておりますので、まず、第104号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、ご説明させていただければと思います。

委員会の資料になりますが、観光生活建設委員会課長補足説明資料25ページ、第104号議案「県立都市公園の指定管理者の指定について」をご覧ください。

県立都市公園のうち西海橋公園、平戸公園及び田平公園、百花台公園の指定管理期間が令和6年3月31日で満了するため、指定管理者の公募及び選定を行い、条例の規定により、指定管理者を指定するものです。

1の指定管理候補者ですが、西海橋公園は、「グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体」、平戸公園・田平公園は、「一般社団法人長崎県公園緑地協会」、百花台公園は、「長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体」をそれぞれ選定しております。

2の選定経過ですが、指定管理者の公募を8月7日から9月6日まで行い、その後、外部有識者5名で構成する長崎県土木部指定管理者選定委員会において、利用促進策や管理費用の縮減の取組、組織人員体制等の観点から審査を行い、指定管理候補者の選定を行いました。

次の26ページをご覧ください。

（4）に、それぞれの選定結果を載せておりますが、まず、西海橋公園については、2者からの応募があり、審査の結果、指定管理候補者は、審査基準の各項目で高得点であり、選定理由にありますとおり、都市公園運営に堅実性があることや、収入増につながる新たな具体的提案が評価され、選定されております。

平戸公園・田平公園については、1者から応募があり、審査の結果、指定管理候補者は、着実な管理運営実績があり、指定管理者に求める

水準を満たした事業計画となっており、都市公園を適切に管理運営できると評価され、選定されております。

百花台公園については、1者から応募があり、審査の結果、指定管理候補者はしっかりとした管理運営実績があり、指定管理者に求める水準を満たした事業計画となっており、都市公園を適切に管理運営できると評価され、選定されております。

選定委員会の選定結果報告を受け、これら3団体を指定管理候補者に決定し、本議会に指定管理者の指定に係る議案を提出させていただいたものです。

3の指定管理期間及び債務負担額ですが、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としています。

また、5年間の指定管理負担金は、西海橋公園は1億6,574万円、平戸公園・田平公園は1億9,867万9,000円、百花台公園は1億6,452万2,000円であり、5年間の債務負担行為を設定する議案として、第76号議案を提出させていただいております。

最後に、4の今後の予定ですが、本議会での議決後、指定管理者の指定告示を行い、来年3月までに基本協定書や令和6年度の協定書を締結する予定としております。

以上で、第76号議案関係部分及び第104号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【清川分科会長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」、及び第77号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」のうち港湾課関係部分に

ついて、補足してご説明いたします。

この議案につきましては、本分科会後の委員会の方で審査いただく予定の指定管理者の指定と関連しておりますので、まず第105号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、ご説明させていただきます。

引き続き、補足説明資料の27ページ、第105号議案「港湾施設の指定管理者の指定について」をご覧ください。

港湾施設のうち、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー、長崎港福田マリーナ、長崎出島ハーバー及び小江ポートパークの3施設について、指定管理期間が令和6年3月31日で満了するため、指定管理者の公募及び選定を行い、条例の規定により指定管理者を指定するものです。

1の指定管理候補者ですが、の長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区は、「長崎パークマネジメント共同事業体」、の早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーは、「H A I K Iマリーナハーバー合同会社」、の長崎港福田マリーナ、長崎出島ハーバー及び小江ポートパークは、「長崎サンセットマリーナ株式会社」をそれぞれ選定しております。

2の選定経過ですが、指定管理者の公募を8月15日から9月19日の間で行い、その後、外部有識者7名で構成します長崎県土木部指定管理者選定委員会において、利用促進策や管理費用の縮減の取組、組織人員体制等の観点から審査を行い、指定管理候補者の選定を行いました。

次の28ページをご覧ください。

（4）に、それぞれの選定結果を載せております。

まず、の長崎港常盤・出島地区及び松が枝

地区につきましては、2者から応募があり、審査の結果、指定管理候補者は、選定理由にありますとおり、施設の利用を最大限に発揮する実現性のあるイベントが提案されており、ベイエリアの振興が期待できると評価されています。

の早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーにつきましては、3者から応募があり、審査の結果、指定管理候補者は、収益確保の取組の提案と、組織・人員について専門職員の適正な配置が予定されており、効率的な運営体制の確立が期待できるものと評価されています。

の長崎港福田マリーナ、長崎出島ハーバー及び小江ポートパークにつきましては、2者から応募がありまして、審査の結果、指定管理候補者は、施設の積極的な利用促進策の提案があり、収支計画に妥当性が見られ、経営の安定性に優れているというふうに評価されています。

選定委員会の結果報告を受けまして、これら3団体を指定管理候補者に決定し、本議会に指定管理者の指定に係る議案を提出させていただいておるものです。

3の指定管理期間ですが、及び につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、 につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としています。

の早岐港ハウステンボスハーバー及びハウステンボスマリーナにつきましては、IRの区域認定後は、IR事業者へ譲渡する予定としておりますので、譲渡手続を考慮しまして、2年間としているものでございます。

4の指定管理負担金の債務負担は、 の長崎港福田マリーナ、長崎出島ハーバー及び小江ポートパークのみ一般会計で1,249万円、特別会計で2,751万円であり、5年間の債務負担行為を設

定する議案として、第76号議案及び第77号議案を提出させていただいております。

なお、ほかの2施設につきましては、県に指定管理者からの納付がありますので、債務負担は設定しておりません。

最後に、5の今後の予定ですが、本議会での議決後、指定管理者の指定告示を行い、来年3月までに基本協定書や令和6年度の協定書を締結する予定としております。

以上で、第76号議案及び第77号議案関係部分、並びに第105号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案、第104号議案、及び第105号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】では、第104号議案、第105号議案について質問をさせていただきます。

まず、第104号議案ですけれども、先ほど説明がありました資料の26ページ、平戸公園・田平公園、百花台公園は、応募団体が1者しかありませんでした。つまり、比較対象がない状況での審査ということになります。なぜ1者のみだったのかということ。

それと、1者の評価に対して得点が8割を超えたということが選定理由になっておりますが、それでは何を評価したのかということ。

これまでの5年間の部分で、何を評価して、そして、次の5年間に向けて何か新しい改善点はあるのか、お尋ねいたします。

【田坂都市政策課長】まずは、平戸公園・田平公園、そして百花台公園が1者だったことについて答弁をさせていただきます。

主な応募資格といたしましては、県内に主たる事務所を有すること、それから1級造園施工



管理技士の資格を有する者を配置できることの2点を設定いたしましたして、多くの応募を可能としております。

募集に当たりましては、県政記者室への募集開始情報の提供、それから県のホームページへ募集要項等を掲載するとともに、全国的な指定管理PFI情報サイトであるベスピィへの掲載依頼を行いました。

また、この募集期間が1か月、これは8月7日から9月6日までの1か月と短いことから、指定管理業務の取りまとめをしている新行政推進室のホームページで、今後の募集予定施設一覧を本年の1月から掲載をしていたところでした。

この1者の審査ですけれども、まず、指定管理者制度の導入に関するガイドラインの中で、応募した者が1者であった場合も、当該者が指定管理者として適当であるか審査を行うと規定をされております。

当然、多数の応募者の中から選定することが望ましいんですが、結果的に1者応募の場合も、当該者が指定管理者について適当であるか、土木部指定管理者選定委員会におきまして適正な審査を行い、公平性、透明性を確保しているものでございます。

あと、選定理由のところ、全体の得点が8割を超えるという書き方をしておりますが、この1者応募の際に、指定管理者として適当であるかを判断する得点については何点以上という基準は、特に定めておりません。

審査基準といたしまして、都市公園に関する理解度と管理基本方針、中期計画に関する提案、また都市公園の管理運営に関する提案、それから収支計画に関する提案、都市公園を管理する組織及び人員等に関する提案の5項目からなる審査基準のほとんどで8割以上、または8割近く

という高い評価を得ており、指定管理者として適当と判断をしているものでございます。

前回と今回の管理内容の違いというところでも、前回と今回の管理内容の違いというところでも、平戸公園・田平公園、百花台公園について申し上げますと、平戸公園・田平公園については、電気料金やトイレ清掃を行うシルバー人材センターへの経費が増加する一方、収入面では、有料施設の利用促進により収入を増やす提案となっております。

百花台公園につきましては、作業の効率化や剪定した枝の堆肥化等の管理経費の縮減に努めるとともに、ホテルと連携した合宿誘致等による有料施設の促進策や、春・秋の繁忙期にキッチンカーを誘致するなどによる収入確保に努めようという提案となっているものでございます。

【松本委員】私が気になったのは、前回は令和元年から令和5年までの5年間お任せして、そして、今回さらに令和6年から令和10年までの5年間お任せすると。やはり1者の場合は競争の原理が働かないのもそうですけれども、5年間の総括、どういう課題があったのか、県民の方が利用していて不便な点がなかったのか、その点をどのように改善したのか、新たな点も重要であります。せっかく県費を投じて5年間お願いするのであれば、やはり次の5年で変わっていかねば、1者ですと続けていくということでは新たなものができなくなるようなことにならないように、そこは丸投げにならないような形でちゃんと改善をしているところ、また、課題点をどういうふうに改善しましたという報告を上げていただくようお願いしたいということ。

それと、8割を超える点数というのは非常に高いんですが、25ページの(3)の選定委員のところを見ましたら教授ばかりで、この

中に公園の管理に関する専門家というのがないと思うんですが、その選定委員に対しては、どのような意図でされたんでしょうか。

【田坂都市政策課長】 まず、この5名の選定基準でございますけれども、この選定委員は、長崎県土木部指定管理者選定委員会要綱で委員5人以内と。ただ、港湾及び住宅の審査の際は専門員を加えると規定されております。

委員の選定につきましての基準は定めておりませんが、土木部の指定管理者施設である都市公園の選定に関しまして、有意義な見識を持つ者として、現在は、土木、地域経済、公共施設経営に係る学識経験者の3名と地域ボランティア、環境美化の専門家、それから財務会計の専門家として、先ほど言われました25ページの5名を選定しております。

管理等に直接とは言えないかもしれませんが、この4番の方につきましては、先ほど言いました環境美化であるとかというところの専門性から選定をしておりますので、この方も含めて、その辺の管理等に対しても、それぞれもちろん専門性はあるんですけれども、その立場を超えての意見等は伺い、そして、選定をしたというところでございます。

【松本委員】 ここで、やはり大事になるのは選定委員だと思うんですね。というのが、選定委員が、いかに公園の運営に対して現場を見ている人なのかどうか。教授さんが公園の利用者なのか。実際、一番大事なことは、利用者の方の目線で、どれだけ見れているかということじゃないかと思うんですね。

その部分で、専門家というのも今後やはり入れていかなければ、本当に使っている人の声が反映されているのかというのを感じます。

関連して、105号議案のところの28ページで

すけれども、こちらの方は、メンバーが2人増えているんですね。この6番、7番の方を入れた要因についてお尋ねいたします。105号議案の港湾施設の指定管理のところに、選定委員が104号と違うところがあります。上から5番目は一緒なんですけれども、2人増えておりますので、その要因について、お尋ねいたします。

【田中港湾課企画監】 2名の委員が増えているという内容ですけれども、選定委員会の要綱で専門委員を設けることができるとされておまして、マリナーの運営というのは、やはり特殊な分野がございます。

それと、常盤・出島地区は公園でございますけれども、長崎港の重要な位置づけがございまして、観光の面から、にぎわいの創出という観点から評価する必要があるだろうということで、観光コンベンション協会の方にご審議をお願いしたところでございます。

【松本委員】 同じ議案でも105号の場合には、今答弁にありましたとおり、さっきの5人から日本マリナー・ビーチ協会の常務理事と長崎国際観光コンベンション協会の理事長の専門家を増やしておられるんですね。それは、やはり専門性を持った方の見解を伺いたいという意味合いもあるのかと思います。

それと、104号との違いは、1者随契がないということ。全て2者、3者が入っているということですが、こちらに関して審査結果なんですけれども、新規で変更になった案件はあるのか、お尋ねいたします。

【田中港湾課企画監】 変更点でございますけれども、常盤・出島地区については、イベントの開催やクルーズ旅客の満足度向上にもっと力を入れてもらいたいと、そういった趣旨で評価項目の見直しを行っております。ハウステンボス

マリーナについては、次回から県への納付金をいただくということとしておりまして、これを踏まえて収入の確保や経費削減についての項目を追加するという形で変更しております。

福田マリーナについては、特に変更はございません。ただ、福田マリーナについては、施設として小江ポートパークを追加するような形を取っております。

【松本委員】そういった意味の新規ではなくて、業者が、1番と2番は新規業者に変更になっているんですね。そこはやはり競争の原理が働いて点数が高かった新規の業者が資格を持ったということ。それはなぜかということ、先ほど答弁にあつてますように、自主事業が評価されたということ。また、効率的な収益確保の部分が評価されて業者が入れ替わったということですね。

その部分は、やはり審査の精度が高かったのではないかなという客観的な根拠でありますけれども、この選定委員の影響というのはやはりあるのではないかというふうに思います。

5年間という委託をするということであれば、やはり慎重な審議も必要であると思ひますし、県民の方が利用される施設でございますので、議会で承認を求めるときにはそういったことがわかるように見せていただければ、これまでとどういうところが違って、これからどう変わるのかということ、5年間という期間もお願いをするわけですから、そちらに対して、戻りますけれども、第104号議案の平戸公園、百花台公園、そして西海の方も引き続き同じ業者がされますけれども、その部分で説明をいただきたいと思ひます。

【田坂都市政策課長】先ほどご質問のありました第104号議案の公園に関しては、選定委員会の要綱で5人以内ということで、専門委員を加

えるというところは、この公園には、今のところ適用されていないところですが、この選定委員につきましては、3年ごとに委員の改選がございますので、今委員言われましたご意見等を踏まえながら、検討をしていきたいと思ひます。

それと、今のご質問を、すみません、もう一度お願いします。

【松本委員】再度になりますけれども、この5年間で、この3つの業者がどういうところを今後新たに、今までにないのを取り組んでいかれるのか、端的にお尋ねいたします。

【田坂都市政策課長】大変申し訳ありません。

西海橋公園につきましては、人件費やイベント時などの警備費が増加する一方で、収入面では、2つのソフトボール場の利用促進策として新たなスポーツツールの提案、例えばモルック、ペタンク等でございますが、それとソリ、ゲレンデ収入の増及びインスタ映えスポットの創出、それから物販売上等の収入増に係る新たな提案があつております。

平戸公園・田平公園、百花台公園につきましては、先ほど申し上げたとおりですけれども、有料施設の利用促進により収入を増やす提案でありますとか、春・秋の繁忙期にはキッチンカーを誘致するなど、収入確保に努めるような新たな提案があつております。

【松本委員】最後に申し上げますけれども、コロナ禍の中でもそうですが、やはりアウトドアブームが大変伸びておりまして、公園の利用促進というのはニーズが非常に高いものと思われまます。

単純に、管理だけをするのではなく、先ほど答弁にありましたとおり、やはり県民の方がどんどん伺いたくなる内容、イベント企画、そし

て、収支も含めてしっかりと任せていただけるようにチェックしていただきたいと思います。

以上です。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(俊)副会長】私も、今、お話がありました第105号議案の港湾施設の指定管理者についてお伺いをいたします。

港湾施設というのは、やはり長崎という立地の港、あるいはマリーナ、こういったところに魅力、あるいは価値を感じておられる、県内だけにかかわらず県外の利用者の方々がご利用いただいているという意味においては、観光やおもてなしに資する非常に重要な施設であろうというふうに考えています。

そして、私がお伺いしたいのは、このサンセットマリーナについてですけど、サンセットマリーナに船を係留している方、そしてまたオーナーの方々などから、サンセットマリーナの運営について利用者側に立って考えていないのではないか、あるいは対応が不十分ではないかというようなご意見を度々お伺いする機会が、ここ数年ございました。

そういった意味で、県として、こうした利用者の方々の声が伝わっているのか、また、伝わっているとして何かしらの対応をされたのかということについて、まず、お伺いをいたします。

【田中港湾課企画監】サンセットマリーナについて利用者の声ということでございます。

利用者からのご意見をお聞きして、改善につなげるために指定管理者がご意見箱を設置しておりますが、現在の指定管理期間においては、ご意見箱を用いたクレームと申しますが、そういったご意見は届いておりません。

ただ、今回の選定作業に入った中で9月下旬頃でございますが、今、委員がおっしゃったよ

うにサンセットマリーナの運営に対して、利用者の意向に沿っていないのではないかというご意見が別途県に寄せられましたので、これを踏まえて施設の管理状況等、現地での確認を行ったところでございます。

【中村(俊)副会長】もしよかったら、その結果までお伺いをしたいんですが、よろしいですか。

【田中港湾課企画監】その結果でございますが、指摘されておりました施設管理の不備等について、サンセットマリーナには目的を伝えないで現地の確認をいたしました。また、職員の方にも目的をお伝えしないまま、幾つかお尋ねをさせていただいたんですが、私どもが把握した中では、大きな課題になるようなことは把握できませんでした。

しかしながら、一部、設備の部品交換が必要かなと思われるところとか、そういうところがありましたので、その改善を指示いたしております。あと、ご意見箱をもうちょっと目立つ位置に置き換えた方がいいんじゃないかと思われましたので、そういった点の指摘を、置き換えるようにという指示をいたしました。

【中村(俊)副会長】ありがとうございます。

選定自体は、先ほどお話に出ておりましたけれども、選定委員会、こちらの方で外部の有識者の方々が適正に判断したものと考えておりますけれども、今回、サンセットマリーナが継続をして指定管理を行うというふうに記載されておりますね。

選定に当たって、選定委員会の方々に、こうした利用者の声というものが届いているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

【田中港湾課企画監】選定に当たりましては、提出いただいた事業計画書を基に行う旨、あらかじめうたっておりますので、こうした観点、

公平性を保つ観点から、委員にお伝えすることは差し控えさせていただいております。

【中村(俊)副会長】 サンセットマリナーを運営しているのは、県外の企業であるというふうな理解をしておりますけれども、マリナーの運営に手広く携わっている企業ということで認識しているんですが、地元の県も組んでいただいて利用者に寄り添った運営をお願いしたいと考えております。

ただ、この公募状況を見てみると、マリナーの運営実績がなければならないというふうにされております。マリナーは、どこにでもあるような施設ではなくて、先ほど来申し上げているとおり非常に重要な位置づけであるということも考えておりますけれども、これでは既に実績がある企業、あるいは県外企業しか応募できないという中で、これは私の意見でありますけれども、県内企業でもやはりやる気があるところにはぜひとも参入していただけるような条件の見直しをお願いしたいと考えておりますが、お考えを聞きたいと思っております。

【田中港湾課企画監】 今ご指摘がありましたように、応募には運営実績を条件とさせていただいております。マリナーの運営には、専門性の高い要素が含まれておりますので、実績を重視している面がございます。

ただ、実績がある企業との連合体も提案できるようにはしておりますが、ご意見がありましたことを踏まえ、例えばマリナー運営に携わった方をスカウトして、経験のある方を責任者として配置することを条件とするとか、そういったことなど事業体として実績がなくても、経験者を採用することを条件として、適正な管理・運営能力の判断ができないか、こうしたことを専門家のご意見を賜りながら検討してまいりた

いと思っております。

【清川分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【坂本委員】 第76号の補正予算の水源地域ダム対策、いわゆる石木ダムに係る基金の設立の関係について質問をさせていただきます。

歳入が寄附金ということで10億2,862万円です。それから、支出が水源地域ダム対策費ということで計上されておりますけれども、これも一般質問でも突っ込んだやり取りも含めてありましたので大方理解はできているんですけれども、4点ぐらい確認をさせていただきたいと思っております。

まず、この10億2,862万円の寄附金ですけれども、これは旧基金からの、いわゆる残余財産を県で受け入れるということなんですけれども、そもそも旧基金の金額というのは、旧基金がスタートした時に基金の額は幾らだったんでしょうか。

【田中河川課企画監】 旧基金の出発時点の金額でございますが、10億8,000万円になります。

【坂本委員】 10億8,000万円。先日の一般質問の中で支出については2億2,000万円というふうな答弁だったんじゃないかなと思っておりますけれども、そうすると、途中で基金が増えていったという理解でいいんですか。

【田中河川課企画監】 委員がおっしゃられますように、平成25年で2億7,000万円ほど生活再建等特別助成金としてお支払いさせていただいております。

ただ、基金につきましては、運用させていただいておりますので増減しております。

【坂本委員】 わかりました。

次に、事業の中身なんですけれども、先ほど事業内容ということで補足説明でありました。旧基金と新基金案ということでありましたけれ

ども、旧基金の事業の内容というのは、財団法人の旧基金の規約がありまして、そこに4点ほど書かれております。

旧基金でいうと、水没地域及びダム周辺の住民の生活再建のために必要な調査・相談及び助成、これが補足説明資料の最初の「・」じゃないかなと思いました。

それから、2つ目が、ダム周辺地域の振興のための調査及び助成ということですが、これがちょっと見当たらないなど。

3点目が、ダム周辺地域の環境保全のための調査研究及び助成ということで、これが水源涵養林の維持保全対策かなと思っておりますけれども、私が今見当たらなかったと言ったダム周辺地域の振興のための調査及び助成というのは、何か旧基金では支出をされたんですかね。

【田中河川課企画監】委員がおっしゃられました地域振興に係る旧基金での対応状況ですが、先ほど言われました生活再建と水源地の涵養林の保全等については行っておりますが、水源地域に関する整備調査等については、今のところはなかったと思っております。

ただ、これまでも水源地域整備計画に係る内容についてご要望等をいただいて、町を中心に整備計画の中身について意見を出していただいておりますので、今後は新基金の中身になりますが、そういう地域振興策を立てまして、新基金に予定しております対策後の維持管理等に使っていただければと思っております。

【坂本委員】わかりました。そうすると、旧基金では、この3点が中心になっているということでありまして、そういうふうに理解をいたしました。

それから、今回、新基金の事業の概要のところ関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興

ということで、これは旧基金と同じだろうというふうに思うんですけども、旧基金でいう水没地域及びダム周辺地域の住民。

今回、新基金の範囲ですね、旧基金と新基金の関係住民というところの範囲というのは変わるのでしょうか、同じなのでしょうか。

【田中河川課企画監】まず、生活再建に係る住民の方という点でご説明させていただきますと、旧基金におきましては、これまでご協力いただいた101世帯の方々には生活助成等を行わせていただいておりますので、生活再建におきましては、川原地区の13世帯の方に今後ご協力していただきたいということで、残られている方をと考えております。

地域振興につきましては、今後、整備します水源地域整備計画の中で地域を指定しておりますので、その地区であります石木地区、岩屋地区、木場地区の3地区が地域となると考えております。

【坂本委員】わかりました。そしたら関係住民という範囲は、これまで助成をした101世帯と、それから今後想定されるといいますか、県としてはですね。13世帯ということで、世帯数としては114世帯という理解でよろしいですね、この関係住民という範囲はですね。

【田中河川課企画監】今後、新基金におきましては、残られている川原地区の13世帯の方を想定しております。

【坂本委員】新基金では、そういう理解ですね、わかりました。

それで先日の一般質問の中で、清算状態にあったのを10年間たって、今回、新基金を創設するというふうなことでの予算計上ですけども、なぜ今なのかという質問に対する答弁として、今後、そういう住民の皆さんの生活再建のため

の具体的な提案を行う、あるいは先ほどありました水源地域整備計画の策定、具体的なそういった提案を行うために行ったというふうに私は一般質問の中で理解しましたけれども、そういうことでいいですか。

【田中河川課企画監】委員がおっしゃられるとおりでよろしいと思います。

【坂本委員】わかりました。

それで今一番問題になっているのは、今からの関係住民の範囲に入る13世帯の川原の皆さん方だろうというふうに思っておりますけれども、昨年の9月に知事が行かれて、それから話合いが途絶えているというふうなことで、ただ、毎月お願いの文書をずっと出してますというふうなことでありました。

私も、前回の委員会か前々回の委員会で、いわゆる今実際に旧地権者の皆さん方が耕している田んぼだとか水路、そういうところに工事用の土砂が積まれているというふうなことで、実質的な行政代執行じゃないですかというふうな質問をしたと思います。今、そういう膠着状態、県は願います。これは川原の皆さんにとっては一方的な受け止めだというふうに私は理解しているんですよ。

それで、住民の生活再建とか、そういう水源地域整備計画と同時に、やはり話合いをするための一方的なお願いではなくて、話合いをするための具体的な提案もやっぱりしなければならぬと思うんですよ。信頼回復だとか、いろんな問題を私も指摘してきましたけれども、その提案もやっぱり同時に行わないといけないというふうに私は考えているんですけれども、そういった具体的な話合いのための提案というのは考えられていますか。

【田中河川課企画監】まず、委員がおっしゃら

れたことについて訂正させていただきますと、昨年9月に知事が話合いに行かれておりますが、それ以降は行かれておりません。その後につきましては、知事との話合いを行っていただきますように、職員の方で毎月お会いして、お話をさせていただいております。文書の送付ということをおっしゃられましたので、そこは職員が直接行って、お話をさせていただいておるところでございます。

その中におきまして、職員が知事との話合い、当然、事業に対する疑問点等についても、これまでもお答えしますということをおっしゃっていますので、あと、生活再建等も今後どうしていかれるのかというご相談をさせていただければということで、今どういった内容でお話をしていたかということをお職員の方で毎月お会いして話をさせていただいておりますので、そこについては、また粘り強く今後も対応していきたいと考えております。

【坂本委員】それ、今までずっと答弁されてきた内容ですよ。先ほどの文書のことは訂正します。職員の皆さんが訪問して、いろいろ話をされているというのは、すみません、私も失礼しました。ただ、今までの答弁と変わらないわけなんですよ。

今回、新たに基金をつくって10億円という予算を準備するというようになっていて、ということは今までと違うような具体的な考え方を、いろいろ発想を転換していかないと、今までと同じようなことをやっても進捗するんですか、この話合いというのが。そういうふうに河川課としては理解されているんですかね。私はそれなかなか厳しいんじゃないかなというふうに、この間の状況を見て思うんですよ。

だから、そういう今までやられてきたことを

粘り強くするというのは、ずっと今まで聞いてきた答弁ですから、それ以上にやはりきちんと具体的な提案というのを持っていかないと応じてもらえないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺いかがですか、再度教えてください。

【田中河川課企画監】委員がおっしゃられますように、いろんな工夫というのでも必要かと思いますが、それも含めて、現在、職員の方で、内容等もどういった内容を求められているのかということを含めて粘り強く今対応させていただいておりますので、今後も続けていきたいと考えております。

【坂本委員】これ以上の答弁はできないだろうというふうに思いますけれども、私も何回も言っていますように、信頼をどう回復するかということに尽きるんじゃないかなと思うんですよ。

特に、川原の住民の皆さん方は、これまで例えば覚書ですとか、あるいは強制測量ですとか、やっぱりそんなふうでどんどんどんどん県に対する信頼というのが、非常に不信感というのが募っているわけですから、それをどう払拭していくのかと。

そうしないと、これまでのように生活再建を含めての話合いというふうな、そういうことだけではなかなか理解は得られないというのは、もう目に見えているというふうに思いますので、ぜひ今後は行政代執行とか、そういうのを含めて、やっぱりこれはもうしないと。

今まではしないと行ってないですもんね。あくまでも理解を得るのを最優先にやっていきますというふうな、そういう答弁なんですけれども、それぐらい踏み込んで、例えば工事の一旦中断だとかを含めてしないと、話合いというのは進まないというふうに思いますので、そうい

う中で一方的に、こういう生活再建のための基金というのを打ち出すということについてはどうかというふうな指摘をさせていただきます。

引き続き、もう一つ確認させてください。

これは港湾課になると思うんですけど、繰越明許費で県内の県営空港ですね。対馬とか福江空港とか小値賀、要するに繰越明許費の理由の中に、資機材とか人材逼迫及び入札の不落・不調というふうに書いてあります。

一方で、令和6年度の新規要求の箇所評価調書というのが出されておりますけれども、この中で空港整備事業というのが、福江空港とか吉岐・対馬あるんですけども、新規で要望した理由の中に、例えば滑走路の老朽化だとか、それから安全区域について基準が改正されたとか、非常に緊急にしなければならないような理由が書かれているわけですね。それとの関係性というんですかね。

一方では、繰越明許ということで、人材とか資機材があって翌年に繰り越すというふうなことになって大丈夫かなと思ったもんですから、そこら辺についての認識をお聞かせください。

【松本港湾課長】今回の繰越明許に係る部分は、どちらかというところでの設備になります。来年始めようとしているところの工事は、リサというところで末端の盛土とか土木施設になりますので、それを今から調査して設計してから始めますので、それについては通常予算でやりたいと思っているところです。

【坂本委員】わかりました。そしたら、その工事内容が違うということなんですね。了解しました。

以上です。

【清川分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【初手委員】ダムの関係について質問させてい



ただきたいと思います。

まず、補足説明資料の5ページの部分ですが、説明がありました内容の中で、4番に今後のスケジュールということで3項目書かれています。これに関して、もう少し具体的なものが出ないのかなと思いながら、もし具体的なものが出せるのであればお願いしたいと思いません。

特に、一番下の新基金の設立（令和6年1月以降）ということでありませけれども、その以降はどういうふうに大枠的に進んでいくのか。周辺地域整備計画が具体化されてくるタイミングが、まだ見えませけれども、もう少しその辺がはっきりしないのかなというふうに思っています。

その中で、あと、どのように議会として関わっていくのか、まず、その1点目をお願いいたします。

【田中河川課企画監】委員の質問の基金の今後のスケジュールということですが、具体的にいきますと、まず、旧基金につきましてご説明させていただきますが、県議会の本定例会におきまして議決をいただいた後ですが、残余財産を県へ寄附することをもって清算終了となり、旧基金の法人は消滅することとなります。

新基金におきましては、予算案の議決後、財団法人石木ダム地域振興対策基金の残余財産約10億円を全額県の方へ寄附していただきます。その財産を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づきまして、一般財団法人に出捐することにより設立することを予定しております。

設立につきましては、今議会の議決後ですが、来年、令和6年1月以降の設立を考えております。

また、議会との関わりについてというご質問

でございますが、新基金は、県が出捐して設立する県の出資団体ということになりますので、今後におきましては、出資団体におきまして経営状況を調査し、議会の方に対しましては、毎年1回報告することとなるかと考えております。

また、新基金の中には、当然、旧基金の清算人会でおられました副知事、県議会の議長も委員メンバーにおられますので、今想定していませんのは、同じように新基金の中にも入っていただきたいと考えております。

【初手委員】重ねて質問をさせていただきます。

今後のスケジュールの流れにつきましては、理解をいたしました。

次に、6ページの関係でお尋ねをいたします。

地域振興策が、まだ具体的に出ていませけれども、実際に水特法に基づく地域振興策というのが位置づけられて、それは水特法に基づいて国、県、佐世保市、川棚町の負担でやっていくと思うんですけれども、水特法以外の、いわば対象にならない事業等についても、基金の活用というのが、事業内容によりけりでしょうけれども、対応ができるのか。

先ほど説明の中で、これを確認したかったんですけれども、水特法の水源地域整備計画を進める中でダムの維持管理も基金で対応というようなご説明もあったかと思うんですけど、その辺も含めて確認も兼ねてご答弁をいただきたい。

【田中河川課企画監】基金の地域振興についてのご質問でございますが、事業内容につきましては、新基金の体制によって検討されることとなりますが、今現在、県の方で想定していませんのは、旧基金と同様でございますが、地域振興につきましては、ダム周辺地域の振興に係る費用ということで考えております。

内容につきましては、また県、市町の促進調

整会議というのがございますので、その中で、今後つくられます水源地域整備計画のメニューを決めて、進めていきたいと考えております。水源地域整備計画の事業については、また、別途、事業として整備をしていきますので、基金の中では、その後の維持管理等に使用していただきたいと考えております。

水源地域整備計画のメニュー以外も、この新基金の体制の中で考えられますので、そういったものを含めて検討されていくものと考えております。

【清川分科会長】ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。まずは第76号議案、先ほどからの石木ダムに関わる基金の設立について、お伺いをいたします。

坂本委員から粘り強い対話をこれからもということで、先ほどの議論の中で終わったわけですが、地元の皆様のご意見、また思いをどれだけ聞いてきて、どういう声があって、この基金の設立に至ったのか、ご答弁をお願いいたします。

【田中河川課企画監】新基金の設立につきましては、今現在、石木ダムの建設促進について、石木ダムの建設というのは必要不可欠でございます。当然、早期完成を目指しております、工事工程に沿って進めております。

一方で、川原地区にお住まいの皆様のご理解、ご協力を得られるよう今後も努力していくとともに、生活再建に向けて基金を創設するという、知事、佐世保市長、川棚町長と7月だったと思いますが、意見が一致して、早急にこういった体制を整えたいということで進めております。

【中村(泰)委員】今お尋ねしたのは、地元の皆様からどのような思い、また意見があって、こ

の基金の設立に至ったのかということでお伺いいたしました。

県側、また佐世保市さんの思いというのは、これまで述べていただいたものですが、改めて、地元の皆様とこれまでどういった対話をしてきて、この基金の設立に至ったのか、お尋ねいたします。

【田中河川課企画監】旧基金も新基金も内容的には同じようなことを考えておりますが、これまでご協力していただいた方には、これまでお支払いしておりますので、残られている川原地区13世帯の方に、同じように生活再建に関するご心配等について、この基金を活用してサポートしていきたいと考えております。現時点では、残られている13世帯の方々から基金についてのご要望等はあっておりません。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。今残っておられる13世帯の方々には、この基金を求めておられるかどうかというものではないと今おっしゃられました。県が言われることもわかります。

県としては、こういった新しい基金を設立したと、地元の皆様にその思いを、県の思いをわかかってほしいといったことが本音だと思います。

対話、交渉がなかなか進まない中にありますけれども、こうやって新しい基金を設立したわけですから、この基金についてもしっかりと地元の皆様と話をさせていただければと思います。

続きまして、第105号議案の指定管理者の指定についてお尋ねをいたします。

長崎港常盤・出島地区の指定管理者の選定ですけれども、現在、議論が行われております常盤・出島近隣の元船地区の整備構想や松が枝地区の整備構想との連携に関しては、今回の審査において、審査項目には上げられていないとい

うことを事前に確認をさせていただいております。

元船地区の整備構想は、本年の9月から議論が始められて、松が枝地区の整備構想は、案が、前回の9月議会で議案外で上程をされておまして、今回の審査には現実的に間に合わなかったというふうに思っています。

しかしながら、今回の常盤・出島地区は、元船・松が枝の中間にごさまして、両地区との連携は当然のこと、求められていると考えます。

9月の元船地区の整備に関する会議においても、委員の皆様、また土木部長からも、長崎港全体における面での連携が大事であるとおっしゃられましたし、多くの方から、そのような意見が示されたところでございます。

今回の常盤・出島地区の指定管理期間は5年となりまして、現時点では、元船地区の整備構想や松が枝地区の整備構想との連携については求められておりませんが、今回は、今回選定された指定管理者と連携して、長崎港全体の整備を進めていくべきと私は考えますが、県のご見解をお伺いいたします。

【松本港湾課長】今、委員から構想との連携というお話がありましたけど、今、長崎港湾内では、みなとオアシスというものを設けてまして、港に面する指定管理者が全て入られた協議会をつくっております、それに基づいて連携を生んで、にぎわいを生みましようというような取組を進めているところです。

そういうことで、今回の指定管理者の応募に当たっても、みなとオアシスを活用したにぎわいの創出ということはどうなっているところですか。

今、構想にあるところも指定管理者制になっていますので、その施設についても協議会のメンバーになっていますので、今の時点でも、そこ

との連携というのは生むことになっております。将来、また別の組織になったとしても、それは引き続き連携を生かしたいというふうに思っているところです。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。

私の事前の確認と少し内容が違ったので、確認をさせていただきたいんですけども、今回、指定された指定管理者の方もみなとオアシスのメンバーとして今後連携をされるという理解でよろしいでしょうか。

【松本港湾課長】今年までされる方も、みなとオアシスのメンバーになられているということが一つ。

それと、来年度以降の方についても、その組織に入っていて一緒に活動していただけるというふうに思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。承知いたしました。

例えばですけども、クルーズ船がコロナ禍前と同じぐらいの規模で受入件数も戻ってきています。クルーズのお客様が県内にお金をなかなか落とされないと、そういったことがメディアでも取り上げられております。近隣の水辺の森公園をクルーズのお客様が回遊されているといったことも、たまにお見かけしますが、横丁のようなスタイルで水辺の森公園に仮設のテントを建てるとか、そういうようなことになると、当然、指定管理者の方との連携が必要になってくると思いますので、そういったことも考えられるので、このような質問をさせていただきました。

選定理由にも、施設の効用を最大限発揮する、施設の利活用の方策として実現性のある自主事業が提案されており、ベイエリアの振興が期待できるというような形で書かれておりますので、

ぜひとも長崎港全体のベイエリアの価値を高めるためにも連携を引き続きお願いしたいと思いますし、さらに、進化させていただきたいと思っております。

以上です。

【清川分科会長】ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案、第104号議案及び第105号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【坂本委員】討論までいかないですけれども、先ほど質問いたしました第76号議案の補正予算の水源地域ダム対策につきましては、先ほど指摘しましたように、基金の設立とする事業についての具体的な提案をするということでありましたけれども、対話のための話し合いをするというふうな提案については、これまでと同じような形でありましたので、私としては、この基金の説明については認められませんので、反対をさせていただきます。

以上です。

【清川分科会長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時20分 休憩

-----  
午前11時21分 再開  
-----

【清川分科会長】分科会を再開いたします。

まず、第76号議案のうち関係部分について、採決いたします。

第76号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【清川分科会長】起立多数。

よって、第76号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第77号議案、第79号議案のうち関係部分及び第80号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料、土木部をお開きください。また、これに加え（追加1）をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第86号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」、第87号議案「長崎県営住宅条例の一部を改正する条例」、第97号議案「契約の締結について」、第98号議案「契約の締結の一部変更について」、第99号議案「契約の締結の一部変更について」、第100号議案「契約の締結の一部変更について」、第104号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第105号議

案「公の施設の指定管理者の指定について」であり、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

まず、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和5年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでありまして、その内容は、記載のとおりでございます。

次に、起訴前の和解についてでございます。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申し立て28件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでございまして、その内容は記載のとおりでございます。

次に、契約の締結の一部変更についてでございます。

令和4年11月定例会で可決されました主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）矢代大橋）におきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものでございまして、内容は、記載のとおりでございます。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

令和6年度の主要施策につきまして、まずはじめに（追加1）の資料をご覧ください。

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策(素案)」を策定いたしました。

これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けまして、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、土木部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針といたしましては、「新しい長崎県づくり」のビジョン実現に向けたドローン等関連施策に取り組むほか、県内産業や暮らしを支える社会資本の整備・充実を図るとともに、災害に強い強靱な県土づくりを推進するため、3つの柱といたしまして、1つ、豊かな暮らしの実現と地域活性化に向けた広域交通ネットワークの形成と個性あるまちづくりの推進、2つ目、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り支えるための強靱な県土づくりの推進、3つ目、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための戦略的なインフラ老朽化対策の推進とインフラの有効活用を挙げております。

主要事業につきましては、島原道路整備事業などの道路新設改良費、長崎港松が枝地区旅客船ターミナル整備事業などの港湾改修費、早岐川河川改修事業などの大規模特定河川事業費等を実施してまいります。

元の資料にお戻りください。

幹線道路の整備についてでございます。

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、高規格道路の整備を重点的に進めております。

こうした中、島原道路におきまして、国が整備を進めてきた森山東から森山西インターチェンジとの間の3.3キロメートルが、先月12日に開通いたしました。

今回の開通によりまして、並行する国道57号の混雑緩和が図られるとともに、島原半島と県央、長崎地域とのアクセスがこれまで以上に向上するなど、周辺地域において様々な効果が現れてきております。

また、西九州自動車道の早期完成に向けて、佐賀、福岡両県の関係自治体と協力して、先月14日に東京で建設促進大会を開催するとともに、国土交通省や財務省に対して強く要望を行ってまいりました。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

そのほか土木部関係の主な所管事項につきまして、今回、ご説明いたしますのは、石木ダムの推進、海砂採取限度量に関する検討委員会について、そして事務事業評価の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況についてでありまして、内容は、記載のとおりでございます。

なお、海砂採取限度量に関する検討委員会につきましては、補足説明資料を配付させていただいており、内容は、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【清川委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】第86号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会課長補足説明資料3ページをご覧ください。

今回の改正は、上屋使用料等について、使用期間の長短で異なる単価を月単価に見直すこととしておりまして、所要の改正を行うもので、同条例第7条及び別表第1の使用料単価の見直しを行うものです。

1の条例改正の内容ですが、（1）第7条の使用期間につきましては、改正前が、15日以内、相当の理由がある時は延長を許可するとしたものを、改正後は、一月以内の使用期間として、相当の理由がある時は一月を超えて使用期間を定めることができるということに変更したいと。

（2）の単価の見直しにつきましては、岸壁等の「荷置料」、「上屋使用料」、「荷捌地使用料」、「野積場使用料」について、見直しを行いたいと思っています。

1例として、上屋使用料を挙げておりますが、改正前が、15日以内の単価、16日以上単価と2つに分かれていたところを一月の単価にするものです。

次の4ページをご覧ください。理由を記載しております。

同じ施設を使用しても、15日以内と16日以上とで単価が違っている中、実際は一月以上使用するものが大部分を占めているため、実態に合わせて制度を見直すことで、事務の適正化及び効率化につながっていくものと考えております。

3に記載のとおり、施行日は年度の始まりとなる令和6年4月1日を予定しています。

以上で第86号議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いします。

【清川委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】それでは第87号議案「長崎県営住宅条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

補足説明資料の5ページをご覧ください。

本条例は、県営住宅の管理について規定したものでございます。

改正理由でございますけれども、現在の県営住宅の入居要件としては、同居親族を求めておりましたが、令和4年3月31日付で、同居親族要件の廃止を求める国土交通省住宅局長通知が発出されたこと。

それから、同居親族がいない単身世帯が、県内でも今後増えることが想定されることから、今回、所要の改正を行うものでございます。

次に、条例改正の内容でございます。

資料に記載しておりますとおり、現行の条例においては、県営住宅に単身入居可能な方は、60歳以上の老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る方に限定をさせていただいております。

今回の改正は、それらの要件を廃止し、公営住宅法で定める収入要件及び暴力団でないなどの要件を満たせば、これまで入居ができなかった単身者の方でも、要するに若年の単身者の方も含まれることとなりますが、入居は可能となります。

ただし、同居親族がいらっしゃる世帯の入居機会を阻害しないように、単身者が入居できる住戸については、一定の基準を設定する予定としております。

以上で説明を終わります、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【清川委員長】次に、河川課企画監より補足説明を求めます。

【田中河川課企画監】第97号議案「契約の締結について」、ご説明いたします。

課長補足説明資料6ページをご覧ください。

工事名は、浦上ダム建設工事(仮設工3工区)、

工事場所は、長崎市昭和3丁目でございます。

長崎水害緊急ダム事業は、昭和57年の長崎大水害により被害を受けた中島川・浦上川の抜本的な治水対策として、既設ダムの再開発及び新設ダム建設を行うもので、本工事は、そのうち、既設水道専用ダム、浦上ダムの再開発を実施するものであります。

工事概要としましては、工事長201メートル、仮設岸壁工201メートル、盛土工2万7,000立方メートルを施工するものとなっております。

契約相手は、三基・錦特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社三基、代表取締役は山口雅二であります。

契約金額は、消費税を含め15億4,137万9,400円、工期は620日間であります。

7ページに、位置図・平面図及び断面図を示しております。

8ページをご覧ください。

入札結果についてですが、総合評価方式による入札を行い、応札のあった4者の参加資格・技術提案等の審査を行い、三基・錦特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、仮契約を行い、今回、契約の締結について上程させていただいております。

以上で第97号議案の補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【清川委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【大我道路建設課長】道路建設課からは、契約の変更3点を説明させていただきます。

補足説明資料10ページをご覧ください。

第98号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事名は、主要地方道平戸田平線道路改良工

事（（仮称）向月トンネル）、工事場所は、平戸市野子町向月でございます。

平戸田平線は、平戸島南部の平戸市野子町を起点として、平戸島の西側を南北に縦断し、田平町へ至る重要な幹線であります。

当工事は、幅員狭小などにより、通行に支障を来している区間について、バイパス工事により走行性向上・安全で円滑な通行の確保を図るものであります。

工事延長516メートル、トンネル工466メートル、道路改良工50メートルを施工しているところです。

契約相手は、堀内組・久田組・松田産業特定建設工事共同企業体。現在の契約金額は、消費税を含めまして17億3,783万5,000円であります。今回、7,539万8,400円増額し18億1,323万3,400円に変更するものであります。

11ページに位置図、12ページに平面図を示しております。

13ページをご覧ください。

今回の変更内容は、労務単価・資材単価の高騰に伴いまして、いわゆるインフレスライドにより増額となるものです。

以上、第98号議案の補足説明でございます。

続きまして、補足説明資料14ページをお願いいたします。

第99号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事名、主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）大亀矢代トンネル）、工事場所は、雲仙市小浜町大亀から南島原市北有馬町乙でございます。

小浜北有馬線は、雲仙市小浜町と南島原市北有馬町を結ぶ幹線道路であり、当工事は、バイパス工事により通行車両の走行性・安全性の向

上を図るものでございます。

工事延長1,060メートル、トンネル工896メートル、道路改良工164メートルを施工しているところであり、契約相手は、熊谷・門田・中島特定建設工事共同企業体。現在の契約金額は、消費税を含めまして35億7,309万1,500円でありまして、今回、1億9,100万4,000円増額し37億6,409万5,500円に変更するものであります。

15ページに位置図、16ページに平面図を添付しております。

17ページをお願いいたします。

今回の変更内容は、労務単価・資材高騰によりインフレスライドにより増額となります。

以上が、第99号議案の補足説明でございます。

最後に、補足説明資料18ページをお願いいたします。

第100号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事名は、主要地方道厳原豆酩美津島線道路改良工事（（仮称）箕形トンネル）、工事場所は、対馬市美津島町吹崎から箕形でございます。

本路線は、対馬の下島を周回し、沿線地域の生活道路や尾崎漁港からの運搬道として利用されている幹線道路でありまして、バイパス工事により安全・安心な生活道路の確保をするものでございます。

工事延長805メートル、トンネル工740メートル、道路改良工65メートルを施工しているところであります。

契約相手は、奥村・新井・ヤマダ特定建設工事共同企業体。現在の契約金額は、消費税を含めまして25億6,418万9,100円であります。今回、1億9,877万9,900円増額し27億6,296万9,000円に変更するものであります。

19ページに位置図、20ページに平面図を示し



ております。

変更内容につきまして21ページをお願いいたします。

労務単価や資材高騰などにより6,600万円の増額であります。

22ページをお願いいたします。

箕形トンネルの掘削としては、全て現在設計を進めております図面の左側、加志地区の方へ流用を予定しておりましたが、詳細な調査を行ったところ必要な盛土量が減少したことから、いわゆる残土、土砂が余った分の処理として、その処分に9,900万円の増額となるものです。

続きまして23ページをお願いいたします。

トンネル土砂を盛土に流用するための置き場所は、昼・夜ともに青囲みの場所を予定しておりましたが、夜間は住宅地への騒音・振動の影響があることから、赤囲みの場所に一旦仮置きをしまして、昼間の間に青囲みの場所に移動したいと考えております。積み込み運搬の費用などで約2,000万円の増額となるものです。

24ページをお願いいたします。

現地着手時にトンネルの坑口の周辺を伐採したところ、不安定な転石を確認したことから落石防止柵を追加するという事で、900万円の増額となることなどによります。

以上、第100号議案の補足説明でございます。

道路建設課契約変更3件の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

第104号議案及び105号議案に対する質疑については、分科会において終了しておりますので、第86号議案、第87号議案及び第97号議案ないし第100号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど説明がありました増額変更ですね、98号、99号、100号について質問いたしますが、98号が平戸の道路で約7,500万円、99号が雲仙の道路でトンネルも含めて約1億9,000万円、そして、100号が約2億円ということで、かなり金額が大きい増額になっております。100号について、特に掘り下げて質問いたします。

先ほど説明がございましたが、全般的に物価高によるインフレスライドが要因ということでございます。今回も2億円のうち6,652万円が、物価高によるものだということでございますが、これは、要するに、契約をしてから着工までの期間に、契約した時の単価から大幅に上がったという認識だと思っておりますが、その契約から着工までどれくらいの期間を要したのか、そして、特に何の単価の影響が大きかったのか、お尋ねをいたします。

【大我道路建設課長】いわゆるインフレによる増額で、工事着工までにどの程度を要したかというご質問かと思えます。

基本的に、工事着工まで、契約した後、2か月ほどを要するかと思っております。

今回、工事着手すると、インフレの増額を申請するという業者の方から協議がきます。協議の前に、工事をやっている部分があれば、その部分というのは当初の契約単価という扱いになりまして、協議の申し入れがあった日の後の工事について、新しい単価に変更して、契約変更を行うというものです。

今回、2か月ということですがけれども、箕形トンネルの場合は、インフレの協議をいただいた時には、工事に着手しておりませんでしたので、工事内容の全てがインフレスライドの対象となり、増加する方向で金額を変更するという

ものであります。

今回、労務費についての増加もあるんですけども、ここに書いております例としましてセメントの金額については増加の比率が高くなっており、資材関係については離島の場合にはかなり高く上がってきているという印象を私たちとしては持っているところです。

【松本委員】ちょっと確認しておきたいんですが、2か月の間に、それでだけ増えたという認識ですか。

今、2か月間とおっしゃいましたけれども、入札をした時の時期と工事をするまでの期間は2か月以上の期間があったのではないかと思うんですけど、もう一度、確認をします。

【大我道路建設課長】着手という言葉の取扱いが錯誤していたかと思えます。私が2か月と言ったのは、現地に乗り込むということにして、今回、この変更をすることについては、令和5年の4月時点で業者からの申請がきましたので、それ以降の工事について変更を行っているというものです。

当初が、令和4年4月の単価で設定しておりますので、協議を申し入れいただいた時期が令和5年の4月で、実際にそれまでの間、掘削は進んで。

申し訳ございません。先ほどの答弁を訂正させていただきます。

令和5年4月の時点で30メートルほどの掘削が終わっておりますので、その30メートル分については、当初の令和4年4月の段階、それ以降の部分については令和5年4月での変更という積算をしているところでございます。

【松本委員】公告から工事着手まで、要するに1年以上かかったという説明を私は聞いておったものですから、その確認でした。

要するに、1年以上かかっているから、公告から工事着手までの1年間の間に物価高が想定以上に上がったということで、6,600万円以上単価を上げたということで、私が言うことではないんですけども、そういう認識だと思っております。しっかり答弁をしていただきたいと思えます。

それともう一つ大きいのが、この9,905万円の残土処分でございますが、これも説明を聞いていたら、詳細な調査をしたら使えなかったということです。しかし、事前にこのことも、1億円というのは大変大きな金額でございますし、トンネルを掘るのに残土が出るのは当然のことであって、想定ができたんじゃないかと。調べてみたら、だめでしたで1億円というのはいかななものかと思うんですが、これはどうしてもやはり後から調べないといけなかった案件なんでしょうか。

【大我道路建設課長】当初、この部分は加志地区側と左側の方の図面で説明しましたけれども、共有名義がありましたので、着手時点では測量の立入同意がとれず、詳細な測量に立ち入れなかったという状態がございます。

市などが所有している地形図というものを利用しまして、こういう盛土量が必要だろうということで想定して土砂を流用しよう、もしくは捨土をしようというふうに考えていたところでございます。工事着手した後に土地の立入りの承諾が得られたものですから、測量を詳細に行ったところ、必要な土砂の量が少なくなったものですから、残土を捨てる量が増えまして、今回、この残土の処分について9,900万円の増額が生じたものでございます。

【松本委員】この残土処分ですけれども、しかし、今後どこかで必要になることもあり得るん

ではないでしょうか。それはもう無理ですということを決めつけるのは、今後、ほかの工事もありますから、市と協議して、連携して、その残土処分を有効にすることも可能ではないのでしょうか。

【大我道路建設課長】 委員おっしゃるように、土の流用については、発注当時から対馬市などとも協議を進めているところでございます、現在、市の事業だったり、県の事業で土が利用できる状態が整うということですので、基本的には、この残土処分のボリュームについては、全て公共事業に流用できるのではないかとということで調整を進めているところでございます。

【松本委員】 今、答弁がありましたとおり、そこもしっかり努力をしていただいて、必ずどこかで流用できる可能性もあると思いますので、そこは図っていただきたいと思います。

それと、今回増額がこのような多額の金額が出ているのも、もちろん物価高騰ではあると思うんですが、かなり大きな予算になってます。

そもそも公共事業というのは、国の補助も入っていると思いますが、例えば、今回の2億円の増額の対馬の部分に関して、同じように国の補助も入ってくるのでしょうか、お尋ねします。

【大我道路建設課長】 今回、増額させていただいている分については、国からの予算をいただく形での事業を行っておりますので、今後こういった事業を進めるに当たっては、国の方へ必要な予算を要求しながら、工事進捗を図っていきたく思っているところでございます。

【松本委員】 そしたら、その部分は何%入る、国の補助が増額分に対してかかるのか、お尋ねいたします。

【大我道路建設課長】 この離島の分については、

概略でいいますと約60%程度が国の予算として入ってくるという計算になっております。

【清川委員長】 土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開し、引き続き、土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時52分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き土木部関係の審査を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第104号議案及び第105号議案も含め討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第86号議案、第87号議案、第97号議案ないし第100号議案、第104号議案及び第105号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を

求めます。

【岩崎監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

今回の報告対象期間は、令和5年9月から令和5年10月までに実施したものでございます。

なお、補助金内示一覧表については、今回は該当がございません。

初めに、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関連の委託、建設工事、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、資料の410ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについて県の対応状況を記載しております。

最後に、487ページから495ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【清川委員長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【岩崎監理課長】海砂採取限度量に関する検討委員会の提言について、ご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料のA4縦の資料でございますが、1ページをご覧ください。

この資料は、3ページ以降に添付しております、「長崎県における海砂採取限度量に関する提言」を概要版として整理したものでございま

す。

まず、1の海砂採取限度量に関する検討委員会の設置でございますが、本県における海砂採取につきましては、長崎県海域管理条例に基づき、各年度の採取限度量を定め、告示を行っているところでございます。

現在は、平成30年度に31年度から令和5年度までの5年間の採取限度量を定めておりますが、令和6年度以降の採取限度量が未定となっております。

今年度中に、令和6年度以降の採取限度量について定め、告示する必要がございますので、幅広い見地から有識者等の第三者の意見を求めるため、本年4月に、「長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会」を設置したところでございます。

検討委員会に検討をお願いした事項につきましては、 から に記載のとおり、令和6年度以降の長崎県全体及び壱岐海域における海砂採取限度量と限度量の設定期間でございます。

2の検討委員会からの提言の(1)検討委員会の開催状況等でございますが、4月25日の第1回委員会以降、計5回開催した委員会において、海砂採取の限度量についてご検討いただきまして、去る10月25日に提言をいただいたところでございます。

次に、(2)の検討委員会における結論でございますが、県全体における限度量については、250万立方メートルから10万立方メートル削減し240万立方メートルとすること。

壱岐海域における限度量については、現状維持とすること。これによりまして、壱岐以外の海域において、10万立方メートル削減することとなります。

また、新たな限度量の設定期間につきまし

では、令和6年度から令和10年度までの5年間とするが、骨材需要量に関する予測できない急激な変化や、海域環境に対する異常な影響が疑われる事象の発生など、採取限度量の増減を緊急に検討すべき事態となった場合は、設定期間の途中であっても、必要に応じて採取限度量の見直しを行うことも検討すべきとの条件が付されているところでございます。

なお、検討委員会からは、提言に当たりまして、今後とも骨材資源の確保と水産資源の保護及び自然環境の保全との調和を図りつつ、引き続き、海砂の適正採取が確実に行われるよう、業界団体とともに継続的に取り組まれることを強く求められているところでございます。

2ページをお開きください。

最後に、3今後の対応でございますが、この検討委員会の提言や本委員会で委員の皆様からいただきますご意見等も踏まえまして、庁内に設置しております海砂採取に関する庁内検討会議において、「海砂採取限度量に関する県の基本方針（案）」の取りまとめを行います。

来年2月の定例県議会で、この基本方針（案）に対する県議会のご意見を賜りまして、今年度中に県の方針を決定し、限度量の告示まで行う予定としております。

以上で、海砂採取限度量に関する検討委員会の提言についての説明を終わります。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情

につきましては承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【ごう委員】 政策等決定過程の資料の中の410ページの陳情の対応について、お尋ねしたいと思います。

陳情書の一般国道324号「（仮称）茂木バイパス」の早期事業着手及び主要地方道野母崎宿線の建設促進期成会からの要望でございます。

この茂木バイパスの早期事業着手につきましては、これまでも、何年も要望がきていると思います。一般質問等でも、各議員が取り上げてきて、私自身も令和2年6月の委員会で質問させていただいた経緯がございます。

要望の中にもありますように、この茂木地区は、市の中心部に近いにもかかわらず、幹線道路の整備が遅れて、災害の危険性も高いことから、人口減少や産業の停滞など、地域の衰退が進んでいるという現状がございます。

この事業でございますけれども、ぜひとも一日も早く完成をしていただいて、茂木という地域の維持のため、継続していくためにも必要な道路というふうに言われておりますが、県の対応としては、やはり予算が多額に及ぶので、なかなか事業化は難しいというふうな回答になっておりますけれども、これまで、長崎市からも県に対して要望がきていると思いますが、今現在の状況について確認をさせてください。よろしく願います。

【大我道路建設課長】 茂木地区の方からいろいろ要望を、これまでも伺っております。

位置的なお話をさせていただくと、出島バイ

パスから茂木地区につながる新たな道路の建設ということで、これまでずっと話を伺っているところです。

地域振興とか、先ほど委員のお話にもありました茂木地区の維持のためにも、効果が期待されるということで考えてはいるところなんですけれども、今、国道324号の交通の状況を見ると、それほど大きな問題はないのかなというところと、現在の道路についても、部分的に急カーブのところの手当てをやっているという状況がございます。

新たに、バイパスを造るにしても、それ相応の費用がかかるということと、もう一つは、長崎市の中でも南環状線や南北幹線道路の大きな事業をやっているというところからしますと、すぐすぐの着手というところまではなかなか難しいものと思っております。

今後のことを考えますと、現在事業中の工事箇所といたしますか、大規模な事業箇所に早くめどをつけてということで考えているところでありまして、また、この計画を立てるに当たっても、地元長崎市のまちづくりの観点ということも踏まえて、市と一緒に話をしていくべきものと考えているところでございます。

現在のところは、そういう状況でございます。

【ごう委員】ありがとうございます。この「（仮称）茂木バイパス」ですけれども、平成3年、国、県、市で構想される幹線道路協議会において、高速道路の長崎インターチェンジまでの延伸に伴う関連事業のうち県が行う事業として、ながさき出島道路などととも計画されたものだというふうに伺っております。

今、出島道路の利用量などについても、実は想定されているよりも、あまり利用がされていないという現状があるんですが、こちらについ

ては、やはりこの出島道路につながるようなこういった周辺道路の整備ができ上がっていないということも、一つ原因になっているかと思うんですね。

市との協議が必要ということなんですが、今、地域の方々は市にも要望を行っておりまして、市も前向きには考えてくれているような状況があり、そして、その上で市から県に要望が上がっていると思うんですが、現段階として、県と市で何か協議を行っていることとかはあるんでしょうか。

【大我道路建設課長】県への長崎市の要望では、そこには具体的に記載はありませんでしたが、土木部として長崎市からのお話は伺っているところです。

その中でも、市の都市計画のマスタープランに記載されているということも、私たちは情報として知り得てますので、長崎市の立ち位置については、どうなんでしょうかという投げかけをしている段階であって、市としての重要性というところは、市も同様に今やっている事業を早く片づけるというところが、一番に念頭に置かれていることかなと私たちは感じているところでございます。

【ごう委員】わかりました。

いずれにしても、この道路の要望に関しては本当に年数がかなりたっておりますし、今、実は地元では若い人たちが、この地域の存続のために頑張らなければということで、イベントをいろいろと企画したりとかして存続に向けて頑張っているところであります。

また、そういったこともあるのと、企業誘致ですね。1つ企業が来ておりましたけれども、それ以降やっぱり進んでいないのは、こういった道路の整備がなされていないからということ

もあると思います。

またもう一点、観光面からも、今後、熊本とかの観光に周遊をつなげていくようなこととかも考えた時に、やはり道路の整備というものが必要だと思っておりますので、ぜひ一歩踏み込んで長崎市との協議というものを県としてもやっていただきたいということを重ねて要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありますか。

【ごう委員】議案外で質問させていただきます。

元船地区の再整備構想について、確認をさせていただきたいと思っております。

長崎港・元船地区及びその周辺は、五島列島や沿岸諸島への定期航路や軍艦島クルーズなどが発着するターミナルビルをはじめ、ヨットハーバーや、商業、飲食施設が立地する海の玄関口として大変重要な場所であると思っております。

100年に一度と言われる大変革の時期、このエリアの再整備というのは、長崎市にとって、ものすごく重要なことだというふうに考えております。

現在、県が、「長崎・元船OASIS」～海と船の楽しさ感じる、島と食と人との交流空間～のコンセプトの下に、今後、PFIの手法で進められていくと聞いております。そしてまた、長崎港元船地区整備構想検討会議を設置し、これまでに2回、会議が開催されております。

2回目に私は参加できておりませんでした。いただいた資料によりますと、この12月には結果の概要が公表される、そしてパブリックコメントにつながるというふうになっておりますが、

実際に、今、元船OASISの事業の現状、それから今後のスケジュールについて確認をさせていただきます。

【松本港湾課長】元船地区の整備構想ということで、今、委員がおっしゃられたとおり、これまで2回の委員会を開催しまして、港湾機能と観光交流機能のゾーニングであるとか、また整備コンセプト、施設配置計画等について、ご議論をいただいたということになっております。第3回目の委員会を令和6年1月に開催を予定いたしております。

その委員会の中でもいろいろと、観光交流機能にどういうものを求めるかというところがありましたので、観光の方向性というところを議論していただきたいと思っております。

その後の流れで言いますと、その構想案をつくりまして、それを受けてパブリックコメントを行いまして、2月の本委員会でご説明を差し上げて、修正するところは修正して、再開発の整備構想にしたいというふうな流れで進めたいと思っております。

【ごう委員】第2回のいただいていた資料よりも少しスケジュールが後ろの方に押しているということですね。

このPFIの事業導入に関するサウンディングの開始が9月15日から行われていて、調査票提出が10月13日までだったということになっておりますが、これはその期間で間違いはないですか。

【松本港湾課長】サウンディング自体は、10月に行っております。最初のサウンディングの時に40社程度が来られて、個別サウンディングに大体20社程度来られて、いろいろなご意見をいただいたということが今の状況です。

【ごう委員】40社の応募があって、そのうち

個別サウンディングが20社ということですね。ありがとうございます。

このサウンディングが終了して、整備構想案がつくられて、パブリックコメント、そして公募になっていくと思いますが、公募の時期というのは決まっているんですか。

【松本港湾課長】今回の作業が、構想を策定するということですので、その選定というのは、もう次の作業、今度は実務になっていくんですけど、それにつきましては事業化になりますので、国との調整であるとか、はたまたPFIになりますと、また、個別サウンディングして事業者の検討とか、そういうことを進めていきたいと、事業実施にですね。

ということで、今いつ頃ということはお示しできないんですが、次の段階に進んでいくということになります。

【ごう委員】わかりました。次の段階に進んでいくということなんですが、ざっくり考えて、ゴールはどこに決められているんですか、この再整備事業のゴール。

【松本港湾課長】前回、昭和60年の「ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想」から平成12年までの十数年かけて、元船の再開発をやったところですけど、今回の事業も港の整備も含めて大きな再開発になると思ってますので、期間的に言えば相当期間がかかると思っておりますので、いつまでということにはなかなかお答えできるところじゃないと思います。相当長い時間がかかると思います。

【ごう委員】相当長いんですね。一市民としての意見になりますけれども、例えば、駅前の再開発にしても当初の案が出されて、そこからしばらくたって一旦白紙に戻って、またバスターミナルの構想が今から始まって、これから10年

かかりますとか、新幹線も本当は開業に合わせてやってきたものが、そうやってどんどん、どんどん後ろにいつているんですね。

長崎県としては、やっぱり観光で頑張っている県である中に、例えば駅前ですとか、今申し上げている元船、海の玄関口と言われるこのエリアというものが非常に重要だと思っております。

いいものを造らなきゃいけないというのはもちろんわかるんですけども、ゴールが決まっていないうちでやっていくというのが、すごく大丈夫なのかなとやっぱり思ってしまうんですね。ある程度、この期間までに一定の目安を立てて、この期間までに着手してとかということ計画を立ててやっていかないと、また延び延びになって、資材が高騰して予算が上がってとか、今度、民間が投資がしづらくなってとかという負の方に傾いていかないかというちょっと懸念がありますので、そのあたりはしっかりと、もう少し明確に出していただきたいということがございます。

あと、今回、PPP、PFIの事業としてやっていくんですけども、前回のサウンディングの時にはエリアが狭過ぎて、なかなか投資がしづらいということで、今回このエリアを広くしてということにやり直しがされていると思いますが、このPPP、PFIの手法で進めていくに当たっては、やっぱり民間の方々が参入しやすいような制度をしっかりと設定をしていかないと、また駄目になる可能性があるのかなというふうに感じております。

そのような中で、やっぱり地元の業者の方としては、こういった大きな開発が行われる際に、地元の業者がどれだけ関わられるのかということが注目されている点だと思うんですね。やはり



大きな再開発の事業になると、どうしても大きな企業さんがということになるんですが、それとともに、地元の企業がどれだけ関わって、地元の人たちが、自分たちがここで頑張ったんだと思っていくようなこと、それから地元が経済が波及していくことが重要だと思っております。

例えば、このPFIの手法でしていく取り決めの中に地元企業が入らなければいけないとか、何かそういった決められるご予定とかはあるんですか。

【松本港湾課長】 個別サウンディングを10月に行いましたけど、その中でも県内の民間の企業の方も参入していただいて、いろいろご意見をいただいたということです。

今、標準仕様を求めるための仕様書というのはまだ作成してませんので、その中にどういうふうに取り込んでいくかというのが、今、委員が言われたことになると思います。

それについては、まだ事業期間等わからないという話を今さっきしたところではあるんですけど、事業化に向けた国との調整、スキームの確定、そういう中では、ある程度期間も決まるし、どういうふうな参入の仕方をしてもらうかということも決まっていくと思っております。

【ごう委員】 ぜひ地元の方々が多く参入できるようなそういった仕組みをやっていただきたいと思っております。

それともう一つ、私が今思っているのが、最近、コロナとか、予想しなかったような事態によっていろんなことが滞っているというようなこともあります。また、物価の高騰で資材が上がって、非常に事業がしづらくなるとかといった現状もある中に、やっぱりこういった公の施設を官民でやっていく際に、私は民間の方々を

守る意味、それから関わる人たち、県民とかを守る意味を含めて、今よく聞くようになったSPC、特別目的会社ですかね。そういった手法を取り入れてもらって、投資がしやすく、民間も投資を受けやすくなるような、そしてまた、何かあった時に責任がしっかりとその会社で取れるような仕組みというものも、公のそういった開発の中には条件として入れていくべきではないかというふうに考えておりますが、その点、何かあればご意見をお聞かせください。

【松本港湾課長】 PFI事業について、土木部でも、住宅課であったりやっておりますけど、JVであったり、SPCであったりということを検討した中で、どれを選ぶかということになっていきます。

今回の案件は、どういうふうな採択になるかというところはわかりませんが、それらを視野に入れた中で検討していくことになると思っております。

【ごう委員】 いずれにしても、これは県にとっても、長崎市にとっても大きなプロジェクトになると思いますので、本当に素晴らしいものになるように頑張っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

【清川委員長】 ほかに質問はございませんか。

【川崎委員】 まず、道路行政について大きく2点お尋ねいたします。

女神大橋の料金の徴収の仕方なんですけれども、昔からそうなのかもしれません。今もやっぱり声をたくさんいただいてまして、いわゆるETC化なんですけど、こちらについてはどのような見解か、お尋ねをいたします。

【大我道路建設課長】 女神大橋のETCの設置というご質問かと思っております。

女神大橋につきましてETCを設置することになりますと、県で独自に設置することになってしまいまして、その時の費用がかなりの費用になるということ。過去にNEXCOにも話をさせていただいたんですけども、10億円を超えるような費用がかかるという話をされました。

そういったところを踏まえまして、現在100円ということで通行料金を取っている中、それを設置することによって、利用者に新たな費用の負担をお願いすることになるため、現在のところでは、そこまでの決断というのができないという状況ございまして、現在、料金徴収員による料金の收受ということで運営している状況でございます。

【川崎委員】時代の要請がキャッシュレス、ETCはNEXCOの特化したシステムなのかもわかりませんが、このキャッシュレスという観点から、例えば旅行者も利用されて、そういうことで出島道路からもスムーズに行けるような道路であって、さあ行こうと思ったら、ここは現金ですかみたいな、そういうことは時代に合わないんじゃないかなと思ってまして、確かにコストはかかるかと思いますが、キャッシュレスの観点から、もう少し検討を続けていただきたいなと思っております。何かありますか。

【大我道路建設課長】前回、NEXCOと話をしたのはかなり昔の話でありますので、現在の状況をNEXCOにも伺ってみたいと思っております。

【川崎委員】よろしく申し上げます。

次に、バス停における椅子の設置のことでお尋ねいたします。

バス停で上屋やベンチを設置してほしいと、こういったお声もたくさんいただいております。

車椅子がスムーズに通行できるような十分な歩道幅が条件であるということは私も承知をしているんですが、一方、高齢化も進展してまして、バス利用者からは、ベンチの設置が多数寄せられてます。

バス停も、歩道幅が広いところばかりじゃありませんで、むしろ幅がないところの方が逆に多いんじゃないかなと思ってまして、高齢者の免許返納も行政サイドとしても推進をされてます。公共交通機関への高齢者の移動転換ということも推進をしているわけですが、バス待ち環境というのは全然よくないわけです。ベンチ設置云々というのは事業者サイドの話かもわかりませんが、ぜひ歩道幅に固執することなく、小さめの腰かけ程度のそういったものが整備できるようなことで、柔軟に道路占用の許可を考えてもらえないかという声を届けさせていただきたいと思っております。

公園の入口によく車が入り込まないような車止めの、バリカーと言うんですけど、そのような形の椅子、一般的にヒップバーというふうに言われますけれど、このようなことだと面積も広く要らないんじゃないかというふうに思っております。ほんの腰かけ程度でいいので、柔軟に設置を認めていただきたいと思っております。見解を伺います。

【村川道路維持課長】今のベンチとかを占用許可する場合という形になりますけれども、国の通達で出ておりますが、原則として、ベンチ設置後、そのベンチを引いた残りの有効幅員といいますけれども、それが歩道であれば2メートル、自転車・歩行者道であれば3.5メートルが必要だという形になっております。

また、そういったベンチが飛ばないように固定をするといったところも占用許可の基準の中

にございます。

また、委員が先ほども言われたように設置者の方の条件というのも一つありまして、維持管理の面で適切に行っていただけるようにということで、個人からの申請というのはお断りをしているというような状況でございます。

そういった中で、柔軟な対応ができるのかというところでございますが、先ほども申しましたように、原則としてといったところもございまして、国の方からも、地域の実情を勘案して、それ以下の部分についても設置は可能だということも通達の中では言われています。そういったところを地域の方とよく話をしながら、先ほどヒップバーという話もございましたけど、それであれば面積も少なくても済みますので有効幅員も取れる場合もあるかと思えます。そういったところを含めて、よく話し合っていきたいと考えております。

【川崎委員】個別に相談があった場合は、ぜひ前向きに検討いただきたいと思えます。

次に、住宅行政ですけれども、古いタイプの住宅にシャワーがないということが、お声として届いておりまして、シャワー設備の設置状況というのはどんな状況か、お尋ねいたします。

【森住宅課長】委員お尋ねの住宅にシャワーがない、シャワーがないといいますが、私どもは、昭和58年以降は浴室にシャワー付きの浴槽を設けているということがございますので、逆に言うと、それ以前のものは入居者自ら設置していただくという住戸となり、県営住宅の中で大体2,400戸ほどが、そういった住宅がございまして、20%がシャワーといいますが、浴室を県で設置していない住戸があるということでございます。

【川崎委員】昭和58年以前の住宅の2,400戸、

20%、かなりの数の方がそこで暮らしをされていると思いますけど、シャワーというのは、私は思うんですけど、文化的な生活を送る上でも必要な設備というふうに思うんですけど、そもそも人としての感覚ということで確認をさせていただきます。

【森住宅課長】県営住宅の整備において、今おっしゃられたシャワーとか風呂とかも含めてですけど、どういった基準で造っているのかということですが、もともと公営住宅法に基づいて整備基準というのがございます。それがどんどん変わっていきっており、その時々、建設当時の整備基準を踏まえて整備しております。

現在でいいますと、先ほど申し上げましたように風呂も、もちろん浴槽もあるしシャワーがあります。ただ、シャワー自体を整備基準の中に造れと書いているかということ、そこは厳密に言わないということなので、私どもとしては、浴槽は付けさせていただいておりますが、そこは厳密に言うと、シャワーが今要るかと言われたら、整備基準に明確には書いてないですけど、実際には、今の社会情勢から言うと付けている。ただ、過去のものについて遡っては付けてないということでございます。

【川崎委員】今きちんと明確には付けるということを書いてないけれども、昭和58年以降は付けているということであれば、県の認識として、それは必要なものであるということでもあります。確認をいたしました。

子ども子育て・若者支援対策特別委員会の資料の子どもの安全安心居場所づくり対策のところに、「県営住宅の今後の取組として、若者・単身者の入居を可能とする条例の改正を行うことで、入居後に、婚姻等で同居親族の増加を期待している」という記載がありまして、まさに

この議会で条例改正が、先ほど委員会では採決をされたわけでありましたが、この改正案の中で、寝室、食事室兼台所、また居間とする居住室の数が3室以下、いわゆる小規模住宅で、面積も65平米未満の住戸というふうに説明を受けてます。

今頃、こういう部屋というのは、恐らく古いタイプの住戸と推測をされますけど、まさにここで家族を持ってほしいという狙いがありつつ、こういう古いタイプであれば、シャワーは設置されてないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【森住宅課長】 今、委員のお尋ねの65平米未満の広さで3DKの住戸についてなんですけど、そちらは、全体の数でいうと2割がシャワーというか、浴槽を設置しておりませんが、65平米未満でも、計算したところ、やや割合が上がって28%が未設置だということになります。

ただ、もちろん入居者を募集する時には一覧表の中に浴室の設置がどうか、シャワーがどうかというのは書いておりますので、私どもが隠し立てして入れようというつもりは全くないですけれども、現状としては、今、狭い住宅について28%が未設置ということになっております。

【川崎委員】 せっかくこのように家族を増やしてほしいと、子育て支援に住宅課としても取り組んでいこうということですから、28%を何とか整備してほしいと思うんですね。

今頃の若者の生活スタイルや、結婚して子供を持つに当たって、やっぱり1回1回お風呂を沸かすとか、ためるとか、そんな手間と、そして、節水しなさいとかという想定自体、そぐわないと思うんですね。

そう考えていくと、この未設置の部屋は、退

去された後に改修されるんでしょうけれども、そういった時に設置をしてあげる、このような方向で残り28%を解消してほしいと思いますが、見解を賜ります。

【森住宅課長】 今ご提案があった、退去時に1個1個そのつど整備するという方法もあるでしょうけど、実際は、私どもは長寿命化計画というものをご存じのとおりつくっておりまして、その中で、県の目標にも掲げておりますバリアフリー化率というのがあります。バリアフリー化工事の中で、今おっしゃられたまたぎ高さの低い浴槽とか、そこについているシャワーとか、それから3点給湯とかを整備するものですから、シャワーだけを入れるとか、もうちょっと言えば便器を換えるとか、そこだけをピックアップしてするわけじゃなくて、長寿命化計画のバリアフリー化工事を粛々とやっている中で、そういうのを解消していくというつもりでしております。1個1個の話をやるということもありますが、それだとなかなか効率的でもないし、それからバリアフリー化率を限られた予算の中であるということになると、ちょっと効率的じゃないかなと思って、そちらの方は今のところ予定しておりません。

【川崎委員】 今のところは予定してなくても、今後予定してください、検討してください。効率的じゃないということですが、は、効率的になるように考えていただければいいと思います。

本当、若い人たちに聞いてみてください。シャワーがないですよと言ったら、「えっ」と言いますよ、本当に。そういった住宅事情も自分のこととして考えてぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、港湾行政についてお尋ねいたします。時津港の改修ですが、令和6年度当初予算要

求に向けた公共事業新規事業の事業評価調書の11ページに、時津港の港湾メンテナンス事業が記載されています。老朽化対策というふうにされていますけれども、どのような改修を計画されているのか、お尋ねいたします。

【松本港湾課長】時津港におきましては、長崎空港と結ぶ定期船が通っておりまして、そこに浮き桟橋を今整備しているところです。

その浮き桟橋は、平成初期に整備していますので、大体30年以上経過して、例えば、屋根であるとか連絡橋であるとか、そういうふうな鋼構造物の老朽化が進んでますので、それを改良したいというのが、まず一つになります。

それに伴いまして、その周辺、例えばボードウォークであるとか、転落防止柵であるとか、そういうところも少し傷んで老朽化しているところが見られますので、それと併せて改修をしたいというふうに考えているのが、この事業です。

【川崎委員】おっしゃるように空港と結ぶ港でして、いろんな方が利用されることになると思います。ビジネス、観光、そういったことでの利用もあろうかというふうに思っています。

そういった空港と結ぶ港湾ということで、せっかくこういう大規模な改修ですからチャンスですので、しっかりと、それにふさわしいしつらえにしていきたいなというふうに思っています。

例えば、待合所というのがないんですね。腰かけぐらいはあるように聞いておりますけれども、雨風をしのぐ待合所もないと。駐車場も10台程度しか確保されてません。当然、夜通し止めていかれる方も中にはいらっちゃって、10台ではとてもじゃないけど足りない。しかも、車で来て、そこから乗っていこうという人で満杯

の時には周辺にもないわけですし、近くに。そういった時に困りますよね。よって十分な駐車場の確保は大事なテーマだというふうに思っております。

こういったところも、ぜひ今度の整備で検討いただきたいと思いますが見解を伺います。

【松本港湾課長】これまでの港湾整備というところで言いますと、例えば浮き桟橋であるとか、岸壁であるとか、そういう港側の整備については港湾課でやっていて、その背後にありますターミナルであるとか駐車場とかというのは、地元の市町でやっていただいているというところがありますので、今の駐車場についても時津町で整備されたということになっています。

12月には不足しているということで、新しく駐車場を造られて広げられたということは聞いています。

ただ、さっきもご説明しましたが、今回、浮き桟橋の改修と併せて陸側の改修も行っていますので、地元の時津町さんとも連絡を密にして、例えば限られた空間の中で有効的な活用とか、そういうお考えがあるのかということも含めながら、総合的というわけじゃないですけど、連携を取った進め方をしていきたいと思っております。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【虎島委員】ごう委員から元船地区の整備についてお話がありましたので、私からも元船地区のことについて一つご質問したいと思います。

浮き桟橋ですね、五島行きとか、離島の高速船がつながる桟橋と、もう一つ軍艦島ツアーが行く桟橋がございまして、離島航路については、ターミナルから直結して屋根がつながっているところですが、軍艦島に行く方については、今、野ざらしというか、屋根がない状況で、

かなりの数の観光客の方が利用していますが、船を待つ間、結構炎天下であったり、寒い中でもずっと立って待っていらっしゃる姿をよく見受けております。

先ほど元船地区再整備が相当長いということがございましたので、それに合わせて改修すればいいかなと思ってたんですが、長いということであれば早目に対応をいただいた方がいいんじゃないかと思ひまして、ご質問いたします。

【松本港湾課長】 浮き桟橋の、あれは2号桟橋と言うんですが、屋根については、この整備構想委員会の中でもご意見をいただいて、なるべく早くということと言われるところもあります。

実は、1号桟橋、五島行きの桟橋がありますけれども、3連の分ですね。それについては平成7年ごろに屋根を設置したんですが、あれも雨漏りしているところがありますので、計画的にやり替えをしているというふうな状況です。

構想委員会のやり取りの中でお話はしたところですけど、この浮き桟橋の屋根については、それと切り離れた中で、歩道と2号桟橋の屋根についても、なるべく早くできるように検討していきたいと思っているところです。

【虎島委員】 前向きなお答えをいただきまして本当にありがとうございます。

お聞きしたところによると、軍艦島ツアーは、あそこだけではなくて、松が枝の方にもあったり、こちらの広場の方にもあるということですので、まさに整備事業と合わせてしっかりと、どの業者にも対応できるように検討していただければと思います。

次に、港湾のことでもう一点ご質問したいと思います。

福江港ターミナルの件ですけれども、福江港ターミナルも利用者はかなり多くて、繁忙期に

はターミナル内がかなり混雑しているところです。椅子も少なく、かなりの皆さんが立って船を待っていらっしゃる状況です。スペースがない関係で、身体障害者の方がゆっくりできるスペースが足りないというふうなお声をいただいております。一般客も非常に行き交う中で、安全に、ゆっくり過ごせるスペースを確保いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【松本港湾課長】 福江港のターミナルですけど、平成13年、14年で整備をしたと思ってますけど、私も繁忙期に五島に行ったこともあるので、なかなか狭いところはあるとは思いますが、限られた空間を使っていただくということになりますので、今のお話を受けて、利用者もおられますので、市に管理をお願いしてますので、そういったところと調整しながら、スペースが確保できるのか、そういう話し合いの場は持っていきたいと思っております。

【虎島委員】 ありがとうございます。もうすぐ正月の混雑も始まりますので、ぜひ早めに、仮でもいいですので、取り組んでいただければと思います。

以上です。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。私の方からは監理課の方に海砂採取についてお尋ねをいたします。

水産関係の方から、海砂採取による漁業不振に関するご不満の意見をいただきまして、今回、議案外として出されております「長崎県における海砂採取限度量に関する提言」につきまして、お尋ねいたします。

我が県は、広大な外海に囲まれて、特に壱岐海域などでは海砂が豊かでございます。

長崎県における海砂採取量のポテンシャルを

どの程度と見ているのか、まずはお尋ねをいたします。

【岩崎監理課長】 吉岐の海域に限ってのお話でございますけれども、前回提言いただきました時に、どれぐらいの海砂の量があるんだということを回答させていただきました。

現在、吉岐海域では、175.5万立方メートルを年度の限量として採取を認めているわけでございますけれども、この換算でいきますと、粗い試算ではございますけれども、400年以上は十分賄えるんじゃないかなという量があるという形の試算が出ているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。吉岐海域のみで見た場合でも400年以上ということ、今取っている砂が十分未来にもつながるといいますか、今のペースでとっていても十分確保できる、また恐らく、砂も長崎の海域に流れてくる分もあると思いますので、そういったことを踏まえても多分大丈夫だろうということ、こういった計画も策定されているんだと思います。

しかしながら、400年以上という、何なのか、ざっくりとしたお答えだったのか、ちょっとよくわからないんですけど、どういう根拠を持って、こういう400年というのが示されているのか、お尋ねいたします。

【岩崎監理課長】 毎回、県におきましては、海域影響調査というものをやっております、その中の一つの調査として、平成23年度、24年度に海域調査を行いまして、過去の統計資料等でございますが、そういった中で、どれぐらいの量があるかというモニタリング調査をしていたところでございます。

その報告書の中で、水深20メートルから60メートルの間では約3億4,700万立方メートル、そ

れから水深60メートルから100メートルの間では約12億400万立方メートルの海砂があるのではないかというふうに推計値として出されているところでございます。

ただ、その全てを採取可能というふうにするのではなくて、おおむね2分の1程度ではなかろうかというところで、約7.7億立方メートルというような形で、それから175.5という数字で割ることによりまして、約400年という数字が導き出されているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。単位というか桁が、大分大きな桁で、私もなかなか計算できなかったんですけども、それぐらいの規模をモニタリング調査で可能な限り調べて、そういったのがわかっていると。わかった範囲の中で算出したら400年というのが出てきたというところで理解をいたしました。

しかしながら、一方で、内海であります瀬戸内海においては、流れが緩いということもあるために、採取した地点での海砂がなかなかたまらずに、中国・四国地方での公共工事などで海砂を使ったために漁業不振などが疑われたことから、海砂採取が全面禁止になっていると伺っています。

そこで、我が県で採取した海砂のうち、海砂が採取できていない地域などの他県において、どの程度使用されているのか、お尋ねいたします。

【岩崎監理課長】 直近5か年の実績で申し上げますと、限量が250万立方メートルに対しまして、採取実績平均は223万立方メートル程度となっております。うち県外の搬出が135万立方メートルぐらいございますので、県外搬出の割合は6割程度というふうに考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。我が

県で取った分のうちの6割が県外で使用されているということでございます。

公共工事で、当然、海砂は外に出している。一方で、ほかの資材は他県からたくさん入れているというようなこともあろうかと思えますし、外貨を稼ぐといった意味では、他県に対して、他県より強い我が県の財産であるといったことも考えられます。しかしながら、気になるのが水産業に与える影響でございます。

今回のこの提言書の中に、「大規模な赤潮・漁業不振等、海域環境に対する異常な影響が疑われる事象の発生等、採取限量の増減を緊急に検討すべき事態となった場合は、たとえ設定期間の途中であっても、必要に応じて採取限量の見直しを行うことも検討すべきことを条件に5年間とする」ということで、この提言が示された5年間のただし書といったような内容の文章がございました。柔軟に対応していくといったことかと思えます。

しかしながら、これは難しいですけれども、どの程度影響があれば変更していくのか、こういったところまではなかなか示されてはいません。海砂があるところは、当然、産卵場所になりまして、漁獲高減少の原因の一つになり得るということでございます。

県民の方から、土木では海砂を取って、水産では魚礁を沈めると。県は逆のことをやっているのではないかというふうに指摘をされた時に、私は非常に答えに窮しました。

最初のお尋ねで、400年ということでおっしゃっておられます。海砂がたくさんあるから大丈夫だろうということを言っているわけではないとは思いますが、やはり県として水産業に与える影響を科学的に調査した上で、年間の採取上限を定めるべきと考えます。

改めて、県の科学的調査に関するこれまでの取組と見解について、お尋ねいたします。

【岩崎監理課長】県の基本的な考え方といたしまして、本県における海砂採取につきましては、提言の方でもございましたように、これまでも骨材資源の確保と水産資源の保護及び自然環境保全との調和を図ることが、基本的な考え方としてございます。

そういった中で、採取限量を定めまして、適正採取が行われるように、これまでも取り組んできたところでございます。

その結果、平成11年には600万立方メートルが限量でございましたけれども、この間削減してまいりまして、現状、令和5年度には250万立方メートルという限量になっているところでございます。

それから、先ほど申し上げました海域影響調査でございますけれども、これまで平成23年度から海域影響調査を計3回行っておりまして、その調査結果報告を海砂採取に関する有識者会議の方で披露していただいて、提言をいただいているところでございます。

その海域影響調査にも様々なご意見があるわけでございますけれども、有識者会議の方からも、これからも継続的にこの海域影響調査はやっていく必要があるんだというような提言をいただいておりますので、県といたしましても、そういった中で今後の海砂採取の在り方について検討してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。海砂が、モニタリングによってしっかり量もあるし、今後柔軟に対応していくというところで、私がお尋ねしたのは、水産業にどのような影響があるのかといったことでございます。他県では、やはり影響があったところは、こういう調



査をより深くされているわけです。

しかしながら、長崎県では、具体的などという影響があるという内容でも見解というのが今いただけませんでした。

改めて、海砂は県民の財産でございます。当然、その海砂採取をなりわいにされている方もいらっしゃいます。海洋県長崎において、海砂採取の事業は非常に重要な産業でありますし、一方で、水産業も大事な産業でございます。影響が出てからでは遅いと思えますし、未来の長崎県に確かな海を残すためにも、改めて、海砂採取による長崎県の水産業への影響を考えていただくことをお願いして、質問を終わります。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【坂本委員】道路維持課だと思っております、2点お尋ねします。

橋梁の長寿命化修繕計画というのがあると思えますけれども、それが1点目です。

それから、2点目は、国道202号八千代町周辺で、今年の9月だったと思えますけれども、集中豪雨で浸水があったと思えますけれども、その分のその後の対策について、お尋ねいたします。

まず、橋梁の長寿命化修繕計画に基づいて、これは資料の総合計画の施策評価調書というのが出されていて、5ページから6ページにかけて書いています。進捗状況が「やや遅れ」というふうなことでございまして、遅れの原因も書かれております。

原因としては、いわゆる建設産業における人件費、資材の高騰、物価高、そういう面に伴う費用増が原因となっているというふうなことでございまして、今後の対応方針のところでも、今後の対応方針のところでも、具体的な見えないなと思ったものですから、そういう費用増の原因の中で、今後の対応方針をどのように具体化をして目標を達成するのか、そ

こら辺についての認識をお聞かせください。

【村川道路維持課長】長寿命化計画の遅れといったところで、今現在31橋ほど遅れが出ている、まだ完成をしていないという状況になっておりますけれども、いずれも着手をしているという状況になっておりますので、進捗が確実に図られるように、まずは進捗管理を行っていきたくと思っております。また、まだこれからやる分もありますので、やはりコストの縮減とか、そういったことに確実に取り組んでいくといったところが必要だと思っております。

新しい技術であるとか、DXといったところも取り入れながら、確実な進捗が図られるように努めていきたいと思っております。

【坂本委員】わかりました。方向性としては、もちろんそれでお願いしたいんですけれども、ただ、今回も契約の変更ということで、かなりインフレライドというふうなことで経費が高くなる。

そうすると、この進捗状況は、やや遅れなんですけれども、来年、再来年、令和6年度の目標に対して、目標がここにあるとすると、目標までの持っていき方が少し開いてくるんじゃないかなと、そういう懸念があるものですから、そうすると人件費とか建設資材の高騰による費用増が原因となると、当然年間の経費がやっぱり1.5倍とか1.6倍とか、先ほどの契約変更なんかを見るとありますので、そこは経費が増えて大変だと思うんですけれども、橋の補修というのは重要だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、2点目の国道202号です。

これは、浸水対策は、その後進んでいますか。

【村川道路維持課長】八千代町で浸水をしたということで、我々も承知をございまして、現

在、付近の側溝がどういった状況であるのかといった調査をしております。詰まり等もあったものですから、そういった清掃をまずは行うということで今対応をしております。

【坂本委員】 今日、取り上げたのは、今、長崎市議会があっておりまして、一般質問のやり取りをたまたま私は見えて、えっと思ったものですから。

長崎市は長崎駅の再開発で36億円ぐらいかけて、長崎駅はもともと浸水がひどいところですから浸水工事をやっているわけですね。導水管というんですか、これを造って長崎港の方に浸水した水を流すというふうなことなんです。

一般質問でのやり取りを聞いて、長崎市が36億円かけてやった工事はもう完璧ですと。要するに、雨量が10年確率、20年確率はもちろんですし、1982年の長崎大水害ぐらいの雨量がきてもはけるんだと、もう完璧にしましたと、この36億円はということなんです。じゃ、なんでここがそげんなってですかというふうなことなんです。

特に、八千代町の長崎駅方面の3車線だけですよね、浸水したのが。宝町方面のこっち側は浸水してないということで、県が管理している、県の管理の側溝かれこれがうまくそっちの導水管の方に流れてくれば、ああいうことはなかったというふうな、そういう答弁でしたので、私は非常に気になって、気になって、その時の長崎市当局の答弁は、県にすぐ報告しましたと。県の方が現状を調査して対策をすると、そういうことでしたというふうな答弁だったものですから私も気になって、9月の浸水で、もう2か月ぐらいたってますので、現状どうなっているかということがあって、あえて取り上げた次第です。

今、長崎駅周辺、それからスタジアムシティ、先ほどから出ている港周辺の元船とか、いわゆる100年に一度の中心部のインフラ整備が行われているわけなんですよ。

そういう中で、この周辺というのは埋立地ですから昔から浸水被害が、道路、それから長崎駅に限らず、そういうところがあります。特に、この202号とか206号は長崎の生活道路というよりも、もう大動脈ですよ。ここが100年に一度のインフラ整備からなんか取り残されたような感じを私は受けたんですよ。

別に、県の道路維持課が悪いということじゃなくて、なんかそこだけ取り残されてますから、そういう意味でいくと、長崎県、それから長崎市の連携をもう少し密にして、この地域の100年に一度のインフラの大変革というのが、やっぱりそういうところでも実感できるようにしてもらいたいなというふうな感じがしたものですから、あえて今日取り上げさせていただきました。そういう思いに対する認識をお聞かせいただければと思います。

【村川道路維持課長】 長崎市の計画がどれくらいの計画なのかというところを私も詳しく承知していないので、何とも言い難いところはありませんけども、委員おっしゃったように道路だけがそういった形で取り残されないように、うまく連携をしながら、対応できる部分についてはしっかり連携しながら対応をしていきたいと考えております。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査の結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時39分 休憩  
-----

午後 2時40分 再開  
-----

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これをおもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、次週、12月11日（月）は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時40分 散会  
-----



## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月11日

自 午前 9時59分  
至 午後 1時56分  
於 委員会室3

物産ブランド推進課長 松尾 泰子 君  
国際課長 坂口 育裕 君  
国際課企画監 貝淵 裕幸 君  
(平和推進・国際協力担当)  
スポーツ振興課長 江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	清川 久義 君
副委員長(副会長)	中村 俊介 君
委員	溝口 芙美雄 君
”	瀬川 光之 君
”	川崎 祥司 君
”	ごうまなみ 君
”	松本 洋介 君
”	坂本 浩 君
”	中村 泰輔 君
”	初手 安幸 君
”	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	前川 謙介 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	伊達 良弘 君
文化振興・世界遺産課長	峰松美津子 君
文化振興・世界遺産課企画監 (地域文化・国民文化祭担当)	山浦 義次 君
文化振興・世界遺産課企画監 (世界遺産担当)	園田幸四郎 君
観光振興課長	長野 敦志 君
国際観光振興室長	高橋 圭 君
国際観光振興室企画監	谷村 重則 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前 9時59分 開議  
-----

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【清川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、分科会関係議案説明資料をお開きください。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

はじめに、第76号議案の関係部分についてご説明いたします。

予算額は歳出予算で、内訳は記載のとおりでございます。合計1,118万4,000円の減であります。

これは、文化観光国際部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案のうち関係部分についてご

説明いたします。

歳出予算の内訳は記載のとおりで、合計1,411万6,000円の増であります。

これは、会計年度任用職員を含む職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和5年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は54億1,598万9,000円となります。

以上をもちまして、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

まず、文化観光国際部長より、総括説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】今回は、当初版としてお配りをいたしました説明資料のほか、追加1、追加2、そして、本日、机上に配付させていただいております追加3の資料を使って説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、当初版の2ページをお開きください。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分であります。

第108号議案のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年にあたることから、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであります。

文化観光国際部においては、事業群3-2-5-「ながさきピース文化祭2025の開催」を新設するほか、「国際定期航空路線の利用者数」ほか3件の数値目標について、新型コロナウイルス感染症の影響による達成時期の後ろ倒しをしたことなどから変更するものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（文化の振興について）

県内最大の美術公募展である長崎県美術展覧

会（県展）については、去る9月に開幕し、長崎県美術館や佐世保市博物館島瀬美術センター、諫早市美術・歴史館において、応募作品1,364点の中から選抜された入賞・入選作品を展示し、11月には、新上五島町、松浦市においても移動展を開催いたしました。展覧会終了後は県庁舎や県警本部庁舎に作品の一部を展示することといたしております。

第38回長崎県地域文化章、「シーボルト来日200周年記念 大シーボルト展」については、資料に記載のとおりでございます。

ここで追加1の2ページをお開き願います。

（中国との交流促進）

日中平和友好条約締結45周年を記念して、去る11月23日から26日まで、福建省人民対外友好協会及び福州市のお招きにより、知事が徳永県議会議長とともに、中国福建省を訪問いたしました。

今回の訪問では、「中日黄檗文化交流大会」に参加し、17世紀に福建省から長崎に渡り、日本の食材や生活、文化に多大な影響をもたらした隠元禅師の功績や黄檗文化を通して、福建省との友好を一層深める絶好の機会となりました。

また、福建省の周祖翼書記兼人民代表大会常務委員会主任をはじめ、趙龍省長といった指導者の皆様とお会いし、これまでの経済・文化・教育など様々な分野での交流や令和3年の福建省のご提案による福清市の万福寺から長崎市の興福寺への梵鐘の寄贈に対する感謝を申し上げ、今後さらに本県と福建省との友好交流を発展させていくことを確認したほか、現在停止されている本県水産物の中国への輸出について意見交換を行ったところであります。

併せて、廈門市を訪問し、平戸出身の偉人である鄭成功の像などがある世界文化遺産「コロ

ンス島」を視察したほか、福建省と本県の大学生による青少年交流事業に参加し、若い世代におけるこれからの交流について語り合うことができました。

県としましては、今後とも、福建省との友好と信頼の絆を大切にしながら、さらなる交流拡大に努めてまいります。

説明資料の3ページにお戻りください。下から7行目でございます。

（世界文化遺産の保存活用について）

世界文化遺産登録から5周年を迎えた「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、様々な県民向けのPRイベントを実施しております。詳細につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

（ながさきピース文化祭2025のプレイベントについて）

去る10月22日に諫早市において、ながさきピース文化祭2025のプレイベントに位置付けた令和5年度長崎県知事杯ダンスコンテスト&ショーケースイベント及び高校生ダンス部選手権を開催いたしました。当日は、本文化祭のロゴマークと連動したオリジナルの手振りダンスを、受賞者の皆さんから来場者にお披露目するなど、本文化祭をPRいたしました。

また、来年1月14日開催の長崎県障害者芸術祭においても、ブースを設置し、本文化祭をPRすることとしております。

今後とも、市町や関係団体と連携したプレイベントの開催などにより、一層の機運醸成と効果的な情報発信に努め、2年後の開催に向けた準備を進めてまいります。

ここで恐れ入りますが、また、追加1の3ページの上段をご覧いただきたいと思っております。



（観光の振興について）

令和5年7月から9月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、本年5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症へ変更して以降、初めての夏休みシーズンを迎え、旅行需要も回復基調が続いたことから、前年同期と比較すると11.2%の増となり、コロナ前の令和元年同期と比較しても、ほぼ水準まで回復しております。

それでは、また当初版の4ページ、下段の観光振興のところにお戻りください。

観光需要の喚起策として昨年10月から1年にわたり実施してまいりました、「全国旅行支援」がさきで心呼吸の旅キャンペーンについては、本年9月末をもって事業を終了いたしました。

利用実績の合計は、約258万人泊となるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく落ち込んだ観光需要の下支えや県内観光産業の回復に寄与したものと考えており、実施結果の検証など今後の観光施策展開にも活用してまいります。今後とも、西九州新幹線の利用や県内周遊等を促進することにより、観光需要の回復の持続化に努めてまいります。

県内の高校2年生を主な対象とした「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」、また本県独自のホテルスタッフスキルの認定制度である「長崎コンシェルジュ」につきましても、記載のとおりでございます。

5ページの下段でございます。

（インバウンドの推進について）

インバウンドについては、本県の認知度向上と更なる需要回復を図るため、海外向けのプロモーションを積極的に展開しており、11月には、台北市で開催された台湾最大の国際旅行博やロンドンで開催された欧州最大級の観光展にブー

ス出展し、誘客に向けた情報発信のほか、現地旅行会社との商談会において、旅行商品造成に向けたセールスを実施してまいりました。

また、本県を旅行先として選んでいただけるよう、WebやSNSを活用した情報発信に取り組むとともに、九州観光機構や市町と連携し、アドベンチャーツーリズムなどの富裕層・中間層向けの観光コンテンツの磨き上げや、旅行会社の視察招へいによる商品造成の働きかけ、公共交通機関等を活用した着地型旅行商品の造成支援などの周遊対策に取り組んでおります。

クルーズについては記載のとおりでございます。

（国際定期航空路線の再開について）

グランドハンドリング事業者の人材不足が再開にあたっての課題となる中、関係事業者との度重なる協議の末、去る10月30日に、長崎・上海線が約3年8か月ぶりに運航を再開いたしました。

今後とも、航空会社や旅行会社と連携し、同路線の利用促進に努めるとともに、運休路線の再開、新規路線の就航に向けて、海外の航空会社への誘致活動やグランドハンドリング事業者等と協議・検討を重ねてまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

「日本橋長崎館」では、店舗への誘客促進を図るため、11月より、首都圏で県産食材を使ったメニューを提供いただいている「長崎県産品応援店」との周遊を促すキャンペーンや、SNSを活用したプレゼントキャンペーンを実施しているところです。

7ページをご覧ください。

「食」の魅力の発信については、県内外の料理人が参加する食材勉強会を10月に都内で、11月に県内で開催するとともに、県内料理人に生

産者等の食材を提案するマッチング商談会を11月に開催しました。今後も、県内外の飲食店での県産食材の利用を促進し、観光客等への本県の「食」の魅力発信に取り組んでまいります。

県産品の輸出促進については、記載のとおりでございます。

ここで追加3の2ページをお開きください。

（「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議の長崎開催）

去る12月8日及び9日の2日間、長崎市において、核保有国や非保有国の有識者で構成される「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議の第3回会合が開催されました。

核軍縮に取り組む有識者が被爆地長崎に集い、被爆者講話の聴講や被爆者団体との意見交換などを通じて被爆の実相に触れていただいた上で、核なき世界の実現に向けた具体的な道筋について議論がなされたことは、核兵器の廃絶を力強く進めるために、非常に有意義であったと考えております。

今後とも、「長崎を最後の被爆地に」という強い思いのもと、関係機関とも連携を図りながら、一日も早い核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて力を注いでまいります。

恐れ入ります、当初版の7ページの中ほどにお戻りください。

（国際交流について）

長崎とベトナムの交流の歴史を通して相互理解を深め、今後の更なる交流拡大について意見を交わす青少年交流事業「長崎ベトナム交流会」を実施し、県内在住の日本人と外国人の若者13名が参加いたしました。

恐れ入ります、追加2の2ページをお開きください。

また、県内在住の若者19名参加のもと、孫文

と、長崎出身の実業家・梅屋庄吉の国境を越えた友情を学びながら交流を行う日中「孫文・梅屋庄吉」塾を開催したほか、朝鮮通信使の役割や歴史的意義を学習しながら交流を行う「日韓未来塾」を開催し、県内在住の若者など26名が参加いたしました。

当初版の8ページをお願いいたします。

さらに、日中平和友好条約締結45周年記念日中青少年交流事業として、中国湖北省からの招へいに基づき、県内大学生23名が同省を訪問したほか、福建省からの招へいにより、県内大学生12名が同省を訪れ、現地大学生との意見交換などの交流を実施いたしました。

このような次代を担う青少年が直接交流する機会を設けることは、これからの本県と諸外国との友好関係の進展において大変意義深いものと考えており、今後も積極的に取組を進めてまいります。

（スポーツの振興について）

県では11月を「県民スポーツ月間」としており、県内各地で様々なスポーツイベントが開催されました。

去る11月4日には、諫早市の本明川下流域において、県ボート協会、県、市ほか関係団体をメンバーとした実行委員会主催による「第4回本明川スポーツフェスタ」を開催しました。

同日、トランスコスモススタジアムでは、V・ファーレン長崎のホーム最終戦に併せて、来年秋開催予定の「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」のキックオフイベントを開催しました。V・ファーレン長崎の元社長で、現在もサッカー夢大使を務められるなどスポーツに対する高い見識をお持ちであることから、大会アンバサダーに就任いただいた高田 明さんと知事によるトークショーや、マスターズ競技の体験コー

ナー、PRブースの設置などにより、訪れた県民に来年の長崎大会開催をアピールしてまいりました。

「ながさき県民総スポーツ祭」については記載のとおりでございます。

V・ファーレン長崎の2023シーズンについては記載のとおりでございます。

ここで追加1の3ページをお願いいたします。  
(令和6年度の主要施策)

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策(素案)」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、文化観光国際部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

文化観光国際部においては、「新しい長崎県づくり」のビジョン実現に向け、地域の魅力を感じさせる重要な要素である「食」への期待値や満足度の向上、本県を舞台とした小説や映画等の制作に対する支援等に取り組んでまいります。

また、ビジョンをはじめ長崎県総合計画に掲げる魅力ある観光・文化・スポーツのまちづくりの推進、海外活力の取り込みや地域資源の価値を積極的に発信することにより、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出等を一層推進してまいります。

主な施策としましては、旅行者に消費を促して、観光消費額の拡大を図っていくために、個人の嗜好の多様化に対応した観光コンテンツづくりなどの“魅力ある観光まちづくり”や、ターゲットを絞った効果的なプロモーションを推進

するとともに、アジアをはじめとした海外の活力を取り込むため、インバウンドの早期回復や、海外への県産品販路拡大に取り組んでまいります。

また、長崎県を舞台とした小説、マンガや酒などの魅力あるコンテンツを活用して様々なジャンルの聖地、本場、人が集う拠点として、県内各地に多くの人々が集うよう取り組んでまいります。

このほか、本県の2つの世界遺産をはじめとする、多様で魅力ある地域資源の価値を積極的に発信し、日本スポーツマスターズ2024の開催や、ながさきピース文化祭2025に向けた開催機運の醸成、歴史文化やスポーツを活かした交流促進やブランド力の強化に取り組んでまいります。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見を十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

恐れ入ります、また当初版の9ページにお戻りください。下から2行目でございます。

(第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂について)

総合戦略については、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」と一体性を確保し取組を推進するため、施策体系や数値目標の整合を図っているところでありますが、今般の総合計画の一部見直しに伴い、共通する取組やKPI(重要業績評価指標)等について一部改訂を行うこととしております。

文化観光国際部においては、個別施策3-2-(5) - 「歴史や文化芸術による地域活性化」

に「ながさきピース文化祭2025の開催」の取組を追加するほか、KPI「県産品の輸出額」について、目標値の上方修正を予定しております。（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）

令和4年度末における施策の進捗状況について、施策体系を共通化し、一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策を含め、評価・分析を行ったところであり、文化観光国際部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。文化観光国際部関係については、配付している資料のとおりであります。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（第4期長崎県教育振興基本計画の策定について）

現在の第3期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、昨年12月に学識経験者等を委員とする「第6期長崎県教育振興懇話会」を設置し、次期計画について協議を重ねてまいりました。同懇話会での5回にわたる議論を踏まえ、第4期長崎県教育振興基本計画

の素案を策定したところです。

本素案では、計画期間を令和6年度からの5年間とし、「つながりが創る豊かな教育」を新たな基本テーマとして設定し、4つの政策の柱のもと、取組の方向性となる18の主要な施策を掲げております。

文化観光国際部の関係部分については、記載のとおりでございます。

12ページの中ほどでございます。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、本年度中の策定を目指して取り組んでまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜わりますようお願いいたします。

【清川委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】第108号議案についてお尋ねします。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の見直しですが、国際定期航路についてでございます。この進捗状況一覧を見ますと、令和5年度が10万人、令和6年は15万人、令和7年は20万人、コロナからの回復はしましたけれども、そこで見直すということで説明がありましたが、令和5年は上海航路が復活をしているのは承知しております。令和6年がプラス5万人、令和7年はプラス10万人、こういった航路の就航でこの計画を達成しようとしているのか、お尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】まず、もともとの目標の設定の時から、新型コロナウイルス感染症

の影響によりまして、現地での誘致活動が予定どおりに行えなかったということに加えて、グランドハンドリングの課題等により、長崎空港の国際線の運航再開が当初の想定から約2年遅れるということから、現行の目標値をおおむね2年後ろ倒しをするということで目標を再設定しているところでございます。

そちらで申し上げますと、令和7年度の方は、令和5年がもともとの10万人から12万人に少し上方修正というか、2年後ろ倒しプラス少し増を見込んでおりますけれども、こちらについては国際航空運送協会という世界的な航空関係の団体がございまして、その世界の航空需要の見通しについて、目標設定時の予測よりも最新の予測が一定程度改善されているということですとか、各国での水際対策の緩和、こちらが目標設定時よりも進んでいるということも含めまして、令和5年度の目標設定時の搭乗率よりも高い搭乗率が見込めるのではないかとすることを勘案したことで、令和7年度は12万人と修正をしているところでございます。

【川崎委員】数値のことはともかく、どの便を復活、就航させて、ここにもっていこうとされているのかということについて、具体お尋ねをいたします。

【高橋国際観光振興室長】路線の具体的な誘致先という想定でございましてけれども、一定程度東アジアや東南アジアを中心に行き先を考えていきたいと考えておりますけれども、様々な考慮要素があるかなというふうに思っております。例えば外国航空会社により長崎空港におけるグランドハンドリングを直接実施をしていただけるのかどうかとか、応援スタッフが派遣できるのかどうか、また、本県のインバウンド需要を踏まえた時の搭乗率の見込みであるとか、

それからインバウンド誘客による経済効果、費用対効果、外国航空会社の就航意欲、こういった様々な考慮要素があるというふうに考えております。こちらについては、その時の状況に応じてかなり変化があるようなところもありますので、その時の状況に応じて具体的な路線誘致先というのは検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】まだちょっと具体性に欠けるようではありますが、まさに今からの誘致の活動で実現に向けて頑張っていたいただきたいと思います。先ほど、再三触れられておりますし、部長説明にもありました、グランドハンドリング従業員の人手不足がこの再開に当たっての課題ということで触れられております。

これも、コロナが明けて復活するに当たっては、本当にこれが課題となってなかなか就航できないというような状況でありましたが、どの産業も人手不足で苦労されていて、もう産業労働部に聞けば自動化か外国人材かと、それぐらいしか選択肢がないようなことまでおっしゃっている中に、このグランドハンドリングを果たして新規就航で確保できるのかということは、非常に大きな課題であると思っておりますが、そこに関してどのようにこれを解決すべく取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

【高橋国際観光振興室長】まず、現在のグランドハンドリング、上海線の国際線のグランドハンドリングを実施している事業者については、コロナ前と比べて3割程度、頭数で言うと減少しているというような状況になっていて、国内線、それから国際線の運航のために福岡空港から応援を派遣してもらって就航させているというような状況になっております。

こちらについて、人材不足の課題の解消に向

けた対策として、航空会社側でも、まずは初任給の引き上げや学生を対象とした業務の体験会を積極的に開催するというようなことを行って採用の強化に当たっているところでございます。

一方、現状、同事業者では、特に経験年数を重ねたリーダー層が不足をしているというところで、さらなる路線誘致に当たっては、他空港からの応援が必要となるものの、全国的にはリーダー層の人材が枯渇しているような状況です。

こうしたことを踏まえまして、県としては、現在、国際線のグランドハンドリングを受託している事業者以外の活用についても積極的に検討しているところでございまして、例えば長崎空港において、現在、国際線の受託を行っていないグランドハンドリング事業者によるハンドリング実施ができないかどうか。また、他県のグランドハンドリングの人材派遣を行っている会社もありますので、そういった事業者の活用ができないか。それから、先ほども少し触れましたけれども、外国のエアライン自体に直接グランドハンドリングを実施してもらうことができないかどうか。そういった様々な可能性を並行して検討しているところでございます。

【川崎委員】 ぜひ、今、受託されている事業者にも、今おっしゃられた初任給の改定、また職場環境の改善、そういったものを含めて人材を確保していただければそれに越したことはないわけではありますが、おっしゃったように受託会社以外のところも今検討しているということでありましたが、本当にそういういろんなことが、どうすればできるのかということを実際に考えていただいて、まず、飛んでお客さんを運びたいと言っても、長崎空港では地上で受ける人がいないということであれば、いつまでもこれが実現できないわけでありまして、まさに周辺は

いいホテルもいっぱいできて、「インバウンドの皆さん、どうぞ」という中において、来ていただけないということが、そこに原因があるということでは、これはいけないと思いますので、しっかりと体制をとっていただけるように、最善の努力を行っていただきたいと思います。

以上です。

【清川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【峰松文化振興・世界遺産課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和5年9月から10月までの実績を記載しております。今回は、間接補助金で「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金の1件でございます。

次に、3ページをお開きください。

令和5年9月から10月の1,000万円以上の契約状況一覧表は、記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開きください。

令和5年9月から10月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、9ページまでに記載しております。

なお、1,000万円以上の契約状況にかかる参考資料としまして、出納局物品管理室及び土木部営繕課で実施している集中契約のうち、文化観光国際部関係の契約3件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】それでは、私から本日お配りしています観光生活建設委員会の補足説明資料、横長の資料をご覧いただければと思っております。

ページをおめくりいただきまして、目次に書いてありますとおり、長崎県観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況についてご説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、3ページでございます。

この長崎県観光振興基本計画ですけれども、

観光振興条例というのを策定しておりまして、毎年度、知事の方からこの実施状況について報告するといった内容となっております、その概要について、この資料に記載させていただいております。

4ページでございますけれども、まず、本計画の概要について改めてご説明申し上げます。

本計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年ということで、現在、計画期間の3年目というふうになっております。資料下段に記載のとおり、令和7年度の観光消費総額4,137億円まで引き上げるということを基本目標に、右側に記載しております6つの重要評価指標について、それぞれ目標を定めているという状況でございます。

それらの数値目標を達成するために、4ページ中段から記載しております5つの柱に沿った施策を展開するという状況にあります。

5ページでございます。

観光振興基本計画に掲げます主な実績数値の推移を記載しております。令和4年度の状況を申し上げますと、上段にも記載しておりますけれども、令和4年当初におきましては感染力が強いオミクロン株の急拡大などの影響もございまして、旅行需要が低迷しておりましたが、新たな行動制限を行わないという国の方針が示されたこともありまして、また、さらに西九州新幹線の開業、全国旅行支援の開始といった好影響もあり、下半期以降、旅行需要の回復基調は続いておりまして、観光消費額総額においては前年に比べ44.7%の増、2,691億円、延べ宿泊者数についても42.1%の増、632万人となっております。

一方、下段に書いてありますリピーター率でございます。前年に比べまして6%減の58.4%と

なっております。これにつきましては、近年、コロナ禍において、近場で安全な旅行志向の高まりということがございまして、リピーターが増加していったという状況がございましたけれども、先ほど申し上げたように西九州新幹線の開業や全国旅行支援の開始といったものを契機に、本県を初めて訪れる旅行者も増えてきたといったところで、総体的に見て減少につながったものと考えているところでございます。

6ページでございます。

令和4年度に実施しました主な事業とその状況について、5つの柱に沿ってご説明いたします。これから説明いたします5つの柱ごとに、表の左側には令和4年度の実績状況、右側には今後の方向性を記載しております。

まず、1つ目の柱である観光まちづくりの推進でございますが、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費と、中段に記載しておりますしま旅グレードアップ事業費につきましては、いずれも観光客の満足度を高めるということで、地域が主体となって取り組む観光コンテンツづくりを支援していくといった事業でございます。

下段に令和4年度の実績事例を記載しておりますけれども、松浦市鷹島の蒙古襲来の歴史を観光振興につなげる取組など、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費については12件、しま旅グレードアップ事業費については20件といった支援件数となっております。引き続き、地域が主体となって取り組む、効果的で自立・継続的な観光まちづくりの取組を増やしていこうということで、観光の専門家とか、そういったものを活用しながら、市町の方と地域主体となる事業検討を十分に行い、事業効果の高い計画の策定や取組の磨き上げ、支援に努めてまいりたいと考えております。

7ページをご覧ください。

こちらは、おもてなし力向上についての取組でございます。まず、ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費でございますけれども、これは高齢者や障害のある方、全ての人を楽しめるユニバーサルツーリズムの促進や誘客拡大を図るために、民間企業が開設しましたユニバーサルツーリズムセンターの運営等の支援を行っているというものでございます。コロナ禍におきましても、相談対応件数については増加し、認知は着実に進んでいるといった状況でございますけれども、やはり宿泊施設に関しましては、観光客自らが選択するという傾向もございまして、センターを通じた送客にはつながっていないという課題も見えております。これまで以上にセンターの利用促進に向けて、効果的な情報発信に取り組むとともに、顧客ニーズに対応できる相談支援の充実を図るなど、受入体制の強化を図っていきまして、本県への誘客拡大につなげていきたいと思っております。

また、観光需要が回復に向かう中、本県においても宿泊業における人手不足というのが課題になっております。このような中で、一番下にもございます観光の「ミライ☆ニナイ」手育成事業費では、将来の観光産業を担います人材の確保対策としまして、高校2年生を主に対象とした宿泊業をテーマにした講座開催や様々な仕事の紹介をするようなパンフレット、動画を制作しながら、宿泊業を就職先の一つとして捉えていただけるよう、将来にわたって活躍いただく人材として、具体的なジョブイメージの形成に向けて取り組んでいるところでございます。

今後の観光産業を支える人材確保・育成につきましては、観光客受入環境の整備について、関係団体とも連携しながら、引き続き推進して



まいりたいと考えております。

引き続きまして8ページをお開きください。

3つ目の柱でございます。安全・安心対策や観光産業の高付加価値化の推進でございます。

「長崎の宿」品質・おもてなし向上事業費といたしまして、宿泊施設従事者の指導、部下や後輩の指導を行う方々に向けた人材育成とか、マネージメントに関する研修について実施をして品質向上に取り組んでいるところでございます。引き続き旅行者のニーズなど、環境の変化を敏感に捉えながら、より品質やおもてなしの向上につながる効果的な取組を検討してまいりたいと思っております。

下段の4つ目の柱でございます。観光客のニーズやターゲットに応じた訴求力のある情報発信と周遊観光の促進でございます。

観光DX・プロモーション事業費といたしまして、こちらは西九州新幹線の開業や全国旅行支援など、テーマ性のある話題についてプロモーションを実施するほか、ターゲットを絞った情報発信に取り組んでおりまして、観光情報サイト、観光情報のポータルサイトへのアクセス数については増加している状況でございます。

今後は、さらにデジタルマーケティングを取り入れた効果的・効率的なプロモーションを実施するほか、人流や宿泊データを活用しながら本県誘客につながるような機能強化等にも努めてまいりたいと考えております。

最後に9ページでございます。

5番目の柱でございます。環境の変化や市場動向を踏まえたインバウンド観光の推進でございます。上段にグラフがございますけれども、昨年10月の水際対策の大幅緩和以降、本県における外国人延べ宿泊者数の状況についてお示ししております。実線につきましては、コロナ前

の令和元年、点線につきましては昨年10月から本年8月までの宿泊数となります。今年5月以降、順調に回復傾向に向かっているものと考えております。

その取組といたしまして、インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費でございますけれども、こちらは富裕層にも訴求する観光コンテンツについて、様々な手法でプロモーションを行ってきたところでございます。

今後は、これまでの国、市場別のPRに加えまして、体験やストーリー性のある歴史や自然のPRに力点を置きまして、他地域との差別化を図ってまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

【川崎委員】 資料の4ページ「ながさきミュージアムネットワークシステム」リニューアル業務委託についてお尋ねいたします。

これは、まずWTO案件でしょうか。

【峰松文化振興・世界遺産課長】 お尋ねの件で

すが、WTOの案件ではございません。

【川崎委員】 そうしますと、県外事業者が落札をされておりますが、ここは県内の縛りはされなかったんですか。

【峰松文化振興・世界遺産課長】 県内に本店を持つ者、支店を持つ者、そういう条件を加えているところがございます。

たまたま、今回の事業者の方が、本店ではなく支店を置いていらっしゃるという形になっております。

【川崎委員】 そうしたら、支店があるところを明示していただけませんかでしょうか、こういう資料にですね。そうしないと、なんで県外にというようなことに。

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時43分 休憩

-----  
午前10時44分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

【峰松文化振興・世界遺産課長】 申し訳ございません。先ほどの川崎委員のご質問ですが、WTO案件になっております。

【川崎委員】 WTO案件であれば、入札の事業者の地域の縛りはできないということは、私もルール上承知はしておりますが、WTO案件ということで入札に供する場合に、条件として恐らく3,000万円というラインじゃなかったかと思うんですが、それは3,000万円ですよというふうに明示して入札に供するんですか。予定価格が4,180万円となっておりますが、そのあたりはどのような形で入札に供するのか、お尋ねいたします。

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時45分 休憩

-----  
午前10時46分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

答弁に時間を要するようですので、ほかに質問はありませんか。

【坂本委員】 2ページの補助金内示一覧表ということで、雲仙市の事業、ジュニアパークレンジャーコンテンツ開発事業に対する助成ということですが、このジュニアパークレンジャーコンテンツ開発というのは、具体的にどういう雲仙市の事業なのか教えてください。

【長野観光振興課長】 簡単に申し上げますと、自然をテーマにしまして、ポイントをずっと回りながら、勉強しながら、一つ一つ体験をしていくといったような形で、そういった自然環境をゲーム感覚で回りながら学んでいくといったような形のコンテンツです。どちらかという、子どもといたしますか、小学生や中学生向けのコンテンツということで開発を進めていきたいと思っております。

【坂本委員】 わかりました。小・中学生を対象にした、自然を回るということですが、この対象は雲仙市が主催といたしますか、やるということみたいですが、雲仙市内の子どもたちが対象なのか。あるいは、対象は、特に県内・県外はなくて、子どもたちが雲仙市内で回る時ということになるのか、その辺はいかがですか。

【長野観光振興課長】 こちらの商品を開発するのは雲仙市、雲仙観光局の方で商品開発はするのですけれども、これは観光コンテンツの一つということで、雲仙国立公園の中で小学生や中学生が楽しめるようなコンテンツというのがなかなかないといった中で、修学旅行生といった方も引き込むといったことを視野に入れて、先ほどご説明したように自然ガイドの方々とフィールドを散策しながら、楽しみながら自然や環境保護について学んでいこうといったようなコ

コンテンツを作成すると。

ご質問に対して申し上げますと、これは県内だけではなくて、県外も含めて楽しめるというようなコンテンツになっております。

【坂本委員】これは、今、開発中ということですよ。雲仙市内の自然の場所、具体的にどういったところを回るのか、例えば山の上に行くとか、雲仙の地獄もあるでしょうし、あるいは下の方は小浜とか、地域的にはいろいろあるかと思しますので、今のところどういったところを回るようなことを計画されているか、わかれば教えてください。

【長野観光振興課長】具体的なコースの設定につきましては、今まさに開発中というところでございますので、私の方から申し上げる材料がございませんけれども、基本的には雲仙国立公園内での楽しみをということでございますので、あのあたりを少し散策していくといったようなイメージで、そういう設定をしていくというふうにお聞きしております。

【坂本委員】わかりました。これは今開発中ということですが、いつぐらいから具体的に予定でしょうか。

【長野観光振興課長】現在、今回の計画につきましては、途中で、申しましたように9月に内示をしたといった状況でございます。今年度、そういった観光コンテンツ開発に向けたレンジャーアクティブブックと言われるものを冊子として作成いたしまして、その後、幾つかのテスト的な商品販売を行いながら、実際の販売開始については検討を進めていくといったような状況でございます。（発言する者あり）

具体的には、令和6年中には販売を開始するような形で計画をしているということでございます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】休憩いたします。

-----  
午前10時51分 休憩

-----  
午前10時53分 再開  
-----

【清川委員長】委員会を再開いたします。

先ほどの「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」に対する川崎委員の質問については保留し、議案外所管事務一般に対する質問後にあらためて行いますので、ご了承を願いたいと思います。

次に議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【松本委員】それでは、インバウンド対策について質問いたします。

県内の外国人観光客数の状況について質問いたしたいと思います。円安の影響で、本年の外国人宿泊者数は増加傾向にあると思うんですが、まず最初に過去5年、特にコロナ禍、コロナ前と比べどのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

【高橋国際観光振興室長】過去5年ということで、平成30年（2018年）からの外国人延べ宿泊者数についてご説明いたします。

平成30年につきましては、全体で約86万人の外国人延べ宿泊者数がありまして、令和元年（2019年）には75万人にやや下がったところがございます。令和2年（2020年）以降は、コロナ禍による水際対策の影響がございまして、2020年が14万8,000人、2021年が11万1,600人、それから令和4年が9万5,000人ということになっております。

令和5年（2023年）につきましては、現時点で1月から9月までがわかる数字でございます

けれども、こちらは31万9,500人ということになっております。こちらは直近の9月の外国人延べ宿泊者数で申し上げますと、コロナ前の2019年と比べて94.2%の回復になっておりまして、インバウンドについても国内旅行と同様に回復傾向にあるということが見て取れるかなと考えております。

【松本委員】平成30年は86万人、平成31年は75万人とかなりの数字でしたが、やはりコロナ禍になると、当然、規制がかかって大幅に下がっておりますが、現状9月末時点、今年は31.9万人ということでコロナ前に戻っていることは大変追い風になっていると思いますし、為替の関係もそれに後押しをしていると思います。

そういった中で、ちょっと懸念するのは、国際情勢の関係もあって中国の団体客が減っているというお話を伺っております。それと、個人旅行よりも大きい数を擁する団体旅行というのをいかに引っ張ってくるかというのも、これは例えば教育旅行とか、そういう目的のある団体旅行であれば、今後のリピーターの可能性も上がってくると思いますし、期待できると思いますが、そちらの教育旅行の状況と誘客に向けての取組についてお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】教育旅行につきましては、本県は非常に歴史にも富んでおりますし、教育旅行に関するコンテンツについては多く有しているというふうに考えておりますので、コロナ前から重点市場である東アジアを中心に受入の誘致の取組を進めております。

県の観光連盟が把握しているデータによりまして、2017年には86団体、約4,200名、2018年には93団体、約3,800名を受け入れているところでございます。

教育旅行の誘致につきましては、コロナ前か

ら学校関係者を対象としたセミナーや旅行会社との商談会など、積極的な誘致活動を実施してまいりました。今年度においても、現地の教育旅行関係者との商談会や、また明日にも中国で行われるような教育旅行のセミナーなどの誘致活動を進めているところでございます。

引き続き、委員おっしゃるとおり団体旅行の重要なターゲットというふうに県としても考えておりますので、教育旅行の誘致活動について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】私の地元の大村市でも、台湾の高校がホームステイを30名から40名ほどしていただき、それが都会にはない田舎のホームステイのよさというか、そういうのを評価して民泊をしていただいて、非常に反応がよかったし、経済効果もかなり大きかったということで、リピーターも増えているということなんですけれども、やはりそういう一回できたつながら、また、台湾は親日でもあられますから、非常に高評価であるものをどんどん推し進めていくことも大事だと思います。

続きまして、前回の委員会でも質問しましたけれども、川崎委員からも質問がありました、そして、今議会の一般質問において宅島議員よりも国際便、チャーター便について、皆さんやはり心配をしておられます。

というのが、やはり九州各県よりも遅れているという指摘が、なんで長崎県が上海便だけほかが進まないのかというところに、答弁の中に先ほどもありましたグランドハンドリングの人員が足りないという説明がございました。人員が減少しているということですが、まず、その要因についてお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】事業者への聞き取り

によりますと、グランドハンドリング業務は厳しい労働環境があるということで、コロナ前から人材不足が懸念されていた業界でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の激減を背景に、グランドハンドリング事業者が採用を抑制していたことが、まず要因の一つと考えられます。

また、その他の要因といたしまして、グランドハンドリング業界は感染症などに脆弱な業界というようなイメージが定着をして、グランドハンドリング事業者の採用力自体も低下をしているということですか、離職者が増加しているということがあると思います。

また、カスタマーハラスメントですか、深夜・早朝、週末等の不規則な勤務、そういったシフト体制などが人員が不足している要因だというふうに聞き取っております。

【松本委員】それはわかるんですけども、しかし、それは他県も同じような状況の中で対応しているわけですよね。ですから、これは本県だけに限ったことではない中で、しかし、他県ではその人材確保をしっかりとしているという状況があります。

ですから、これに対しては具体的な対策を講じていく、こういうことだからできませんではなくて、どうやったらできるのかというところが必要になってくると思うんですが、そういった状況の中で、国の方も補正予算をつけていただいて、令和5年11月29日にグランドハンドリングに対しての補正予算を可決いたしました。この予算の概要と、その予算を県としてどう活用するのか、お尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】国は、委員おっしゃるとおり、先日の11月29日に成立いたしました経済対策による令和5年度補正予算の中で、空

港業務の体制強化の支援といたしまして、人材確保に向けたプロモーションや、他空港からの応援派遣などに対して、2分の1以下の補助を航空会社や県などに対して行うこととしております。

我々としては、先ほどの川崎委員への答弁とも重なるところがございますけれども、長崎空港において、現在、国際線の受託を行っていないグランドハンドリング事業者によるハンドリングの実施とか、他県のグランドハンドリングの人材派遣会社を活用した体制整備、外国航空会社による直接のハンドリングですか、応援スタッフの派遣、そういったことについて様々な可能性を並行して検討しているところでございます。

長崎空港においては、特に経験年数の長いリーダー層の人材が不足しているというところがございますので、県としては、先ほど申し上げた国の補助金の活用というところで、他空港からの応援の派遣といったところ、財政支援による体制整備ができないかどうか、こちらは様々な事業者と協議・検討を重ねているところでございます。

リーダー層の人材は、全国的に不足をしているので、必ずしも財政支援の多寡のみで派遣の可否が決まるものではございませんけれども、今後とも一刻も早く受入体制を整備できるように取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】端的に、今回は令和5年の補正予算の国の補助金ですが、今後、継続的に取り組んでいくに当たって、来年度、令和6年度に向けてどのように取組をしていこうと考えているのか、お尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】令和6年度の国の当初予算におきましても、こちらの空港業務、受

入体制については、一定程度国の補助がある見込みとなっております。我々としては、令和6年度の補助金の活用についても想定をして、先ほど申し上げた応援派遣によるグランドハンドリング人員の確保など、また、様々な空港の人材の採用強化に向けて、空港関係者と協議いたしまして、人員体制を確保してまいりたいと考えております。

【松本委員】 過去5年間の外国人の延べ宿泊者数の国別のデータを見せていただいたんですけども、圧倒的なトップが韓国で、過去5年間で39万9,000人と。2番目が台湾で20万3,000人ということで、この韓国と台湾というのは、今までも定期便やチャーター便でつながっていたところなんですね、今はありませんけれども。ということは、逆に言えば、さらにこの定期便、チャーター便が少しでもつながれば、この数がさらに、エビデンスとして実績があるわけですから、要素は十分にあり得ると思います。そこで大事になってくるのは、やはり予算計上だと思うんですね。もうこれは九州各県での地域間競争になってくるので、やはりしっかりと予算の確保をして、ハンドリングの人員を確保すれば、おっしゃるとおり、まずはチャーター便でもスタートはいいと思うので、確保できると思いますので、取組をお願いいたします。

そして、やっぱり国内旅行についてですけども、修学旅行について質問させていただきます。

最近、長崎市内でも修学旅行生をよくお見かけすることがあります。これも団体旅行でございますから、修学旅行先として長崎県は人気だと思っておりますけれども、こちら令和元年から昨年までの修学旅行の宿泊者数についてお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】 修学旅行の延べ宿泊客数、令和元年度から順に申し上げます。

令和元年42万人、令和2年19万1,000人、令和3年34万人、令和4年47万9,000人といったような状況になっております。

【松本委員】 こちらの方は令和元年の42万人より、令和4年47万9,000人ということで、かなり伸びているというのは、大変な追い風になると思います。恐らく今の状況では、海外への修学旅行を見合わせる学校が増えているという状況の中で、国内回帰の流れというものが、新型コロナウイルスが5類に移行したことも、また追い風になっていると思います。

それともう一つ、全国から来ていただくわけですが、来県状況の上位3県、どこから来ている修学旅行生が多いのか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】 小・中・高全て含んだ数字になっておりますけれども、1位が福岡県、2位が東京都、3位が大阪府といった順になっております。

【松本委員】 移住関係の時も質問しましたがけれども、福岡県は長崎県と関わりが密接というのもあるし、距離も近いところがあります。意外だったのは、距離が遠い東京、大阪からもかなり来ているということですから、これはやはり大都市から長崎への修学旅行が十分受け入れられている実績があるわけでございますから、今後もこの福岡、東京、大阪、人口も多いですし、そちらに対しての働きかけというものをポイントでしていただきたいと思います。

それともう一つ、修学旅行のニーズですね、全国各地ある中で、なぜ長崎県を選んだのかという、長崎県の高評価のポイント、ニーズについて、どのように把握しておられるか、お尋ね

いたします。

【長野観光振興課長】これは日本修学旅行協会の調査結果でございますけれども、修学旅行の目的ということでアンケート調査を行った結果でございます。その中でやはり歴史学習、平和学習、自然環境科学学習、スポーツ体験といったところが上位を占めているところでございます。

本県におきましては、こういった中での平和学習にも取り組んでいるといったところがございまして、そういったニーズを捉えた形でお選びいただいているのではないかと考えているところでございます。

【松本委員】やはり本県にしかない歴史や平和というものは、やはり他県にはない、大都市にはない売り込み方だと思います。

先日、娘が修学旅行に東京に行ったんですけども、ディズニーランドに行ってきたと言われて、何しに行ったのかなというふうに、やはり観光だけでは本当の修学にはならないですし、学習をしっかりしていただく機会を捉えて、特に長崎市の平和学習、また佐世保には米軍基地があることから、英語の学習をされているというふうに伺っております。

そういった実績を他の福岡、東京、大阪の学校に対して周知をして、そして成果が上がっていることもぜひ伝えていただいて、そしてそのお子さんたちが大人になった時に、また長崎に来県していただくきっかけにもなると思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思いますし、また長崎県に修学旅行に来ると、こういったプラスがあるというインセンティブもこれからつくっていくことによって、さらなるきっかけづくりになると思いますので、そちらもまた今後ご検討いただきたいと思います。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】長崎県観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況についての資料についてお尋ねをしたいと思います。

この資料によりますと、今、長崎県は、観光に力を入れていこうということで、5つの柱を設けて様々な施策に取り組んでいるところだと思います。

例えば、長崎市におきましては大型プロジェクトが進行しておりまして、新しいホテル等もできて、本当に街の形が随分と変わってきました。これを活かして観光まちづくりの推進が必要であるということを課題の中にも述べておられます。

この5つの柱の中で2番目に書いてある、訪れる人に期待以上の満足を感じさせる「おもてなし」力の向上、ここに私は注目をさせていただきたいと思います。

この中で令和4年度の実施状況ということで観光の「ミライ☆ニナイ」手育成事業費ということで、塾を実施しておられ、令和4年度は83人が受講して、そして就職を希望すると回答した者の割合が24%という記載がございます。

本当に今、人材不足、人材確保が長崎県の観光にとって大きな課題であると思っておりますが、まず最初に、観光業、宿泊業に就業された方々の早期の離職率が現在どのような状況なのか確認させてください。

【長野観光振興課長】新規学卒者の離職率、これは令和2年3月卒業者の離職率でございますが、大学卒につきましては38.4%、高校卒が39%といったような状況になっております。これは全体の数字となります。

その中の宿泊・飲食サービス業という形にな

りますと、大学卒の離職率が62.2%、高校卒が75.8%といった非常に高い状況になっております。

【ごう委員】この宿泊・飲食サービス業、大学生が62.2%、高校生が75.8%、これは非常に高く、本当に何とかしなければならぬ課題だなということ再認識させていただきました。

そのような中で、これを解決するために観光の「ミライ☆ニナイ」塾というものを開催しておられるようでございますが、これの今までの実績、それから一期が10回講座とかになっているようですが、どのようなことを高校2年生に対して学ばせているのかということをお聞かせください。

【長野観光振興課長】令和4年度の受講状況でございます。受講者につきましては83人の方に受講をしていただいているという状況でございます。過去、令和元年度から申し上げますと138人、令和2年度で91人、令和3年度が44人、令和4年度が先ほど言った83人といったような状況になっております。

今年度も同じように取組を進めているところでございますが、テーマといたしましては、宿泊業について理解していただくということで、まず接客業とは何ぞやといったようなところをホテルの方に「おもてなし」といった観点でお話をいただいております。

先ほど離職率の話がございましたけれども、働き方といったところがどうなっているのかというところで、宿泊業における働き方、これは改革への取組といったところも講座の中に入れております。

3点目としましては、観光業で働く、これはいろんな方と意見交換をしようということで座談という形で、これもホテルの方に来ていただ

いて意見交換をやり、理解を深めるといったようなところでございます。

あとは実際のホテルに行きまして業務体験をするとか、そういったものを講座の中に入れてながら、興味・関心を高めていただいて、今後の就職にできればつなげていきたいという思いでやっているところでございます。

【ごう委員】接客業に対する理解を深めるとか、体験をしてもらって、少し就職に向けて意識を高めてもらうということで、取組自体は非常にいいことだと思うんですが、しかしながら、この実績を見た時に、83人が参加して、「就職を志望する」と回答した者の割合が24%。この講座を受けた、せっかく80人以上の方が受けたのに、その方々が24%しか就職したいと思わないということに、何か課題があるんじゃないかと思うんですね。そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

【長野観光振興課長】調査の内容で24%の方が就職を希望ということでございますけれども、その反対で進学といったことを意識されている方も参加されていると。将来、自分の就職というものを少し意識していく、近々の就職を意識するというよりも、仕事というものをどう認識するかといった興味ということで参加されている方も多数いらっしゃるという現状でございます。

ですので、なかなか24%の就職希望というのは多分現実的なところで、自分が宿泊業を目指そうといった方で来ていただいていると。これが多いのか少ないのかというのは、私も何とも今の段階では言い難いところではございますけれども、できるだけこういった方々がたくさん参加いただけるように工夫はしていきたいと思っております。



【ごう委員】進学等々、いろんな選択肢の中の一つとして多分これを受けられていると思うんですが、本県が本当に宿泊業に就職してもらうためには、もうちょっとターゲットを絞った方がいいんじゃないかと思うんですね。高校2年生でこのやり方をやって、じゃ24%の人が本当に就職したいと思っているのであれば、その人達をフォローアップしていく仕組みも必要でしょうし、本当に長崎の観光業で働きたいという人を、ターゲットをもっと絞る必要があるんじゃないかと思います。

そのような中で、例えば他県であれば、観光業に関するホテルエの専門学校とかがあって、本当に就職したい人は恐らくそちらに進学されるんじゃないかと思うんですね。長崎県内にはホテルエを育成するような専門学校もございませんので、そのような中から就職者を見つけるのは非常に難度が高いんだろうとは思いますが、この「ミライ☆ニナイ」塾で就業したいんだと思う人が出てきた時のフォローアップの中に、例えば資格取得に向けた支援をやっていくとか、ホテルビジネスの実務検定とか、レストランサービス技能検定とか、サービス接遇検定、マナー・プロトコール検定、こういったサービス業に関する資格というものがもろもろあります。こういった資格を取得することを支援することで、より実態に即していくんでしようし、あと、離職率の高い原因の中で、やっぱり自信がないということも大きくあると思うんですね。イメージしていたことと実務との差があって、自分に自信が持てなくなってやめてしまうという方もあると思いますので、そのあたり、離職防止のためにも一歩進んだ支援が必要ではないかと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

【長野観光振興課長】ターゲットのお話がありましたけれども、単に高校2年生の方に来ていただくというだけでは、確かに就職につながるかというのは非常に厳しいところも、今、数字として見えているといったような状況でございます。

そういった中で、先ほど専門学校のお話もございましたけれども、今年度の新たな取組といたしましては、留学生の方を対象に「ミライ☆ニナイ」塾の方に参加いただくといったことを取り組んでいるところでございます。

実際の就職につながっていくかというところは、まだこれからだと思いますけれども、実際参加いただいて、将来の観光業に就職したいとか、そういったお話も参加者の中から聞こえております。ですので、今回の取組を踏まえて、今後、こういった形で効果的、効率的に進めていけるのか、そちらはしっかり研究してまいりたいと考えております。

【ごう委員】ぜひいろんな検討をしていただきたいと思います。せっかく令和元年から続けている「ミライニナイ」塾でございますので、こういったことからしっかりと県内の宿泊・サービス業への就職につながるようなことをやっていただければと思います。

もう一点ですが、これまで長崎県は、「長崎県総おもてなし運動」や「おもてなし宣言」ということで、ワンランク上のおもてなしで観光客を笑顔にさせる対応を目指すということで、これは2009年4月から取り組んでこられた事業があると思うんですね。今、ハードがどんどんと長崎で整備をされている中で、ソフト面の充実というのは非常に重要だと考えています。リピート率を高めるのも、実はハードではなくて、人だとも言われています。

このあたりのおもてなし力の向上というのは非常に重要と思うんですが、これは私に届いた意見ですけれども、「長崎は、電車やバスに乗車する時に並ばない」という声をたくさんいただきます。県外の方が、まずこれにびっくりされるんですね。

それから、長崎駅前の歩道橋は、今、すごく細くなっているんですが、通行帯が明記されていない。右側通行なのか、左側通行なのかわからない中で、観光客の方は大きなキャリーバックをかついで通行されます。こういったおもてなしは目に見えないから、ルールを決めてきちんとやっていくということがよりよいサービスにつながると思うんですけれども、この総おもてなし運動とか宣言とかを今後どのようにしていこうと考えられているのか、お聞かせください。

【長野観光振興課長】非常に重要なテーマではないかというふうには認識しております。やるべきことというのは多数あるかと思えます。先ほど委員がおっしゃったような様々な交通体系の案内でございますとか、標識の問題、あとは人材を育成していくといった問題もございます。人材の育成に関しましては、先ほどの資料の中にもございましたコンシェルジュを育成していこうということで取組を進めているところでございますが、これも宿泊業に限られているというのが現状でございます。

こういった取組は、財源的にも限りがあるので、こういった形でやっていくかというのは、市町とも、あるいは地元の観光連盟や観光協会、こういった方々ともしっかり協議しながら、何かからやっていくべきなのかというのは、これからも引き続き議論を進めていきたいというふうに思っております。

【ごう委員】長崎県にとりまして、観光というものは非常に重要だと思っておりますので、引き続き、前向きにいろんなことを検討していただいで充実させていただきたいと思えます。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【虎島委員】私は、長崎港のクルーズ船の状況についてお伺いいたします。

今年3月にクルーズ船の寄港が解禁されて、ほぼ毎日のように大型のクルーズ船が来ているという状況です。今月に入って、少し寄港数も落ち着いているような状況かと思えますけれども、現在の状況と今後の予定をお聞かせいただければと思えます。

【高橋国際観光振興室長】令和5年3月16日から国際クルーズの受入れを再開しておりますけれども、現在、県内全体の港でいいますと128隻が入港しているという状況でございます。そのうち長崎港については、11月30日現在で91隻の入港数ということになっております。こちらについては、全国でも横浜港に次いで第2位の入港実績となっております。

今後の予定ですが、令和6年の寄港の予定は、現在把握している状況では、長崎港においては約200回の寄港を予定しているところでございます。

【虎島委員】長崎が選ばれているということで、大変期待が持てる数字であるかと思えます。

今、大きいものには5,000人の乗客が乗られていると思えます。以前、コロナ禍前は、降りた後、そのまま免税店に行ってしまうと、長崎にお金を落とさないというような意見をよくお伺いしておりました。

最近は、降りられて、そのまままちなか周遊に回られる方が多くて、水辺の森公園でくつろ

いでいたり、まちなかで散策したりというような外国人の方をよく拝見いたします。

にぎわいがあるという意味では大変いいんですけども、一方でランチタイムに至っては、かなりオーバーツーリズムといいますか、食べるところが、キャパシティが少ないんじゃないかというような意見もいただいております。

こういうところ、長崎県としての取組についてお伺いいたします。

【高橋国際観光振興室長】現在、クルーズに多くお越しいただいて、また乗客がたくさん乗っていただいているクルーズ船も多く寄港していただいているところでございます。

周遊の状況ですと、先ほど委員からあったような水辺の森公園の周辺含め、また平和公園とか原爆資料館、グラバー園などの市内周遊、島原や雲仙の方にも足を延ばしていただいているような状況でございます。

特に、大型の客船が来られる時には、特に交通の渋滞も含め、かなり多くの観光客が来ることによる課題が幾つかあるかなというふうに思っております。こちらの受入れについては、市がまずは主体となっているところでございますけれども、本県でも長崎市と連携をいたしまして、様々、クルーズの寄港の周遊先を管理するランドオペレーター社というのがございますけれども、そちらに対して、その渋滞対策の実施の依頼ですとか、そういった形で対応しているところでございます。今後とも、市の方とも連携をいたしまして、オーバーツーリズムの対策についても検討してまいりたいと考えております。

【虎島委員】長崎市内に殺到するというのを防ぐ意味でも周遊観光というのは非常に重要になってくるかと思っておりますので、県としてもしっか

り携わっていただければと思います。

また、今、2バス化が進められていると聞いております。いつまでにということはまだいいと思うんですけども、これを見据えて、もし2バス化ができたということになりますと、5,000人乗りの船が2隻来るという状況もあり得るかもしれない。そうなる、ますます長崎市内ににぎわい、さらに混雑というのが激しくなるとは思います。

今のところ、市内の観光地というのは比較的キャパシティはあると思いますが、やはり食べ物、特に長崎は、今後、食を推していくというようなお話もありましたので、ここをしっかりと対応していかないといけないと思います。

ぜひ、今後ともよろしくお伺いいたします。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【瀬川委員】観光振興を図る上での課題についてお伺いいたしたいと思っております。

先ほど部長説明でも話がありましたが、コロナの影響で本県の観光産業も大きな打撃を受けながらも、現在、延べ宿泊者数等々含めて順調に推移している状況ではないかなというように思います。

観光振興基本計画の説明を受けたわけですが、こういった観光消費額、あるいは延べ宿泊者数をきちんと確保していくといった施策を進めるに当たって、各種目標値をどうやって達成していけばいいのかという観点から、考えられる課題についてお伺いをいたしたいと思っております。

【長野観光振興課長】先ほど観光振興基本計画の取組に関してご説明をさせていただいたところでございますけれども、先ほどもご説明したとおり、やはり観光需要というのは今、コロナ前の水準まで戻ってきているといったような状

況でございます。こういった需要をしっかりとらまえて、これからさらに拡大していくところに我々は注力をしていかなければいけないと考えております。

ただ、一方で、コロナ禍以降、個人旅行や体験型旅行商品の人気といったところで、旅行の価値観とかニーズといったところは変化しております。こういったものに対応していくためには、宿泊施設の高付加価値化といった受入環境の整備、あるいは先ほどからインバウンドのお話もでございますけれども、欧米の方にも人気がございますアドベンチャーツーリズムといった体験型のコンテンツとして魅力をしっかり高めていくといったところ、また、観光客の人流とか、そういったものをしっかり把握しながら、デジタル技術も活用しながら、しっかりと戦略的に進めていくといった多様な取組を進めていくといったようなところでございます。

ただ、受入を行う観光の業界を見ても、近々ではやはり人手不足といったところで、その対応も急務でございます。

こういった課題に対応していくためには、さらに市町と連携しながら、様々な形で進めていく必要もございまして、令和6年度においても、部長説明でも説明したとおり、新たな取組を進めていくといったようなところでございます。

いずれにしましても、観光施策につきましては、時代の変化や消費者のニーズに対応しながら、人材ニーズ、人材育成、サービスの向上、高付加価値化、こういったものを進めながらしっかりと発信して、環境づくりを繰り返していくというようなサイクルにしっかりと取り組んでいきまして、旅行者にしっかりと選ばれる観光地として持続させるような取組を進めていくこと、これがまず重要ではないかと思っております。

【瀬川委員】そういった課題解決を図りながら、インバウンドを含めて数多くの観光客を受け入れるというようなこと、そして、さらには観光消費額の拡大に取り組んでいくということについては、施策の効率化を図る。そしてまた、最も大事なところが、厳しい財政状況の中で、どうやって必要な財源を安定的に、また継続的に確保していくかということではないかと思いません。

財源確保ということについては、いろんな手法があるかと思うんですが、今般の定例会、本会議で議論があったと記憶しておりますけれども、宿泊税というのが効果的であると思っておりますけれども、全国の宿泊税の導入の状況についても併せてご意見をお聞かせ願いたいと思えます。

【長野観光振興課長】現在、自治体での宿泊税の導入、これは都道府県レベルでいきますと、東京都が平成14年から施行しているのを皮切りに、大阪府、福岡県といった3つの自治体が導入しているという状況でございます。

その他沖縄県なども、新聞報道等によりまして検討しているようにも伺っているという状況でございまして、九州の中で申し上げますと、先ほどの繰り返しになりますけれども、福岡県、市町村の方でいきますと福岡市、北九州市、本県では長崎市、この4自治体が導入をしているといったような状況でございます。

【瀬川委員】私も検討に十分値することではないかと思えます。特に、自主財源が極めて厳しい本県の財政状況、税をいただくということについては大変申し訳ない気持ちもありますけれども、ただ、県民の方々からいただくというよりは、観光に来ていただいた方、お仕事で来ていただいた方々から少しいただくということは、我々にとって検討に値するというふうに、私は

そう思っております。

しかしながら、これは、行政、あるいは政治的な立場の人間だけの問題じゃなくて、実際そういうことをやろうとした時には、宿泊業者やいろんな関係の方々、大変大きな迷惑というか、いろんな立場の方々にとにかく影響が出るということだろうと思います。

そこで、丁寧な説明や一定のきちんとした時間を確保して議論を深めるということは、これは絶対欠かせないことではないかと思っているわけですが、最後に部長の意見を聞いてみたいと思います。

【前川文化観光国際部長】委員からご指摘ございましたとおり、本県の財政状況の厳しさというのは言うまでもないところでございます。その要因の一つが、税源の脆弱さというところがあるかと思っております。その税財源を模索していくというところは、様々な模索をやっぱりやっていかなければならないと思っております。

そうした中で、委員からもお話がございましたけれども、サービスの提供を受ける方に、そのご負担をお願いしていくという考え方、観光でいけば多言語化や案内機能の強化など、その受入体制を整備していくという必要な費用を、受益者である観光客の方にご負担いただくというのは、税負担の本来の姿と言ってもいいのではないかと考えております。

まず、宿泊税導入の可能性とか、あるいは導入に当たっては様々な課題もあろうかと思しますので、そういったことについて宿泊業界の方や市町の方、そうした関係者の皆様と丁寧な意見交換を重ねていくというところから、まず初めてまいりたいと考えております。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】まず、議案外で「令和6年度の長

崎県の主要施策（素案）」についてお尋ねいたします。

来年度の事業ですから、これから内部の協議がいろいろあるかとは思いますが、今般、長崎・食のにぎわい創出プロジェクト費1億600万円が要求されています。これは部をまたがっていると伺っておりますけれども、この中で地域の魅力を感じさせる重要な要素である食への期待値や満足度の向上を目指すというくだりがございまして、3点取り組むことが示されております。これは具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、まずお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】長崎の食のにぎわい創出事業でございます。こちらの予算の要求につきましては、文化観光国際部と農林部、生産部局の方と連携をして計上しているところでございまして、合計1億600万円のうち、観光振興課の方で今回要求させていただいているのが5,000万円に相当する金額になっております。

取組の内容でございますけれども、一つは農林部の方で要求しております長崎の食をしっかりと味わえる場所の創出に向けた取組をやっていこうといったところでございます。

今回、文化観光国際部の観光振興課の方で予算を上げさせていただいているのは、そういった取組を含めまして、長崎の食を視覚的に訴えていくような雰囲気づくりとか、話題性のあるプロモーションを実施していきたいと思っております。

具体的には、本県の玄関口でございます空港、あるいは長崎駅、そういったところで長崎の多彩な食材、あるいは料理をデザインした装飾、そういったものを到着した方に目にさせていただくというところに重点を置いてやっていきまして、旅なかでしっかり飲食につながるようなプ

ロモーションを実施していきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】部局横断的でしたので、今、所管するところは説明をいただきました。

情報発信というところでありますが、この事業の想定されている取組として、空港や駅、人が集まる場所、ここにおける情報発信ということでありました。

旅行者というのは、大体出発する時にいろんなことを計画していくのがほとんどかと思えます。もちろん着地型もあるんでしょうけれども、ここに来たいと思って家を出るところを考えると、駅、空港、ここに来たらすぐ、次のどこかに行ってしまうわけで、果たしてそこでのプロモーションがしっかりとその方に刺さるのかどうかというのが素朴な疑問でありまして、空港や駅に長く滞在する方、むしろそこから出ていってしまう方、戻る方、そちらの方が多いんじゃないかとも思っております。そういったところから、このプロモーションの場所として適切なのかお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】到着された方にしっかりと訴求できるのかといったところでございます。旅まえの情報発信、いわゆるその部分については、当然これまでの既存事業も活用しながらやっていこうとは思っております。

さらに、ここに加えて、様々なデータを見ていきますと、やはり旅行会社が調査した結果によりますと、旅行先での食事の決め方というのが、データによりますけれども、行き当たりばったりで決められるという方も52%ぐらいいらっしゃいます。ただ、事前にWebで検索する方も一方で5割ぐらいはいらっしゃると。ただ、その状況を見ていきますと、どの日に何を食べるのかというのを決めているという方が、

全て決めていくという方が2割ほどしかいらっしゃらないということで、申し上げますと、到着した際に、本県で想定すれば、ちゃんぽんか皿うどん、これを食べようというふう決めてこられる方が大半かと思えます。それ以外の食をしっかりと訴求していくという意味では、空港や駅といったところに到着した際にしっかりと訴求することで、晩ご飯で今日は何を食べようかというのを決めるきっかけになるのではないかと効果を我々は見ていきたいと思っております。

最近進めております人流や宿泊データ、DX化も進めております。しっかりと効果が出るかどうかというのは、そういったデータも見ながら、検証しながらプロモーションを進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】効果はしっかりと見極めていただきたいと思っております。まさに食で長崎に来られたお客様にしっかりと満足していただくということは極めて、もう食で言うことはないわけですが、おっしゃるようにちゃんぽん、皿うどんが終わってしまっていると。魚も日本一なのに、それが届いていないというところが非常に残念かと思っておりますので、そこはお願いしたいと思います。

世界の流れといいますか、ガストロノミーリズムという言葉もありますけれども、美食旅行、本当にプライベートで、超富裕層かもわかりませんが、プライベートジェットで世界各地を食べるために飛び歩く、そういった方もおられるというふう聞いておりますし、造語かもわかりませんが、フーディー（Foodie）というような言葉もあって、映画がひとつきっかけになってフーディーという言葉がありますけれども、そういった皆様方に来ていただけるよう

な、食で長崎に来ていただけるような取組をぜひしていただきたいと思っております。

今のはインバウンド的な話なのかもわかりませんが、そのインバウンドについて次にお尋ねいたしますけれども、まず、先ほど定期航空路の話は確認いたしました。そもそも来ていただくという意味で長崎への誘客、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】先ほど、エアラインの誘致、また質問にもありましたけれども、クルーズの入港数の拡大を含めまして、また、インバウンドの誘客拡大ということで主な取組といたしましては、地元の市町、九州観光機構、それから九州観光関係の事業者などと連携いたしまして、旅行会社等へのセールスや国際旅行博への出展、そういった現地プロモーションをはじめ、様々な情報発信に取り組むことでインバウンドの誘客に取り組んでいるところでございます。

【川崎委員】その情報発信のあり方でありませぬけれども、やはり長崎の情報を現地において、母国語に訳されたパンフレットなり、旅行博に行くとかということで触れていただくということは非常に結構かと思っておりますが、やはり今はネット、スマホ、そういったところが非常に多いんだろうと思っております。気軽に情報が入手できることがもう世界では当たり前ということになっているわけでありまして、ぜひ効果的な情報発信をして来崎をしてもらえるように、できれば長崎に関心がある方、例えば食、長崎の歴史文化、あるいは原爆と、被爆地という切り口もあるかと思っております。平和都市長崎として皆さんに見て、感じていただく、そういった要素もあるかと思っております。そういった少しセグメントを絞っていきながら情報をしっかり

とお届けしていく、このようなことも重要かと思っておりますが、ご見解を伺いたいと思っております。

【高橋国際観光振興室長】デジタル化の近年の進展を踏まえまして、今後の情報発信においては、いわゆるターゲティング広告として、委員おっしゃるようにセグメントを設定した広告が重要というふうに考えております。

例えば、本県においても公式SNSの発信においては、フォロワー以外の日本に興味がある消費者にターゲティングをして広告を実施しているところがございます。また、現地メディアを活用した情報発信として、台湾、香港向けの本市観光情報サイトで、閲覧数が1位のメディアを活用して、グラバー園であるとか軍艦島などの観光コンテンツのほか、委員からもありました食の関連として長崎和牛や海鮮などの本県のグルメ情報についても発信しているところでございます。こちらについてのターゲティングについても、九州に興味があるけれども、まだ長崎を知らない旅行者というような形でターゲティングをして、効果的に情報発信をしているところでございます。

引き続き、地元の市町等とも連携をしながら、効果的な情報発信を行うことによりまして、インバウンドの誘客促進に努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 よろしく申し上げます。

こちら側の人たちが主観的にここに来てほしい、これが魅力ですよと伝える方法も従来どおりいいかと思っておりますが、一方では、やっぱり訪れた方がここは魅力的ですねというような情報発信も、これまた効果的だと思うんです。よく昔から、地元の人が何とも思ってないただの石ころが、ひょっとしたらインバウンドの方が見たらダイヤモンドに見えるということはよくあ

る話で、食べるものもそうですけれども、景色だってそうかと思えます。この角度でこういうふうに見えるのかなんていうことについて、やはり地元の人では気づかない、そういった宝が満載かと思えますので、そういった仕組みづくりということもぜひ検討いただきたいと思っております。

次に、少し今まであまり縁がなかったと思いますが、インドのことについてお尋ねをしたいと思います。

人口が世界で一番になっているんだろうというふうに言われていて、あらゆる国が、また日本の各自治体も、産業界もそうですけれども、非常に興味を示している国がインドだと思っております。

まず、長崎とインドの関係、今、概略どのような状況なのかお尋ねいたします。

【坂口国際課長】本県とインドの関係でございますけれども、取り立てて申し上げるような交流が今続いているかという、そういうわけでもございませんけれども、川棚町にあるくじゃく園、あちらのクジャクがインドから寄贈を受けたということで、昨年3月にインドの総領事が来られた時にもそちらを視察されたというふうにお聞きしております。

【川崎委員】ほとんど交流がないというところだと思いますが、今いろんなことを細かくやろうというつもりはなくて、今後、ぜひ検討していただきたいと思っております。国民性、日本に対する思い、そういったところを分析して、最大の輸出貿易国である中国との交流がALPS処理水のこと、今苦戦をしているわけで、そう考えていきますと、次の大消費地ということも一つターゲットにしていくということもあろうかと思うんです。

例えば、さっきの食のことにこだわって言えば、宗教上のこともあって肉もなかなか召し上がらないと、ベジタリアンであるということもあります。一方、お酒も飲まないと聞いていたんですけれども、ウィスキーは非常に人気があるというふうにも聞いています。そういった意味でメーカーが売り込みをすると。そういった私たちは今までこうだと思っていたところがそうじゃないというのが、細かく調べていくと、あれだけ人口があるわけですから、いろんな層の方がいらっしゃるわけで、そこをぜひ分析、検討して行って、後れを取らない、そういった体制で臨んでいただきたいと思っております。またこれは改めてやらせていただきたいと思っております。

議案外は以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】私からは3点お尋ねさせていただきます。

まずは、国際クルーズ船の受入れにつきまして国際観光振興室にお尋ねをいたします。

海外における港でのクルーズ船のお迎えやお見送りの画像などを調べていますと、花火やライトアップにより、にぎやかな様子で迎えているものを見たことがございます。

海外クルーズのお客様が、長崎で宿泊をされないといったことが課題として言われておりますけれども、夜や夕方に長崎港に入港していただけるクルーズ船に対して、花火やライトアップでお迎えをして、夜に長崎に滞在していただくといったことができれば効果的だと考えますが、県のご見解をお伺いいたします。

【高橋国際観光振興室長】本県のクルーズ入港時のおもてなし、歓迎のイベントについては、基本的には市町が主体となって民間事業者と連携した寄港地における入港関係イベントを行う



と。県はそれに対して助成金による支援を行うといったような役割分担のもとで取り組んでいるところでございます。

現在、太鼓の演奏とか、高校生プラスバンド演奏とか、そういったことでおもてなしをしているところございまして、委員のおっしゃられたような花火やライトアップについても、すぐに宿泊につながるかどうかというのは、これは研究が必要かなと思いますけれども、おもてなしの一つの取組として、こちらでも有効にできる可能性もあるのではないかと考えておりますので、市と連携いたしまして、可能性について検討してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 基本的には市が主体的に取り組むということですが、ただ、その可能性も含めて県の方からも市に対して様々な形で話をしていたらということに理解をいたしております。

私がこのことを質問した経緯の一つに、今後、2バース化が計画をされておりますが、恐らくライトアップの設備でありますとか、花火はそこまでないのかもしれないんですけれども、今時点から2バースの計画にこういったことも含めると、より効果的に進められるのではないかと考えています。工事の所管は土木部であります。クルーズ誘致を所管する文化観光国際部の方から、ぜひとも県の中でこういった議論を進めていただければと思うんですが、ご見解をいただけないでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】 2バース化に当たっては、2バース化だけではなくて、その周辺のターミナルの整備とか、一帯の整備がございまして、委員が今おっしゃっていただいたようなアイデアについても、土木部とも連携をいたしまして、可能性について検討してまいりたい

と考えております。

【中村(泰)委員】 ぜひとも前向きに土木部と話をさせていただければと思います。

続きまして、長崎空港と佐賀空港の外国人の入出国分析につきまして、同じく国際観光振興室にお伺いいたします。

こちらは総務省が提供している地域経済分析のデータツールでございますRESASからデータを引っ張ってきました。恐らくこれは、コロナの前のデータ自体が古くて、最新のものでも2019年というものでございます。当時もこの件についてはいろいろ議論があっていたのかなとは思いますが、まず数字を紹介するんですが、2014年時点では、佐賀空港と長崎空港それぞれですけれども、入国は長崎空港が2万2,925人、佐賀空港が3,921人、出国は長崎空港が2万4,045人、佐賀空港が4,014人。これは長崎に来られた外国人の方の入出国分析でございます。

入国も出国も当然長崎空港を利用されるお客様が圧倒的で、佐賀空港に対して2万人プラスと。ですが、この5年後、実は長崎に来られる方の空港の利用というのが、入国が実は佐賀空港が長崎空港を逆転しています。佐賀空港が多いと。出国の方も長崎に来られる、滞在されるお客様ですけれども、ほぼほぼ長崎空港の方が多いんですが、同数であるという状況でございます。なかなか最新の数値が出てきていないんですけれども、現状の認識、もし定量的にご答弁ができるのであればお願いしたいんですけれども、今、我が県の認識としてどのようになっているのかお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】 今おっしゃっていただいたコロナ前の状況については、そのように承知をしております。

佐賀空港から入られて長崎へお越しになるインバウンドの方々が多いということも承知しております。こちらについてはインバウンドの方が一つの県に滞在するだけではなくて、広域周遊がメインになるということもありますし、また、佐賀県はエアラインの利用者数は多いんですけども、宿泊施設が他県に比べて少ないという状況もあるので、宿泊施設については福岡とか長崎というところも使うといったことの波及効果もあるというふうに承知しております。

【中村(泰)委員】原因の分析といったところでした。最新の県の認識についてお尋ねをしているんですけども、その点については、なかなかまだ分析不足ということなのか、お尋ねをいたします。

【高橋国際観光振興室長】現時点の最新の数字については、現在ございません。申し訳ないです。

【中村(泰)委員】定量的じゃなくても、今、どういう傾向にあるのか。まだやはり佐賀空港から来られるお客様が多い状況なのか、そういったところをお尋ねしたいんですけども、どうでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】そちらにつきましては、定量的なところはないうところはございますけれども、一つ数字関連で関係して類推できるところは、現在、9月の外国人延べ宿泊者数はコロナ前と比べて94.2%の回復状況になっているというところがあります。こちらについては長崎空港で上海線が再開したのは10月末からということになりますので、エアラインが就航してない9月においても、コロナ前、エアラインが就航していた長崎空港と比べて94.2%の回復となっておりますので、その原因は恐らく福岡や佐賀空港からお越しになられているイン

バウンドの方々が多いんだろうと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】わかりました。結局は、つまるところ長崎空港をご利用いただくエアラインが増えなければ、ここの回復が進まないといったことを、まさにこれは数字として示しているものだと思います。

なかなか数字として見えないところがあるかとは思いますが、質問の意図としては、やはり佐賀県との地域間競争がかなり激化しているというのが、このコロナ禍前の状況でございまして、今それがもっと佐賀に攻められているというか、佐賀が強くなってきているのではないかという危機感がすごくございまして、それに対して、エアライン次第といったところはあるのかもしれないんですけども、具体的な打つ手がなされているのか。なかなか長崎の状況が厳しい中で、どう佐賀県と同じぐらい、もっと強く出ていかないといけないと思うんですけども、そのあたり、なかなか答弁が難しいと思いますので、改めて分析を進めていただいて、佐賀県との競争にしっかりと戦っていただきたいと思います。

続きまして、プロモーションについて観光振興課にお尋ねいたします。

今回、長崎県観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況ということで、資料が議案外として上程をされております。

ながさき旅ネットのページビューが目標値以上の25%増ということで、こちらは取組の努力が実っているものと私も感じておりますし、ちょうどこの委員会に向けて各県の観光に関する公式サイトを調べました。私なりの認識としては、ながさき旅ネットはすごく頑張っておられて、長崎の魅力を伝えているサイトであるとい

うふうに思っています。

また、佐賀の話になるんですけれども、佐賀県も頑張っているんですね。佐賀は、「さがデザイン」という取組を進めています。こちらは佐賀の魅力をすごく一生懸命伝える取組でして、ぜひともこれは長崎も取り組んでほしいといったことで、一般質問でもこういったことに触れたことがございますけれども、すごく長崎のデザイン関係の方からも佐賀の観光サイトはすごくいいよと、長崎もいいけど、佐賀の観光サイトもいいよといった声を聞いています。

なかなか他県の情報でわかりにくい、情報が入らないところがあるかもしれないんですけれども、この佐賀県のWebサイト、どれだけのビューがあって伸びているのか。そういった傾向、定量的じゃなくても定性的で結構ですので、県の認識をまずはお伺いします。

【長野観光振興課長】本県のホームページのビュー数については、委員のおっしゃっているとおりでございます。結構都道府県においても上位を占めるページビュー数になっております。

お隣の佐賀県でございます。ここ数年ですけれども、やはりページビュー数がかなり伸びてきているような状況でございます。例えば2020年が320万ぐらいのページビュー数、こちらが2021年に500万、その後900万といった形で伸びてきております。

本県も、伸び方でいきますと1万1,900から、今は1万5,000といったようなページビュー数になっておりますので、やはり情報発信という中ではこういったホームページを充実させて、あるいはデジタルの広告を活用して見ていただくといった取組というのは、やはりほかのところも取り組んでいるのではないかなというふうに認識しているところでございます。

【中村(泰)委員】まさか数字が出てくるとは思わなかったんです。もう一度最新の数字で結構ですので、その比較できるところで、長崎が幾つ、佐賀が幾つということでご答弁をいただけないでしょうか。

【長野観光振興課長】私の手元でございます2022年度で申し上げますと、1,524万ビューというのが長崎県です。お隣の佐賀県は910万5,000ビューといったような状況でございます。

【中村(泰)委員】今時点では、やはり観光県長崎といったところで、ビュー数も勝っているということと、長崎もしっかり頑張っていたいので、まだまだビュー数でも負けてはいないといったことでしたけれども、ただ、佐賀がこの近年でかなりビュー数を伸ばしてきていると。恐らく割合としては、コロナ禍の影響がいろいろあるんでしょうけれども、もしかしたら佐賀県の方が力を入れてきているのかなといったことも感じたところであります。

ここはWebサイトも公開されているもので、他県も同じように、ほかの県に負けられないようにといったことで努力をされているんだと思うんですけれども、ぜひともここは、先ほどのほかの委員への答弁の中でも、何といたしますか、実際長崎に来てから行動を考える方が多いといったことで、結局たどり着くところはこういったWebサイト、公式サイトからいろんなことを調べていくという観光客の皆様が多いと思いますので、ぜひとも引き続き力を入れていただければと思います。

以上です。

【清川委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 零時 2分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

国際観光振興室の高橋室長から、午後より本委員会を欠席し、谷村企画監を代理出席させる旨の届が出ておりますので、ご了承願います。

ほかに質問はございませんか。

【坂本委員】 今日提出されました部長説明資料の追加3です。先般、長崎の方で「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議の長崎開催ということで、ここに記載をされているところであります。

今回の国際賢人会議につきまして、核なき世界の実現へ向けた具体的な道筋について議論がされたということで、非常に有意義であったということが書いてありますけれども、もう少しかみ砕いて、具体的な道筋の議論だとか、そういうものを県としてどういうふうに認識をされているか、まずお伺いいたします。

【貝淵国際課企画監】 去る12月8日から9日にかけて、国際賢人会議の第3回会合が長崎市出島メッセ長崎において開催され、核保有国及び非保有国からの委員14名が対面及びオンラインで参加されました。

会合に先立ち、委員には平和公園での献花、被爆体験講話の聴講、原爆資料館や旧城山国民学校校舎の視察、そして被爆団体や若者たちとの意見交換などを通し、被爆の実相に触れていただきました。そのような取組を通じ、参加委員各位には、「長崎を最後の被爆地に」との県民の思いを受け止めていただいたと認識してお

ります。

また、会議は非公開で行われましたが、閉会の座長報告では、核軍縮をめぐり、安全保障環境の変化に伴う新たな課題であったり、またAIなどの新技術が核兵器に及ぼす影響、あとは核不使用、核軍縮の倫理と規範についての議論がされたとのことであります。

来年以降も議論を継続し、2026年のNPT再検討会議への提言を取りまとめる予定と聞いております。

また、今回の会期中、白石座長をはじめ複数の委員から、「核兵器廃絶を実現するためには、市民社会の果たす役割がますます重要になっている」との意見をいただいております。

県といたしましても、市民社会の参画の観点是非常に重要であると認識しており、そのため、昨年からは知事がNPT再検討会議に参加し、「長崎を最後の被爆地に」とのメッセージを発信するとともに、広島県と連携して、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけることで国を動かす市民社会の動きをつくり出すための取組などを推進しているところであります。

このほか、被爆者の高齢化が進んでいることから、次代を担う人材の育成を進めるとともに、平和に取り組む県民のさらなるすそ野の拡大を図ってまいりたいと考えております。

【坂本委員】 今、詳しく報告がありましたけれども、被爆地での今回の国際賢人会議、3回目の開催ということで、この被爆地長崎で開催されて、「長崎を最後の被爆地に」というふうな思いを共有できたということではないかと思えます。

被爆地での開催ということでもありますので、今言われたような一定の評価といたしますか、被爆地長崎からの発信もできたのではないかと考

えてはおりますけれども、これをいかに政策として具体的にこの「核なき世界」を実現するかということが、今後、非常に大事じゃないかと思えます。

それで、「長崎を最後の被爆地に」というのは、つまりは長崎が最後の被爆地でありますから、今後、一切そういう核使用が行われぬというふうな核使用のリスクを低減させるというよりも、なくすための努力が必要ではないかと考えております。

実は、この国際賢人会議は、今回が3回目ということでありまして、以前もありました、同じような核保有国と非核保有国、日本政府がそれを提唱してやったというのがですね。前回は、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」というのが行われまして、この時も3回目の会合が長崎で行われました。これは2018年3月末に提言を出しておりますけれども、その時の提言もいろいろ見てみますと、私個人的には、正直言って今回とあまり進展してないなという感じがしました。

特に、核使用のリスクの低減から、核なき世界に向けてということで提言がその中にもあるわけですが、この中で「核抑止は、ある環境下においては安定を促進する場合もあるとはいえ、長期的かつグローバルな安全保障の基礎としては危険なものであり、したがって、全ての国はよりよい長期的な解決策を模索しなければならない」というふうな、先般、核兵器禁止条約の第2回締約国会議もありましたけれども、日本政府がオブザーバーでもなかなか参加できてないという状況の根底には、この核抑止というのがあるんじゃないかと思っております。

核抑止がある限りは、前回の賢人会議の提言

でも、長期的には非常に危険なものであるというふうな指摘がされているわけで、それが、今回開催されている国際賢人会議の中でどのようにそれを具体化していくのか。あるいは今回の国際賢人会議が一定会合を重ねた上で、また恐らく提言というのを出されると思っておりますので、その場合に日本政府がどういう核政策を新たに打ち出していくのか。そして、それを後押しするといえますか、それが被爆地長崎の重要な役割じゃないかとは思っておりますけれども、こうした前回の賢人会議の出された提言、それから今回の賢人会議の中で議論されている内容、これは非常に有意義であったというふうに言われましたけれども、そこら辺についての認識というのか、なかなか難しいかなとは思っておりますけれども、もしあればお答えいただければと思います。

【貝淵国際課企画監】委員からお話がありました核抑止についてでございますけれども、今回の賢人会議の参加者には、核抑止を認めている国の委員もいれば、核抑止を否定している国の委員も、両方の立場で参加されていますが、どちらの委員も一貫して言われているのが、例えば核抑止を認めている国の委員からは、「現時点では核抑止は必要だと思っているが、それはあくまでも一時的なものでしかあり得ない。いずれ核兵器は廃絶しなければいけない」、その合意形成は図られております。

ですから、核保有国であったとしても、しっかり安全保障環境が、核兵器がなくても担保されるという状況になれば廃絶されるというふうに期待はしているところであります。

なかなかそれは簡単にはいかないとは思いますが、我々被爆地としては、しっかりと核兵器の非人道性というものを訴え続け、もう二度と

これは使われてはならない、長崎を最後の被爆地にしなければならないという思いを世界の人々と共有して、一日も早い核兵器廃絶を進めてまいりたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。ぜひそういう思いで取組を進めていただきたいと思います。

それで、来年度の長崎県の主要施策が素案として出されておりますけれども、この中の長崎県平和発信事業費が、今年度の同じ平和発信事業費に比べて、予算もかなり拡充しているなどという感じがあります。今年のNPT再検討会議の準備委員会への派遣だとか、知事自らが行っていただいたとか、いろいろありましたけれども、来年度のより拡充された予算の中で、具体的にどういった取組を今考えられているのか教えてください。

【貝淵国際課企画監】大きく2点ございます。1点が、旧来から3年から5年ごとに開催しております被爆者団体とNGO、県、長崎市が連携して進めております「地球市民集会」というものがございます。これは核兵器廃絶を世界に向けて訴える集会でございますけれども、この来年度の開催を検討しているところであります。それが1点。

もう一つが、現時点の課題といたしまして、被爆者の高齢化が進んでおります。ですから、若い世代への世代交代が必要だと考えておまして、従来から被爆者の体験を直接聞く被爆体験講話等の取組は進めているんですけれども、それだけにとどまらず、核兵器廃絶を自分ごととして捉えるための新しい取組をしていきたいと思っております。具体的には、被爆体験講話を聞くだけではなく、受け身の聴講だけではなく、それを聞いた後に、核兵器は自分たちの持続可能な未来にとって必要ないんだというこ

とをわかってもらえるようなワークショップの開催であったり、そういった新しい仕掛けをしていきたいと思っております。今、その検討を進めているところであります。

【坂本委員】わかりました。ぜひこの「地球市民集会」、大体3年から5年に一回ですか、されているようでありますので、成功に向けての長崎県の取組、後押しもぜひお願いしたいと思います。

今年の2月に私が一般質問をした時に、日本政府に対して核兵器禁止条約へのオブザーバー加盟を求めていくというようなことで言われておりました。私は、その時にはいわゆる被爆4県市、広島県、長崎県の県・市が足並みをそろえることでよりインパクトがあるんじゃないかということで、長崎県を除く広島県、広島市、長崎市については、もちろんこの締約国会議へのオブザーバー参加も求めているんですけれども、その前段として日本政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准というのを求めている、足並みをぜひそろえてほしいというふうをお願いをしました。なかなかそこまでは実現に至っていないわけですが、今回、この第2回の締約国会議が11月27日から12月1日にありましたけれども、これには広島県知事、それから広島市長、長崎市長が参加されているんですね。長崎県は参加されてなかったということですが、来年度というか、今からすぐでもいいんですけれども、ぜひこうした4県市の足並みをそろえていただきたいと思いますというふうに思っているんです。そのことが、先ほど企画監が言われたような内容につながるといいますし、4県市が足並みをそろえて日本政府に要請をする、上京していく、あるいはいろんな場を通じてすることについては、そう予算もかかる話し

やないというふうに思いますので、ぜひそのことを求めてお願いしたいと思うんですけれども、現時点での考え方を教えてください。

【貝淵国際課企画監】核兵器禁止条約の批准でございますけれども、本県は被爆県として、一日も早い核兵器の廃絶の実現に向けて取り組んでおりまして、核兵器の保有、使用、威嚇などを包括的に禁止する同条約についても、将来的には我が国にも批准していただきたいという思いはございます。

しかしながら、国は、核兵器禁止条約について、核兵器のない世界の出口ともいえる重要な条約ではあるが、核保有国が参加していないため、実効性に課題があるとして、現時点での批准には消極的な考えを示されております。このため、県としては、国に対して、まずは締約国会議へのオブザーバー参加をしていただき、唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国と非保有国の橋渡しとしての重要な役割を果たしていただきたいということを求めているところでございます。

今年度におきましても、政府施策要望をはじめ、知事と外務副大臣や軍縮大使との面会、また、今回の賢人会議の中でも知事が岸田総理とお会いしておりますので、その時にもオブザーバー参加を求めていたところでございます。

委員からご指摘のありました4県市が足並みをそろえてというところは、なかなか難しいところもございますが、私ども県といたしましても、核兵器の廃絶に向けてできることは全てやっていきたいと思っているところでございます。

【坂本委員】今の答弁は、これまでの答弁と同じだと認識をしております。ぜひそれをもう一步超えて、先ほどからしつこいようでありますけれども、被爆4県市の足並みがそろうことで、

日本政府ないしは国際社会に対するインパクトある動きになってくるんじゃないかと思っておりますので、そのことについては重ねて要望として申し上げて、私の質問を終わります。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、これより「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、川崎委員から質問がなされ、保留しておりました理事者の答弁を求めます。

【川崎委員】お時間をいただきましてありがとうございます。

ちょっと間が空きましたので、もう一回整理してお尋ねいたします。

「ながさきミュージアムネットワークシステム」リニューアル業務委託でありますけれども、この案件についてはWTO案件かということでお尋ねしましたら、WTO案件であるという答弁がありました。

WTO案件は、金額で設定されていると思います。3,000万円以上の案件はWTO案件というふうに承知をしておりますが、これは公募の時に明示をするのか確認をいたします。

【峰松文化振興・世界遺産課長】午前中は失礼いたしました。

今、委員のご質問の件ですけれども、今回のながさきミュージアムネットワークの業務委託をするに当たりまして、長崎県公報で公告しております。その際には、単に「WTO協定の一部として政府調達に関する協定の適用を受ける」という記載をしているだけでございます。

【川崎委員】つまり、そのWTOということでお公告をかけたということは、つまり明示していないものの、この業務については3,000万円以上

の案件であるということが、それは調べればわかる話ですよ。

もう一つ確認ですが、予定価格が4,180万円となっています。この予定価格はさすがに明示しませんよね。

【峰松文化振興・世界遺産課長】委員おっしゃいますように予定価格は明示しておりません。

【川崎委員】それで、入札の結果が、落札価格が3,000万円未満だったんですね。もし、この非落札業者が、WTO案件というのがわかっているから、本当はもっと安くできたのにWTO案件だから3,000万円が最低と思って、ちょうどそうした数字だものですから、推測ですよ、確認しているわけです。そう思って入札をしたら公告のあり方自体、入札のあり方自体どうなのかと。もうちょっときちんと、わかりやすく丁寧にしてやった方がいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

【峰松文化振興・世界遺産課長】公告につきましてはマニュアルどおりに実施しているところでございます。その中で予定価格調書につきましては、見積もりを徴取しまして、適切かどうかというところを勘案しながら積算をしていったところでございますが、その結果、予定価格が4,180万円となりましたので、WTO案件ということで、このような公告をしたところでございます。

【川崎委員】なかなか、ぱっと理解しづらいような答弁です。

問題意識は、ミリミリの話じゃなくて、なんで県の業務が県内の事業者さんにスムーズにいかないのかというのが私の着眼点なんですね。この予定価格が4,180万円の見積もりだったと。結果、落札額が2,550万円、落札率は61%。1,630万円の乖離があるんですよ。こんな乖離がある

のが、さっとスムーズにこうですよということを出されるということが、私は非常に疑問ですよ。予定価格が3,000万円を割るようなことであれば、そもそもWTO案件に供することなく、つまり地元業者に絞った形で、地元の業者に頑張ってもらいたいという舞台ができるわけですし、そうじゃなかったわけですよ。

繰り返し言いますが、3,000万円を切ったところで落札しているわけですから、できたということじゃないですか、それは事業者の努力もあったかもわかりませんが、4,180万円というのが、そもそもどこまで精査をされたのか、そこがポイントかと思うんですよ、やれているわけですから。1者さんが飛び抜けているわけじゃなくて、もう一つもちょうど3,000万円でしょう。やれているわけですから、なんでこんな乖離が生じるんですか。

【峰松文化振興・世界遺産課長】今回、積算をするに当たっては、2者から参考見積もりを徴取しておりますが、その中で安価な方を参考としまして、もう一度こちらの方で適切かどうかというところを積算し精査しました。そういうことで、4,180万円が適切ということで予定価格として設定したところでございます。

それが事業者の方々が、頑張られたといいますが、そういうところでこのような結果になってしまったとしか、こちらとしては想定できない事態となったということを申し上げることしかできないと思います。

【川崎委員】そうかもしれません、いやいや、そうでしょう。間違いなく、皆さんもちゃんとやられたとは思いますが、繰り返しになりますけれども、結果こんな乖離があったということですよ。WTO、残念ながら最低制限価格は設定できないから、極端な話、1円でもやろうと思



えばできるわけで、そのところは非常に危うい仕組みであると思うんですけれども。

繰り返しになりますが、県内の事業者に何とかして頑張ってもらいたいというところを皆さんで知恵を出してもらいたいなと思っ  
ていまして、ひょっとしたら県内の事業者が入札しないかもわからないというような思いでやられていたんじゃないかということもついつい思  
ってしまうわけです。高くしておかないとWTOにも乗らない。つまり県外から来てもらえない。安く設定すると不落になるみたいな。もしそんな気持ちがあったら、それでは県内事業者はいつまでも育ちませんよ。こういう業務は続くわけじゃないですか。そこでも技術者が必要である、技術者を養成してほしいと。辛抱強くやって、そこで技術者を養成してほしいと。県の事業も毎年定期的にこんなものが出ますよみたいな、そんなサイクルができれば、人口流出の一つの歯止めにも関わるじゃないですか。IT人材が足りない、足りないと言っていて、仕事はよそに出しますよと。そんなちぐはぐなことがあっていいんですかというのが問題点です。そのところを、ぜひ心砕いてやってもらいたいんですが、部長、部長の決意を聞かせていただきたい。

【前川文化観光国際部長】今回の入札結果、それから経過については、課長から説明したとおりでございますが、ただ、川崎委員のご指摘の部分というのは、確かに私どもも十分理解して、そこは心を砕くべき部分だと思っております。

今回は、複数の事業者から予定価格を定める際に参考見積もりを徴取した上で、その中で低い価格を採用し内容を精査したということで、なるべく低い金額に設定できないかという部分での取組はしたのでございますが、結果として

WTO案件になったという経過がございます。

ただ、それを踏まえて委員からご指摘が  
っている部分でございますので、そこは今後、事業者の声も十分お聞きしながら、県の基本的な姿勢としては、県内の事業者を育てていくという姿勢で取り組むということは当然のことと思っておりますので、今回のことを十分課題としながら、次回に向けてどういった形で検討できるのかというのをしっかりと勉強していきたいと思っております。

【川崎委員】決意も聞いた後でなんですけれども、数年前、環境部だったと思うんですけれども、同じようなことがあったんですよ。ほとんど同じ構図。ノウハウがあったからといって、極端に低い金額で取られているんですよ。

だから、何なのでしょうね。よくよくリサーチをして、ノウハウがあったから安く取れましたと。じゃ、県内事業者はノウハウがないから参加できないと。ノウハウを誰がつくってあげるんですか。つくるチャンスを誰が与えているんですかという時に、そこに皆さんの思いがないと言わざるを得ないと思っております。だから、当部だけではなく、県庁全体の課題としてですね。そうしないと、いい流れで産業構築とか育成とかできないですよ。シビアに考えてほしいと思います。

よろしく申し上げます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時55分 休憩  
-----

-----  
午後 1時55分 再開  
-----

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 1時56分 散会  
-----



# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月12日

自 午前 9時59分  
至 午後 3時 1分  
於 委員会室 3

生活衛生課企画監  
(動物愛護管理センター整備担当)  
食品安全・消費生活課  
総括課長補佐  
水環境対策課長  
資源循環推進課長  
自然環境課長  
荒木雄一郎 君  
金氏 亮 君  
松尾 晴彦 君  
赤澤 貴光 君  
笹淵 紘平 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 清川 久義 君  
副委員長(副会長) 中村 俊介 君  
委 員 溝口 芙美雄 君  
" 川崎 祥司 君  
" とうまなみ 君  
" 松本 洋介 君  
" 坂本 浩 君  
" 中村 泰輔 君  
" 初手 安幸 君  
" 虎島 泰洋 君

交 通 局 長 太田 彰幸 君  
管 理 部 長 猪股慎太郎 君  
乗合事業部長 柿原 幸記 君  
貸切事業部長 江頭 興祐 君

文化観光国際部長 前川 謙介 君

土 木 部 長 中尾 吉宏 君

3、欠席委員の氏名

瀬川 光之 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 大安 哲也 君  
県民生活環境部次長 峰松 茂泰 君  
県民生活環境部次長兼地域環境課長 吉原 直樹 君  
県民生活環境課長 猿渡 圭子 君  
男女参画・女性活躍推進室長 松尾 由美 君  
人権・同和対策課長 石田 祐子 君  
交通・地域安全課長 濱田 次則 君  
統 計 課 長 下野 明博 君  
生 活 衛 生 課 長 岩松 尚 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

なお、瀬川委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第85号議案「県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例」、及び第101号議案ないし第103号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案、第85号議案、及び第101号議案ないし第103号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、

その後、予算議案について討論・採決を行うこととします。

そして、委員会再開後、第85号議案、及び第101号議案ないし第103号議案についての討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、食品安全・消費生活課、立石課長から、本委員会を欠席し、金氏総括課長補佐を代理出席させる旨の届が出ておりますので、ご了承願います。

これより審査に入ります。

【清川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

県民生活環境部長より、予算議案、第85号議案、及び第101号議案ないし第103号議案について説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】 おはようございます。

説明をさせていただきます前に、おわびを申し上げます。さきに提出してありました関係議案説明資料のうち、2ページの歳入予算の補正額に記載誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございません。

それでは、県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

令和5年11月定例会県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料、県民生活環境部の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第78号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算

（第1号）」、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第81号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」の4件であります。

はじめに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、国庫支出金791万円の増、歳出予算については、計5,192万円の減を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

3ページ目をお開きください。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

地球温暖化対策として実施しております県有施設への太陽光発電設備の導入や市町等施設の空調設備改修、照明のLED化のための間接補助事業費等につきまして、全国的な資材不足による年度内の完了が困難であることから、地球温暖化対策推進費8,104万4,000円について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

県有施設の指定管理者の指定に伴い、令和6年度から令和8年度までの債務負担行為として、県民ボランティア活動支援センター管理運営負担金4,794万6,000円、長崎交通公園管理運営負担金5,467万2,000円、金泉寺山小屋及び野営施設管理運営負担金133万8,000円を計上いたしております。

なお、本議案と関連する第85号議案「県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例」、第101号議案、第102号議案並びに第103号議案の「公の施設の指定管理者の指定

について」は、所管の各課長から補足説明をさせていただきますと存じます。

次に、第78号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

収益的支出について、284万2,000円の減、資本的支出について、11万6,000円の減を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

令和5年度当初予算で債務負担行為を設定していました大村湾南部流域下水道維持管理業務等において、限度額の増額及び期間の変更を行う必要があるため、令和6年度から令和8年度までの債務負担行為として、3億2,700万円を計上いたしております。

4ページ目をお開きください。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算について、計2,690万8,000円の増を計上いたしております。

これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

次に、第81号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、4ページ目下段に記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、県民生活環境課長より

補足説明を求めます。

【猿渡県民生活環境課長】第85号議案及び第101号議案について、補足してご説明いたします。

補足説明資料3ページをご覧ください。

第85号議案「県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本議案は、県民ボランティア活動支援センターの開館時間に関する規定につきまして、安定した施設運営及び利用者の利便性向上のために、所要の改正をしようとするものでございます。

本支援センターは、ボランティア活動の普及及び促進並びに健全な発展を図るため、県民のボランティア活動の拠点として、長崎市出島町にある出島交流会館内に設置している施設でございます。

改正の内容でございますが、火曜から金曜までの平日につきましては、開館時間を1時間短縮しまして午前9時から午後9時までとし、土曜、日曜、祝日につきましては、開館時間を1時間延長しまして午前9時から午後6時までとしようとするもので、施行日は、令和6年4月1日としております。

改正の理由としましては、火曜から金曜までの平日につきましては、午後9時以降の利用者が一部に限定されていること、また、午後10時以降は公共交通機関が不便で、職員の通勤手段に支障が生じていることなどから、安定した施設運営のため、開館時間を1時間短縮させていただき、土曜、日曜、祝日につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、開館時間を1時間延長するものでございます。

続きまして、資料4ページ、第101号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、ご説明

させていただきます。

本議案は、県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の指定でございます。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としておりまして、債務負担行為の設定につきましては、第76号議案、一般会計補正予算6号に、限度額4,794万6,000円を計上させていただいております。

今回の指定管理者の選定におきましては、去る8月25日から9月22日までの期間に公募を行った結果、現在の指定管理者であります特定非営利活動法人Fineネットワークながさきの1団体から応募があり、外部有識者など5名の委員で構成します選定委員会において、10月6日に審査を実施いたしました。

5ページをご覧ください。

審査の結果、特定非営利活動法人Fineネットワークながさきを指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定理由としましては、県民ボランティア活動支援センターの運営や目的に対する理解が十分にあり、また、指定管理者としての過去の実績から、管理運営の安定性が期待できること、県内のNPO・ボランティア活動や支援センター運営に係る課題等についても十分把握しており、新たに大学生や企業人材の活用促進に取り組むなど、課題の改善を図る意欲が見られる点で今後の展開に期待ができること、さらに、職員の育成に関しましては、育成計画に基づいてスキルアップを図ろうとする積極的な姿勢が見られたことなどが評価されました。

なお、指定管理者が行います業務及び施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

今後の予定でございますが、本議会で議決をいただいた後、指定管理者の指定告示を行い、来年3月までに、基本協定書並びに令和6年度の協定書を締結することとしております。

説明は以上でございます。

【清川分科会長】次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【濱田交通・地域安全課長】第102号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の補足説明をさせていただきます。

資料6ページ、補足説明資料3をご覧ください。

本議案は、長崎交通公園の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としており、債務負担行為の設定につきましては、第76号議案、一般会計補正予算（第6号）に限度額5,467万2,000円を計上しております。

今回の指定管理者の選定におきましては、去る8月25日から9月22日までの期間に公募を行い、2団体から応募がございました。

審査の結果、今回の候補者は、一般社団法人長崎県安全運転管理協議会を選定しました。なお、現在の指定管理者でございます。

選定の経過でございますが、外部有識者など6名の委員で構成された選定委員会を設置いたしまして、去る10月3日に選定委員会を開催し、申請がありました2団体から事業計画などの概要説明を受け、質疑応答を行い、審査を実施いたしました。

選定結果につきましては、審査基準に基づき各委員が採点を行った結果、候補者である一般社団法人長崎県安全運転管理協議会は1,200点満点中891点、団体Aは645点となっております。

7ページをご覧ください。



選定理由といたしましては、当該団体は交通安全指導や啓発活動を行う団体であり、交通安全教育の重要性について十分な理解とノウハウを持っている団体であること、児童等に対し交通安全指導を行うことのできる人材を確保できていること、必要最小限での人員配置や軽微な修繕等は可能な限り自ら実施する等、経費削減に努めた事業計画であること、長崎交通公園の設置目的や管理運営について十分理解されており、前回期間の指定管理者として、安定的な管理運営及び交通安全指導を行っている実績があることとなっております。

指定管理者が行う業務及び施設の概要につきましては、記載のとおりです。

今後の予定でございますが、本議会で議決をいただいた後、指定管理者の指定告示を行い、来年3月までに、基本協定書並びに令和6年度の協定書を締結することとしております。

説明は以上でございます。

【清川分科会長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【笹淵自然環境課長】それでは、第103号議案自然環境課の所管する「公の施設の指定管理者の指定について」の補足説明をさせていただきます。

資料の8ページ、補足説明資料4をご覧ください。

今年度末で指定管理期間を満了する施設が、施設名一覧に記載のとおり、雲仙公園テニスコート、大浜園地休憩施設、金泉寺山小屋及び野営施設、田代原野営場の4施設がございます。

これらの施設につきまして、来年度から3年間の指定管理者を選定するため、9月13日から10月10日にかけて公募を行ったところ、田代原野営場を除く3施設について、それぞれ1者から

の応募がありました。

それを受け、10月24日に外部有識者5名の委員による選定委員会を開催し、管理運営方針、管理体制、業務内容などの観点から審査を行い、候補者を選定いたしました。

次に、審査結果についてご説明をします。

9ページをご覧ください。

雲仙公園テニスコートについては、現管理者である株式会社青雲荘から応募がありました。

当該団体につきましては、長年、雲仙地区でテニスコートの管理運営を行ってきた経験があること、同地区内で宿泊施設を営業しており、効率的な人員配置が可能であることなど、民間経営のノウハウを活かした管理運営が期待できるとの理由から、来年度以降の指定管理者の候補者として選定をされました。

続いて、10ページをご覧ください。

大浜園地休憩施設については、西海国立公園の宇久島にある海水浴場の施設でございますが、こちらも現管理者である株式会社丸勝興産から応募がありました。

当該団体につきましては、地元企業で島内のほかの海水浴場の管理も担っており、施設について熟知していること、事業計画書で、地域の特性を活かしたイベントについて積極的に企画をしていることなど、こちらも民間の経営のノウハウを活かした管理運営が期待できるとの理由から、来年度以降の指定管理者の候補者として選定をされました。

それから、11ページをご覧ください。

金泉寺山小屋及び野営施設につきましては、こちらも現管理者である多良岳金泉寺山小屋の会から応募があり、山小屋の管理運営に必要な経歴や能力が確保されていること、情報発信やイベントなどを通じて山小屋の活性化が期待で

きるなどの理由から、来年度以降の指定管理者として選定をされました。

以上3施設の指定管理者の指定について、本議会に議案として提出をさせていただいております。

また、第76号議案で債務負担行為として、金泉寺山小屋及び野営施設については、令和6年度から令和8年度の期間で限度額133万8,000円を計上させていただいております。

なお、応募がなかった田代原野営場につきましては、応募要領を見直した上で、再公募を行いたいと考えております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案、第85号議案、及び第101号議案ないし第103号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】ただいま説明のありました85号議案と101号議案について、質問いたします。

まず、85号議案は、時間の変更ということでございますが、土日祝日の1時間延長というのは、利便性を考えて理解できるのですが、平日の1時間短縮は何のためなのかと考えた時に、そもそも午後10時までにした背景があって、働いている方とか利用者の方々が、やはりその時間帯も利用しているから10時までになっていると思うのですが、その見解について、お尋ねいたします。

【猿渡県民生活環境課長】開館時間が午後10時までになっていた背景でございますが、ただいま委員の方からご紹介がありましたとおり、利用者の中には、社会人など、終業後に支援センターを利用される方もおられますし、より多

くの方に利用していただくため、平日は午後10時までの開館としておりました。

また、現在の出島交流会館には平成17年に移転をしまして、平成12年の設置当初につきましては、長崎駅前の交通産業ビルの中にありましたので、立地上も、公共交通機関の便がよく、人が集まりやすいということもあまして、夜間においても一定の利用が見込まれたということもあると考えております。

【松本委員】駅前の立地から、平成17年に、出島交流会館に移転したことによって状況が変わったということ、職員の方の利便性とかもあるんでしょうけれども、しかし、やはり開館時間が長い方が利用者にとっては利用しやすいと思うのですが、実際に9時以降の利用実績はどのようになっているのか、お尋ねします。

【猿渡県民生活環境課長】午後9時以降の利用状況でございますが、過去4年間の実績を見ますと、全時間帯に占める午後9時以降の利用団体、人数につきましては、全体の1割以下となっております。また、午後9時以降の利用実績がありました団体を見ますと、令和2年度以降は、特定の2団体の利用が9割以上ということになっております。

【松本委員】わかりました。

それでは、2団体といえども、その方々が使えなくなるわけですから、事前に説明等はされたのでしょうか。

【猿渡県民生活環境課長】昨年度、午後9時以降利用実績がございました団体が9団体ございました。そちらの団体に対しまして、令和6年度以降の利用意向について聞き取りを実施いたしまして、令和6年度以降も定期的に9時以降利用したいというご意向がありました3団体につきましては、直接お会いしてご説明をさせてい

いただきました。団体からは、活動の開始時間を早めることが可能でと、活動内容を効率化する契機になるといったご意見もありましたが、なるべく遅くまで利用したいというご意見もいただいたところでございます。

そのようなご意見を踏まえまして、現在は、閉館時間の30分前退室としておりますが、改正後は、15分前退室として、僅かではございますが、なるべく影響を小さくするようなご提案もさせていただきます。今回の改正案については、概ねご理解を得られたものと考えております。

【松本委員】事前に利用者の方にご説明をされて、そして一定の理解を得られたということをしたいたしますが、あくまでもこの方々は営利ではなくて、ボランティア団体の方々でございますので、やはりその方々に対して、こちら側の都合だけで時間を短縮するということがいかなかと思いましたが、そういった説明をされているのであれば、了いたします。

関連して、101号議案、ここの指定管理者についての議案が出ております。1者ということで、引き続きされるということですが、過去5年間、この施設の利用者数について、お尋ねをいたします。

【猿渡県民生活環境課長】利用者につきましては、主に、貸し会議室を利用した人数が中心になりますが、平成30年が2万4,557人、令和元年が1万9,710人、令和2年度が6,177人、令和3年度が6,248人、令和4年度が1万647人、令和2年度、3年度につきましては、コロナの影響があって減少しております。令和4年度につきましても、一部回復をしていますが、まだ平成30年の2万4,000人台には届いていない状況でございます。

【松本委員】利用者数がコロナの影響で大幅に減っていった、コロナ後でも平成30年の頃の半分以下ということの状況です。このボランティア活動支援というのはすごく大事なことでありますし、一回制約があって下火になると、自分たちのことで手いっぱいなのにと心理も働くんでしょうけれども、しかし、今後またさらにここに3年間委託をするわけですから、今後、利用者数を増やすための取組とか、具体的なところが求められると思います。

選定結果の方を見ますと、500点満点中358点、1者ではありますから比較対象がないんですけども、大体7割ぐらいということでございます。選定理由の方は説明がされておりますが、逆に、どういうところが足りなかったのか、そして今後3年間で、どういうところに力を入れていかれるのか、お尋ねをいたします。

【猿渡県民生活環境課長】審査につきましては、団体の状況、管理運営、体制、効果的な方策、工夫など、大きく6つの評価項目を設けて採点しまして、一定7割得点をしているということで、最終的には、審査委員の合議で候補者として決定したものでございます。

課題につきましては、今、委員からご指摘がございましたように、支援センターの活用促進について、従来の利用者にとどまっているという点が課題でございます。新たに大学生や企業、これまで利用の少なかった新たな主体に活用を促すアプローチが必要であると考えておりますし、このことがNPO・ボランティア団体に関わる人材の裾野拡大にもつながるものと考えております。また、職員配置に関してでございますが、資格や経験を持った人材が限定されているという点も課題かと思っております。

これらの課題につきましては、Fineネットワ

ークながさきにおいても十分把握をしておりますので、今後は、毎月、運営会議というものを実施しておりますので、その中で具体的に進捗を管理して、課題解決に向けた積極的な取組を促していきたいと考えております。

【松本委員】 ありがとうございます。

せっかくまた更新をするところの機会でありますので、今、答弁でありましたとおり、課題の抽出と、その具体的な対策というのが答弁の中でありましたのでしたといたしまして、そして利用者が減っておりますので、これまで利用がなかったような方々に、県民の皆様には周知をしていく、そこが一つのきっかけとなって、ボランティア活動がどんどん広がっていく。ボランティアをしたくても、なかなか場所がないとか、機会がない、ノウハウがないという方々に対して寄り添って、しっかりと支援ができる体制をまた引き続きつくっていただきたいと思っております。

【清川分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。

指定管理につきまして、お尋ねをいたします。

まず、交通公園ですけれども、事業者の方が、今、契約されている方と継続して契約をするということになったということで報告をいただきましたけれども、今、契約を結んでおられる事業者は、令和3年度から令和5年度の契約だったかと思っております。半分はコロナ禍の中の運営だったと思うんですけれども、まずは令和元年度から令和4年度までの施設の利用者数をお尋ねいたします。

【濱田交通・地域安全課長】 お答えします。

令和元年度から4年度の入園者延べ数でございますが、令和元年度が10万3,677人、令和2年度が、コロナ下ですね、3万8,501人、令和3年

度が4万5,590人、そしてコロナが明けました令和4年度は8万1,757人となっております。

なお、本年度におきましても、前年比プラスで推移している状況で、概ね回復兆しはあるというふうな状況でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

令和元年度、一部コロナに入っているものの、10万人で来ていたと。コロナ禍で、相当な方々が施設利用を控えられたというところで、落ち込みはあったものの、令和4年度で8万人、令和5年度では、恐らく、令和元年度ぐらいに近づいてくるのかなといったところで、利用者が戻ってきているというところでは、安心をしたところでございます。

当然、交通公園の利用目的として、やはり子どもたちに対して交通安全の知識、またその経験といいますか、そういったことをこの公園の中で学んでもらうと、そこが第一義であるということは理解をしておりますけれども、やはり憩いの場であるということも、今回の資料でも出てきております。

長崎市で市民の皆様からいただく声の中に、行政施設の中で、なかなか遊ぶ場所がないんだといったところでいただく中で、ただ交通公園については、昔からですけれども、多くの皆さんがご利用いただいている非常に大事な行政が運営をする子どもたちの場所であると私は考えております。

今後、令和6年度以降、施設管理をまた継続されるわけですけれども、できれば、やはりもっと多くの子どもたちがご利用いただくような公園にぜひともしていただきたいと思っております。今後の利用者の目標みたいなものがもしありましたら、お尋ねをいたします。

【濱田交通・地域安全課長】 利用者の促進で

ございますけれども、コロナ禍で、臨時休園とか、遊具の利用制限、感染防止対策などがありまして、利用者は非常に減少したところがございます。これまで10万人以上利用がありましたけれども、コロナ下は、大分大きく落ち込んだという実情はございます。

今、利用者も回復傾向にございますので、今後の利用促進に向けて取組ですけれども、コロナ禍で控えていた周知活動がでございます。これまでも行ってございましたけれども、県内の幼稚園とか保育園、子ども園、小学校等へリーフレットの配付をまた再開したいというふうに考えております。そうしながら、交通公園の周知、利用を呼びかけてまいりたいと思っております。

また、選定委員からも、利用促進の意見がございました。その中で、交通公園独自のホームページを新規開設してもらいたいということもございました。当課で交通公園のホームページをつくっておりますけれども、今度は交通公園独自のホームページをつくりたいと考えて、以上申しましたように、今後、県民の方の利用の促進に向けた取組も推進していきたいというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

お伺いしたのは、利用目標数みたいなところだったんですけれども、そこがあれば、ご答弁願います。

【濱田交通・地域安全課長】 令和5年度の目標数値は、9万人ということで挙げております。

【中村(泰)委員】 新しい事業者が決まって、令和6年度以降の利用者の目標数。

【濱田交通・地域安全課長】 目標数値につきましては、過去の利用者数とかそういうものを含めて、過去5年間の分とか比較しながら算出していききたいと思います。ですので、令和5年度

が確定しますと、過去の分と計算しまして、それでまた上乘せをしていきたいというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 わかりました。ありがとうございます。

これから、恐らく令和元年度の10万人台、そういうところを目指していくことになると思います。公式ホームページ、そういったことを新たに立ち上げていくといったご答弁でございましたけれども、今の若い世代は、SNSで情報を取る方がかなりいらっしゃいます。公式でSNSを運用されていくとか、ホームページに限らず、ぜひともそういったことをお願いしたいと思います。

もう一つ、田代原野営場ですけれども、こちらが指定管理者が手を挙げられなかったということでございました。私の認識では、これは今時点では、雲仙市さんが管理をされていると思うんですけれども、まず、その認識でよろしいでしょうか。

【笹淵自然環境課長】 ご質問がありました田代原野営場につきましては、ご指摘のとおり、現在、雲仙市が指定管理者として管理をしている施設でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

これは前の指定管理の決定の際にも、同じように応募をかけたのでしょうか。

【笹淵自然環境課長】 現在の指定管理期間という理解でよろしいですか。そのご質問については、3年前も公募をかけて、雲仙市に応募していただいて、現在の指定管理者として決定をしているところでございます。

【中村(泰)委員】 その時は、結局、指定管理で、いわゆる一般の方が手を挙げなくて、最終的に雲仙市さんに決まったのでしょうか。

【笹淵自然環境課長】 その当時も、雲仙市1者からの応募で、雲仙市に決定をしました。

【中村(泰)委員】 そうしますと、今回、要領の見直しをされるということでしたけれども、雲仙市さんが手を挙げていない中で、どのようにして探していかれるのかというところを心配しているんですけれども、いかがでしょうか。

【笹淵自然環境課長】 現管理者の雲仙市から、今回応募されなかった理由の確認、また、ほかの民間団体等、キャンプ場の管理に関心のあるところにヒアリングなどを行い、応募要領を見直した上で、まずは再公募を行いたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

なかなか雲仙市さんが再び手を挙げなかったといったところはすごくショッキングなことだなというふうに感じました。

田代原野営場は私も利用したことがありますけれども、すごくいい施設なので、ぜひとも早急に指定管理の方が決まるように取組を進めていただければと思います。

【濱田交通・地域安全課長】 先ほど中村(泰)委員から、利用者の分がありましたけれども、私が発言で、令和5年度の目標値が9万人と答えましたけれども、それにつきましては、令和4年度の目標値が9万人で、令和5年度の目標値につきましては、過去の令和2年度、3年度の入場者の大幅な減がございましたので、7万9,000人と設定しておりました。

なお、この事業の算出方法ですけれども、過去の5年間の交通公園の利用者の平均値であったり、子どもの人口値等々を踏まえての計算となっております。

以上でございます。申し訳ございません。

【清川分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【坂本委員】 私から、2点お尋ねいたします。

まず、繰越明許費ですけれども、地域環境課の分の地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業、これは横長資料の16ページにありますけれども、これについてお尋ねいたします。これについては、地球温暖化対策として実施している県有施設への太陽光発電設備の導入、それから市町の施設、空調設備改修とか、LED化のための間接補助事業費というふうなことなんですが、県有施設、それから市町の施設、空調設備、具体的にはどういったところがあったか、お尋ねいたします。

【吉原次長兼地域環境課長】 坂本委員のご質問に対してお答えします。

まず、県有施設につきましては、太陽光発電施設を導入するということで、長崎こども・女性・障害者支援センター、それから波佐見町にあります窯業技術センターに太陽光発電施設を導入することにしております。その他には、県の交通局の高効率の照明の導入、それから南島原市の同じく高効率の照明の導入や、高効率の空調機を導入しようとしております。

【坂本委員】 わかりました。

これは多分、重点対策の加速化事業ということで、各年度ごとに、そういった施設、県有施設だとか、あるいは市町への補助というふうなことで進められていると思うんですけれども、これは全国的な資材不足で、年度を繰り越すというふうなことなんですけれども、そういう年度ごとに計画をしていて、この事業の対象となる施設とかそういったところの進捗というのは、今どれぐらいなのでしょう。

【吉原次長兼地域環境課長】 事業の進捗につきましては、まず県のPPA事業に関しましては、契約を締結した段階になっています。それから、

その他の県の交通局、南島原市の状況につきましても、契約締結は終わっています。ただし、資材の導入が間に合わないかもしれず、繰越の手続を取ったものでございます。

【坂本委員】わかりました。

資材の不足というふうなことなんですけれども、来年度の見通し、そこらについては、どういうふうな認識を持たれていますか。

【吉原次長兼地域環境課長】見通しにつきましては、契約事業者それからメーカーに確認をしましたところ、令和6年度内には施設の納入が間に合うということでお聞きしているところでございます。

【坂本委員】わかりました。

これは地域の脱炭素化に向けた重点対策加速化事業というふうなことで、今、COP28があって、様々議論があっているようでありますけれども、そういった脱炭素化に向けた加速化事業ですので、やっぱり急ぐべき事業じゃないかというふうに思っています。それでいくと、多分、年度ごとの計画というふうなことでされていると思うんですけれども、この全体の計画、そして今回、年度繰越ということになっているんですけれども、全体の計画の中で、今、県が計画している加速化事業というのが、どれくらい進んでいるのかというのは、わかるのですか。

【吉原次長兼地域環境課長】この重点対策加速化事業につきましては、令和5年から10年までの事業となっております。その当初の年度が令和5年度で、太陽光発電を約2メガワット導入する計画としておりますので、その約1割が導入されるものと考えているところです。

【坂本委員】わかりました。

今回は資材不足による繰越ということでありますけれども、恐らく、この数年間、こうした

資材不足あるいは資材高騰だとかいうのは大体把握できているのではないかというふうに思いますので、ぜひそういったところも踏まえて、令和5年度から10年度にきちんと計画、順調に進捗が進むように、改めて要望いたします。

それから、2点目なんですけれども、今の中村(泰)委員とちょっとかぶるんですけれども、田代原野営場の指定管理の件です。これは雲仙市が応募しなかったということで、雲仙市も含めて、民間のところのヒアリングを行うというふうなことなんですけれども、これは私は文化観光国際部で聞いたんですけれども、雲仙観光局と長崎県が小中学校を対象に、今、ジュニアパークレンジャーコンテンツ開発というものを計画していて、来年度から実施しますということなんです。小中学生を対象に、修学旅行で来た時に、雲仙の国立公園の中を活用して自然と触れ合うものを造っていくというふうなことなんですけれども、雲仙観光局がやっていますから、当然、雲仙市も絡んでいるというふうに思うんですけれども、そこら辺に対する影響というのを自然環境課として何か考えているかどうか、どうですか。

【笹淵自然環境課長】ジュニアパークレンジャーのコンテンツ開発につきましては、実は、私も先日、観光局の方からお誘いいただいて、プライベートで子どもを連れて参加して、開発に私も一部関わったところがございます。現在聞いているところでは、雲仙温泉街の周辺でのプログラム開発というところで検討しているということですので、田代原野営場がもし管理者がいなくても、すぐ影響が出るとは考えておりませんが、今後、観光局の方が考えるプログラムが、より広範囲にわたって開発して、そういった場所も活用していくとなれば重要な拠点

となりますので、我々としては、野営場の管理者を見つけるべく努力したいと考えております。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって、予算議案、第85号議案、及び第101号議案ないし第103号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分、第78号議案、第79号議案のうち関係部分、及び第81号議案については、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】観光生活建設委員会関係議案説明資料、県民生活環境部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、2ページに記載の5件でございますが、このうち第85号議案、第101号議案、第102号議案及び第103号議案につきましては、先ほど、予算

決算委員会観光生活建設分科会におきまして、予算関連議案と併せてご説明いたしましたので、第108号議案について、ご説明をいたします。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件として定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年にあたることから、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行うおつもりであります。

県民生活環境部においては、施策3-3-6「人と自然が共生する持続可能な地域づくり」に事業群として「動物殺処分ゼロプロジェクトの推進」を新たに追加するほか、事業群3-2-4-「地域振興のための自然資源の活用」の数値目標について、令和3年8月の雲仙温泉地区の豪雨災害による影響が生じたことから変更するものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

4ページをお開きください。

（人権尊重の社会づくりの推進について）

サッカーJリーグの「V・ファーレン長崎」との連携・協力により、去る10月7日のホームゲームにおいて、選手による人権尊重宣言や人権擁護委員等による人権啓発トークなどを実施し、観客5,221人の方々に人権尊重の意義について発信することができました。

また、県民の皆様にも、様々な人権課題について一層の理解を深めていただくため、毎年11月



11日から12月10日までを「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」と定め、集中的な啓発活動を行っております。

今年度は、性の多様性の理解啓発イベントを11月12日に浜町アーケードで開催いたしました。当日は、クイズ、ゲームなどを実施するとともに、各市町の個性あるマスコットキャラクターも参加して啓発グッズを配布し、多くの皆様が「性の多様性」について考える契機になったものと考えております。

さらに、12月9日には、「人権を自分事として考える」をテーマに、「駅前じんけん講座」を開催したほか、同月間中には、人権啓発ポスターを県内各地の公共施設や公共交通機関の車内等に掲示しました。

今後とも、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、啓発に取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

（長崎県污水处理構想の策定について）

下水道や浄化槽などの污水处理施設の早期整備及び将来を見据えた効率的な維持管理を図るための指針として、各市町が策定した整備計画をもとに、新たな長崎県污水处理構想の策定作業を進めており、この度、「長崎県污水处理構想2024（素案）」を取りまとめたところです。

今回の污水处理構想においては、3つの基本方針を定めております。1つ目に、「污水处理の早期概成」、2つ目に、「持続可能かつ強靱な污水处理システムの実現」、3つ目に、「下水污泥の肥料利用や脱炭素の実現」であります。

具体の目標としましては、令和4年度末時点での污水处理人口普及率83.6%を、令和17年度には92.5%、令和27年度には96.6%まで向上させることにしております。

なお、本構想の着実な推進を図るためには、県民、市町及び県がそれぞれの役割を認識し、お互いに連携・協力して取り組む必要があるため、今後、本素案について、パブリックコメントを通して、県民の皆様のご意見を伺うとともに、県議会のご意見をお聞きしながら、今年度中に本構想を策定し、公表することとしております。

（食品ロス削減の推進について）

県では、令和7年度における1人1日あたりの食品ロス発生量を98グラムとすることを目標に長崎県食品ロス削減計画に基づき、各種対策に取り組んでいるところであり、令和3年度の発生量は、全国では約114グラム、県内では99グラムと推計されております。

県では、10月の食品ロス削減月間にあわせ、食品ロス削減の重要性について、県民の皆様に関心を深め、広く取り組んでいただくためのCM放映を行いました。また、11月4日の「第2回ひらどエコフェスタ」において、県内小中学生を対象に募集した食品ロス削減ポスターの受賞作品を展示するとともに県民の皆様から食品の提供を受けるフードドライブを実施いたしました。

更に、一人ひとりの取組を進めていただくために、引き続き、啓発活動を行うほか、フードバンク活動の支援に取り組んでまいります。

このほかご報告いたしますのは、3ページから、「女子高校生による女性活躍推進企業見学会について」、「犯罪被害者等支援について」、「地球温暖化対策の推進について」、「『長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025』等の進捗状況について」、「第四期長崎県教育振興基本計画の策定について」、「事務事業評価の実施について」、「研究事業評価に関する意見書

について」であり、内容は、記載のとおりであります。

続きまして、観光生活建設委員会関係議案説明資料（追加1）の2ページをお開き願います。

（令和6年度の主要施策）

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策(素案)」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、県民生活環境部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和6年度は、「誰もが安全・安心に暮らし活躍できる環境づくりや持続可能な地域づくり」を中心に各種施策に取り組んでまいります。

1、男女が共に家事・育児を担い、性別にかかわらず個性と能力を發揮する社会を目指し、男性の育休取得促進、企業経営者等の意識改革、管理職登用にに向けた女性人材育成支援等を実施します。

2、脱炭素社会の実現に向けた省エネや再エネの推進、ごみのない循環型社会を目指した廃棄物減量化と再資源化について、ながさき環境県民会議を中心として県民や事業者、行政が一体となった県民総ぐるみの取組を推進します。

3、人と自然の共生や自然資源を活用した持続可能な地域づくりを進めるため、国立公園「雲仙」の復興に向けた取組やシカによる生態系被害対策等の自然環境保全の取組を実施します。

4、人と動物が共生できる住みよい社会づくりを進めるため、地域猫活動の支援、動物愛護教育、動物愛護管理センター（仮称）の建設検討など動物殺処分ゼロや動物愛護に係る施策を

実施します。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

第85号議案、及び第101号議案ないし第103号議案に対する質疑については、分科会において終了しておりますので、第108号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第85号議案、及び第101号議案ないし第103号議案も含めて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第85号議案、第101号議案ないし第103号議案、及び第108号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【猿渡県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年9月から10月までに実施したものとなっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。

間接補助金の実績については、記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金計8件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。記載のとおり、大村湾南部浄化センター用水消毒電気設備工事1件となっております。

なお、4ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、6ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県離島振興協議会・長崎県過疎地域協議会、長崎県水道協会から要望のありました計8項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては、6ページから13ページにそれぞれ記載のとおりであります。

次に、14ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。附属

機関については、記載のとおり、長崎県環境影響評価審査会など4件を開催しており、会議の概要等につきましては、15ページ以降に記載のとおりでございます。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料といたしまして、営繕課で実施しております集中契約のうち、県民生活環境部関係の契約1件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【清川委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【松尾水環境対策課長】長崎県污水处理構想2024の策定について、ご説明をいたします。

資料は、委員会補足説明資料議案外、「長崎県污水处理構想（素案）の策定について」の1ページからになります。

資料の説明に入ります前に、まず污水处理構想とは何かについて、簡単にご説明をさせていただきます。

污水处理構想とは、もともとは污水处理施設、下水道、農集、漁集、合併浄化槽とかございませぬけれども、それぞれの特性やコストを比較した上で、最適な処理方法のエリアを定め、污水处理人口の拡大を図ることを主な目的として策定しておりました。

しかしながら、一定の普及が進んだ今日では、人口減少等による料金収入の減収や職員の減少に伴い、下水道の経営は急速に厳しさを増しております。

このような中で、持続可能な污水处理施設の運営管理、自然災害に強い施設として、老朽化・耐震化対策、さらには下水汚泥の肥料利用など、将来を見据えた課題に対応していくための基本

方針として定めたものが今回の汚水処理構想になります。

それでは、資料に沿って内容を説明いたします。

まず、1ページの第1章でございますが、本県では、市町と一体となって、平成9年3月に「長崎県下水道等整備構想」を策定後、2回の見直しを経て、平成29年3月に「長崎県汚水処理構想2017」を策定し、整備を進めてまいりました。

その結果、本県の汚水処理人口普及率は、令和4年度末に83.6%に向上いたしましたが、全国平均は92.9%でございます。今後、整備を進めていく必要がございます。

次に、第2章の「汚水処理を取り巻く動向」につきましては、人口減少に伴う汚水処理の見直し、持続可能で災害に強い汚水処理施設、次に2ページの下水資源の利活用と地球温暖化対策の3つを掲げておりますが、これは近年、下水道を取り巻く諸課題について、国から下水道事業者を示された要請などによるものでございます。

そこで、この動向を踏まえまして、第3章の「基本方針」では、汚水処理の早期概成、2番目に、持続可能かつ強靱な汚水処理システムの実現、3番目に、下水汚泥の肥料利用や脱炭素の実現のこの3つを本県構想の基本方針として定めております。

次に、2ページ目の中段から4ページの中段にかけての第4章につきましては、基本方針に対する本県の汚水処理の現状と課題について整理させていただいております。

基本方針に沿って現状と課題を説明いたしますと、1つ目の汚水処理の早期概成につきましては、2ページの汚水処理施設別の普及率のグラフのとおり、下水道と浄化槽の割合が増加し、

未普及人口の割合が減少しております。

また、3ページの地図では、普及率は、長崎・西彼・県央地区が高く、島原半島や離島地域などが低い状況でございます。このため、将来の人口減少を見据えた汚水処理手法の見直しが必要であると考えております。

2つの基本方針でございます持続可能かつ強靱な汚水処理システムの実現につきましては、昨年度、公表いたしました広域化・共同化計画を着実に実行し、施設の統廃合を進めていく必要がございます。

また、老朽化や耐震化対策、閉鎖性水域である大村湾の水質改善にも取り組む必要があると考えております。

3つ目の基本方針であります下水汚泥の肥料利用や脱炭素化の実現については、国の要請に基づき、下水汚泥の肥料利用を拡大していく必要がございます。

また、温室効果ガスの削減につきましても、国の2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた検討を進めていく必要がございます。

これらの現状と課題を踏まえまして、4ページの下段から6ページにかけて、第5章「基本方針の具体的な取組」について説明いたします。

まず、1つ目の方針でありますけれども、汚水処理の早期概成についての取組といたしましては、集合処理から個別処理へ見直し、浄化槽の普及促進を図ってまいります。

具体的には、18か所の未着手の集合処理区につきましては、市町において改めて検討した結果、廃止を前提として、代わりに浄化槽による個別処理を進めてまいります。

これにより、下水道の着手済み処理区における未普及解消を推進するための予算の重点配分

などを行うことなどして、令和17年度には、汚水処理人口普及率を92.5%、令和27年度には、96.6%まで引き上げる目標としております。

次に、5ページ目の上段からは、2つ目の方針でございます持続可能かつ強靱な汚水処理システムの実現のための取組といたしましては、汚水処理の広域化・共同化を推進すること、具体的には、現在118か所ある下水処理場を、令和27年度までに77か所に統廃合することで、改築更新・維持管理費の削減をし、また維持管理業務の共同化により、事業の効率化を図ってまいります。

また、ほかにも、施設の老朽化対策、地震対策などを適切に行っていくことで、持続可能かつ強靱な汚水処理施設の維持管理を図ってまいります。

次に、6ページの中段、3つ目の方針でございます下水汚泥の肥料利用や脱炭素化の実現のための取組といたしましては、下水汚泥の肥料利用の拡大に向けた検討を実施するとともに、温室効果ガスの削減に向け、下水道施設の中型・大型浄化槽における創エネ・省エネの推進に取り組んでまいります。

以上が本構想の主な内容になります。

最後になりますが、今後の予定といたしましては、本委員会説明後に、12月の中旬から1月の中旬にかけて本構想についてのパブリックコメントを行い、広く県民の皆様方から意見募集をいたします。最終の構想案を作成し、その後、21市町の市長級の方々のご了承を得ました上で、再度、2月議会の本委員会で説明をさせていただき予定でございます。説明が終わりましたら、本年度末までに新しい構想案としてホームページ等で公表させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】 先ほど説明がありました長崎県汚水処理構想（素案）の策定について、質問をいたします。

1ページのところにありましたとおり、本県の汚水処理人口普及率は、当初策定時（平成8年度末）は41.6%から、令和4年度末には83.6%に向上しましたが、全国平均は92.9%ということで、今後、数値目標をつくって見直していくということでありました。

その中で気になったのは、2ページのところにあります、総体的に見て、地図が3ページにございますが、県内で格差が出ていることに対して心配をしております。特に、50%から70%、50%未満の地区、県南や離島のところが、人口減少されて過疎地域でもある中で、財源とかを考えた時に、これを上げていくというのはなか

なか厳しいことだと思います。

そういった中で、4ページのところに、対処法として、個別処理への見直しということで、浄化槽の普及を促進するということが明記されております。実際、83.6%を、今後92.5%、96.6%というふうに上げていかれるということですが、まず浄化槽を1世帯1つ設置する時に、どれぐらいの費用がかかるのか、お尋ねいたします。

【松尾水環境対策課長】ご質問がありました浄化槽の個人負担でございますけれども、まず設置費用というのがかかりますけれども、その4割は公的補助がありますけれども、6割が個人負担となります。一般の標準家庭の5人槽では83万円ぐらいしますので、その6割を負担するというので、約50万円が設置費用だけの負担になります。そのほかに、水回りのいわゆるリフォーム費用、便槽の撤去費用とか、配管の補助、新しく水洗便器をつけるということになりますので、そういうものをみんな足し合わせますと、一概には言えませんが、ほかに補助がなければ、手出しで大体100万円前後はかかるのではないかと考えております。

【松本委員】高齢化が進んでいる中で、過疎集落であったり、高齢化の方々にとって、全額補助があれば、それはありがたい話ですが、先ほど答弁にありましたとおり、個人負担が100万円という金額を今かけることを果たして判断できるのかとなると、なかなか難しいのではないかと思います。

そこで、その負担を軽減する補助とかそういうものは、まだないのでしょうか、お尋ねをいたします。

【松尾水環境対策課長】お尋ねがありました軽減する措置なんですけれども、先ほど言いました設置補助の4割に加えまして、確かにそれで

は足りないということで、今年は16市町なんですけれども、市町独自の上乗せ補助というものをやっております。県平均しますと2割程度で、約20万円ぐらいの補助を実施しているという状況でございます。また、それに加えまして、令和5年度からは、これまでは単独浄化槽に対しての補助だったんですけれども、くみ取槽に対しましても、合併浄化槽等に転換する場合につきましては、まず槽の撤去費用、これは単独浄化槽では12万円、くみ取では9万円、宅内配管補助は両方一緒なんですけれども、一律30万円となっておりますので、全部足しますと約60万円ぐらいのプラス補助になってきますので、その分だけ手出しが少なくなるというふうな状況でございます。

【松本委員】そういった補助があれば、また一つのきっかけとなると思いますが、これは県だけではなく、市町の負担が大きくなってきます。

この補助については理解しましたが、県として、普及拡大に向けて、国の支援とか、様々な取組を実際具体的に、令和17年度の92.5%達成のためにやっていくべきだと思いますが、どのように考えていらっしゃいますか。

【松尾水環境対策課長】浄化槽を普及するための県の取組といたしましては、個人負担の軽減を図るために、現行の設置補助4割につきましては、5割から6割へ引き上げていただけませんか、それから維持管理費がかかりますので、その中でも、法定検査費用相当額を交付税の措置の対象としていただけないかなど、毎年、政府施策要望等を通じて国に直接働きかけを行っております。

また、それとは別に、私どもが直接、污水処理人口普及率が低い市町、先ほど地図がありましたけれども、あの下の方の8市町になります

けれども、そこに対しましては、私も含めまして幹部職員が、補助制度の活用や上乘せ補助等お願いなどを市町の方に直接お伺いして要望、要請をしております。

それと、これは市町と連携を図りながら、残っている方、未普及の方というのが、高齢者の世帯であるとかいうところが多々ございます。そういう方に対して、家庭から流れている生活排水とかが地域の環境について、かなり悪い影響を与えているんですよと、ご本人さんたちは、あとどれくらい住めるかとか、帰ってくる方がいない、そういうふうなお話をなさるんですけども、やはり環境面に対して、皆様方に市町と一緒にしながら地域に貢献できますよということをご説明していただいて、理解を得ながら、浄化槽の設置等の普及をお願いしてまいっている状況でございます。

【松本委員】ぜひ、なかなか厳しい状況ではあると思いますが、この策定をきっかけに、市町と連携して、そして国への要望もしっかり取り組んでいただいて、しっかりと普及率を上げていただきたいと思います。

それと、2ページに書いてあります下水資源の利活用と地球温暖化対策というところがございますが、今後の持続可能な社会の実現に向けて、下水汚泥の処理について、6ページに、肥料利用ということが書かれております。

最近では肥料の価格が大変高騰して、リンの価格が上がっているということで、ある意味、こういった時に活用できる手法は評価するのですが、まず県内において、下水汚泥の肥料の利用状況について、お尋ねいたします。

【松尾水環境対策課長】リンの利用状況ですけども、リンだけではなくて、まず県内の下水汚泥の肥料利用の状況ですけども、県内の下

水汚泥の発生量は、令和4年度で約1万7,000トンになります。そのうちの約43%の約7,300トンが肥料として利用されておりまして、残りの56%、9,500トンなんですけれども、これは焼却した後に、廃油を固めて硬質スラグとして再生し、道路工事の路盤材とか、建設資材などに利用している状況です。本県の下水の汚泥の99%が再利用されており、全国平均の75%を大きく上回っている状況でございます。

【松本委員】99%が再利用されているということは大変効率的だと思いますが、その中で、今後、肥料利用の拡大に向けた検討を実施することとありますが、具体的に、さらにこれを拡大していくために、どのような検討をするのか、お尋ねいたします。

【松尾水環境対策課長】今後、肥料の利用の拡大に向けた検討なんですけれども、具体的な検討につきましては、例えば、先ほど話題に出ましたリンなんですけれども、現在、輸入しているリンの価格というのが円安などの影響で高騰しているため、国は、下水汚泥に含まれているリンを回収し、再利用するなど、肥料利用を最優先をする旨の通知がっております。

しかしながら、下水汚泥の肥料化に当たりましては、本当にその汚泥が肥料に適しているかどうかとかを調べるための重金属の含有量調査であったり、成分の調査、または堆肥化施設の処理能力の確保や販売先の開拓など、様々な課題の検討を実施していく必要がございます。

実際、県内には下水汚泥を堆肥化できる大規模事業者は2者しかおらず、肥料化を推進するためには、それらの民間施設処理能力の増加が必要であります。

また、堆肥化施設から遠方にある下水処理場では、汚泥の運搬費用が増加しますので、そう

なりますと、各自治体の下水道事業の経営状況も考慮した上で、検討を実施する必要があるのではないかと考えております。

【松本委員】国の方も、肥料化に向けて最優先で取り組んでほしいというふうに通達が出ているということは、国も推進をする立場でありますから、やはり国にもそれ相応の補助もしていただきたいと思ひますし、実際は市町がどのように判断するかということではありますが、こういった成功事例も出ておりますし、肥料が高騰しているということもありますので、積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

【清川委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時20分 休憩

-----  
午後 1時28分 再開  
-----

【清川委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、県民生活環境部関係の審査を行います。

質問はありませんか。

【ごう委員】私からは、2つ質問させていただきたいと思ひます。

まず、食品ロスのことについて、お尋ねしたいと思ひます。

現在、政府も食品ロスには積極的に取り組んでおられて、2030年度までに半減させるという目標を掲げて進められていると思ひます。そのような中で、フードドライブやフードバンクの役割というのは、今後大変大きくなっていくと思ひます。県としても、フードバンクの支援を行っていくことを明記されております。

現在、長崎県内でフードバンク、フードドライブの活動の現状、それからその集めた食材などを提供する先、こども食堂とか、ひとり親家庭への支援、そういったことの実績、実情について、確認させてください。

【赤澤資源循環推進課長】フードバンクに関してのご質問でございます。現在、フードバンクとして活動を行っている団体につきましては、当課が把握しているもので7団体でございます。なお、長崎地区で活動している団体のうち1団体は、この後、県内各地区でもフードバンク活動を行っていく団体を増やそうということで取組を進められております。今年度中に、さらに5団体の設立を目指そうということで努力をされていると伺っております。

具体的にどのような活動をされているかということですが、活動されているフードバンク団体のそれぞれの事情などで若干違いはございます。企業などから食料品などを無償で提供してもらって、子どもがいる生活困窮世帯に対して、2か月に一回とか、そういった形で定期的に配付をしている団体、あるいはこども食堂、福祉施設などに提供している団体があります。

【ごう委員】ありがとうございます。

現在活動しているのが、フードバンクとして7団体ということで、活動は様々ということでございました。

そのような中で、今、国の方では、しっかりとしたガイドラインを作成して、安全・安心に活動が進められるように行われていると思ひますが、現在、長崎県としてもフードバンク活動ガイドラインというものを作成されていらっしゃると思ひます。このガイドラインの中には、合意書を交わすとか、衛生管理計画書を作成しましょう、トレーサビリティをしっかりとしま



しょうというようなことが明記されているのですが、この件に関して、現在のその7団体については、しっかりと守られているのかどうか、そこについて確認をいたします。

【赤澤資源循環推進課長】本県では、令和2年3月に、長崎県フードバンク活動ガイドラインというものを策定しております。この中で、食品寄贈者とフードバンク団体との間で、食品寄贈に関する合意書などを作成し、食品の品質確保や適正管理、関係者の責任範囲の明確化、こういったものを図るようお願いしているところでございます。

このガイドラインの中では、フードバンク団体に寄贈するまでは、原則として食品寄贈者の責任において管理をする、関係法令に適合する品質で、賞味期限内であるなど、食品の品質が保証されたものを寄贈するということを求めているところでございます。また、受取り先へ譲渡するまでの間、ここに関しましては、この間で起因する寄贈食品の問題につきましては、原則としてフードバンク団体の責任において管理をするということで求めているというところでございます。

各々のフードバンク団体が、このガイドラインに沿って活動し、合意書を作成しているものと考えておりますが、このガイドラインが令和2年3月に策定したということで、その後に活動を始められた団体もございます。したがって、改めて、今後、各団体の方には、このガイドラインに沿った活動をしていただくよう、周知をしていきたいと考えております。

【ごう委員】ガイドラインが本県では令和2年3月に作成されたものであって、その後に活動を始めた団体もあるということ、そしてこのガイドラインでは、合意書を交わしましょうとか

していますけれども、そうされているという前提で今、県も考えているんだけれども、今後、これをしっかりと確認するということの理解で大丈夫ですか。

【赤澤資源循環推進課長】そのとおりでございます。

【ごう委員】フードドライブ、フードバンクとか、この活動というのは本当に食品ロスの面でも重要でありますし、また貧困の家庭とか、ひとり親の世帯を助けるためにも重要な活動だと思っております。そのような中で、企業さんから寄附をしていただくこの量をどんどん増やしていくためには、責任の所在というものが明確でなければならないと思っております。ガイドラインでは明記されていても、しっかりそれが守られているのかどうか、ここを確認することというのは重要だと思っております。ここがしっかりと確認を取られて、大丈夫だよということであれば、企業さんがもっともっと積極的に寄附をされるパターンが増えてくるのではないかと考えておまして、そうなる、より一層食品ロスの削減につながるのではないかと考えておりますので、今後、しっかりと確認をしていただいて、より一層、この活動がしやすくなるように努めていただきたいと思いますので、これは要望に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

もう一点は、政策の評価の分で、29ページにあります「あらゆる分野における男女共同参画の推進」という、このことについてお尋ねしたいと思っております。

「20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児を協力して行っていると思う人の割合」というのが遅れているという進捗状況になっております。しかしながら、男女参画・女性

活躍推進室におかれましては、男性の育休取得の推進をしたり、育児、家事の参画を推進したりと、積極的に取り組んでおられると思います。

ですが、先日、私の下に1件相談事がございまして、子育て世代をターゲットとするイベントを行っていた団体の方からのご相談です。新しくできた目の前の出島メッセでイベントが開催されたのですが、その時、子育て世代、赤ちゃんのはいはいレースなどもありましたので、たくさん子どもたちを連れてご家族が来られました。しかしながら、施設の中におむつ交換をできる場所が授乳室のみであったということで、授乳室に長蛇の列ができてしまい、パパが交換したいと思っても、男性トイレの中におむつ交換のベッドとかが設置されていなかったということで、主催者にかなり多くのクレームが寄せられたということでもあります。

このような中、せっかく県が男性の家事参画を推進している、社会、世の中にその受け入れ態勢が整っていないということが今、明らかになってきていると思うのですが、そこで長崎県内の公共施設における男性トイレ内のおむつ交換場所の状況等について、お伺いしたいと思います。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】お答えします。

県内の設置状況につきましては、すみません、把握しておりません。

【ごう委員】把握していないということですが、ここが私は非常に問題だと思っていて、設置する責任者が別の部署であるから把握していないということでしょうか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】県では、平成10年に「福祉のまちづくり条例」を施行しまして、不特定かつ多数の者が利用する特定生

活関連施設においては、新築、新設、増設、改築、移転などを行う場合は多目的トイレの設置等、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう設置基準に適合させなければならないということになっておりますが、その数は、私どもでなくても把握していないということです。

【ごう委員】大石知事におかれましては、子育てへの投資は未来への投資だということで、子育て支援を一丁目一番地に掲げられているというふうに理解をしています。そのような中で、男女参画・女性活躍推進室においても、男性の育児参画への積極的な取組をいろんなことで啓発していると思うんです。しかしながら、実際にこのように県民の方々から、整っていないんだ、せっかく参画しようとしているのに、それは実施することができないんだというような声が届いている。そのような中で、今私が申し上げたら、把握をしていないということで、条例でも制定されているけれども、どこも把握をしないということであったんですけども、今後、長崎県が子育てしやすい県であるというふうに声を上げていくのであれば、どこかの部署がこういったことをしっかり調べる必要があるのではないかと思います。その点について、どのようにお考えでしょうか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】お答えします。

私どもが作成している第4次長崎県男女共同参画基本計画の政策目標の5「子育て・介護等の支援体制の充実に」、「ベビーベッドなどが設置され、誰もが利用することができる『多目的トイレ』の設置について、福祉のまちづくり条例に基づき、県及び市町などの公共的施設等管理者に対しても設置への理解を求めていく。」としております。

企業や県民の意識醸成と、併せて公共施設において、おむつの交換ができるベビーベッドなどの設備の整備が進んでいくように、関係課と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

【ごう委員】 私は、この点、物すごく重要だというふうに思っております。ですので、しっかりとこれは部局連携をしていただいて、まず現状の把握というものを直ちに進めていただきたいと思います。そして、その計画の中にもそうやって設置というものが明記されているのであるならば、このところを本当に速やかに実態の調査を行い、そして実態が整っていないのであれば、どうすれば整えられるのかということを検討してください。よろしく願います。

【清川委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。

私の方からは、フードロス削減について、資源循環推進課にお尋ねをいたします。

先ほども、ごう委員の質問でもございましたけれども、賞味期限前の食品を集めてフードバンクに寄附することをフードドライブといいますが、私の友人たちがフードドライブを行って、長崎市役所まで行って預けてきたといった報告を受けました。すばらしい活動とも思いながらも、フードドライブは、県内の各地域で実施をされております。

そもそもフードドライブをしたいと思っている県民の皆さんが、お1人でも、またいつでも、自宅から近いところでフードドライブの活動に参加するためには、例えば、開催の日時や場所を、どのようにしてその情報を得ればいいのかといったことを思いました。他県の取組を調べたところ、福岡県では、県のホームページでフードドライブの実施の日時や場所をリストにし

て随時掲載をされておりました。

そこで、例えば福岡県のように、県が率先して県民の皆様にフードドライブの活動を、例えば日時や場所などを伝えて促す取組をぜひともしていただきたいと思うのですけれども、これまでの県の取組と今後につきまして、ご見解をお伺いいたします。

【赤澤資源循環推進課長】 フードドライブに関するご質問でございます。フードドライブに関しましては、基本的に、個人の方から団体回収していただく形になるものと思いますが、こういった活動を県内でなされている団体とか個人の方というのは結構おられるとお伺いしています。我々も、フードドライブが実際どれくらいの方が、こういったところで実施されているかは、なかなか把握はしづらいものですが、当課の方に若干情報が入ってきたりするケースはあります。

今後、委員のご意見がありましたとおり、こういったフードドライブについては、どこで、どのくらいの期間、こういった食料品を提供したらいいかなどの情報というのが当然必要になってくるかと思えます。ですので、今後、フードドライブに取り組んでいる事業者の方につきましては、福岡県の事例の紹介がありましたが、それらの例を参考にしながら、県民への情報提供の内容を検討し、実施計画などの情報も含めてホームページなどで紹介していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

事業者の方が取り込まれるに当たっての情報であれば、そこはしっかりと取りに行けると思いますか、各事業者の皆さんと普段から連携もされておられると思いますので、そういった形で、全てを集めることは難しいのかもしれない

んですけれども、主立ったところの活動、また事業者の活動をぜひとも福岡県のように発信していただいて、多くの方に、こういったことをやっているということをまず知っていただきたいですし、有益な情報をお伝えすることで、多くの県民の皆さんが、こういった活動に参画できるように取組を進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【川崎委員】物価高対策について、お尋ねいたします。

とりわけガソリン価格のことについてお尋ねいたしますが、まず全国と長崎県のガソリン価格の推移、本土と離島の区分も併せて説明いただきたいと思います。

【猿渡県民生活環境課長】ガソリンの小売価格の現状について、全国と本県の差、本土と離島の差について、ご説明いたします。資源エネルギー庁の調査によると、直近の12月4日のガソリン平均価格は、全国が174.7円、本県は183.1円となっておりますので、本県が全国よりも8.4円高い状況にあります。

また、本県本土と離島の価格差でございますが、令和5年8月平均の数字になりますが、本県全体では188.1円、本土は184.9円、離島は198.4円となっておりますので、離島が本土よりも13.5円高い状況になっております。

【川崎委員】とにかく長崎は高いということですね。今おっしゃられた資源エネルギー庁の調査の1週間だと、長崎は全国最も高い値になっているんです。今週、レギュラーのガソリン小売、0.1円上がっているんです。でも、他県でかなり上がっているところがあって、順位が幾らか好転していますけれども、それでも第46位という状況でございます。

価格差も、今説明があったとおりで、平均は8.4円、一番安いところと13.6円差があるということで、長崎県だけで見ても、本土と離島では13.5円も離島の方が高いと、限りなく200円に近いという状況であると思います。

まず、なぜこのような価格差が本県には生じているのか、お尋ねいたします。

【猿渡県民生活環境課長】本県のガソリン価格が全国平均と比べ高くなっている主な要因でございますが、流通コストがかさむ離島の価格が高く、県平均を押し上げていること、あるいは1店舗当たりの販売量が少なく、人件費等のコストが割高になること、さらには地理的要件といたしまして、最西端に位置するということもあり、競争が働きにくい環境が影響していると考えております。

【川崎委員】離島のこと、人口比率から言って消費量のこと、地理的要件のこと、どれも恐らく簡単に環境を変えるような要素じゃないと、つまり以前からあまり変わらない理由であるということかと思えます。

そういった中で、恐らく、長くは調べておりませんが、もう数年にわたってこの価格差が長崎は生じているものと推測をいたしますけれども、これを縮めるために、長崎県はどのような施策を取ってこられたのか、お尋ねいたします。

【猿渡県民生活環境課長】まず、離島のガソリン価格対策といたしましては、現在、国において、離島の流通コストに着目し、対策事業が実施されておりまして、県では、国に対して、離島地区における燃油価格のさらなる格差是正・価格差是正措置を講じるよう要望を行っているところでございます。

また、自由競争の下で設定されているガソリン価格について、できる対策は限られておりま

すが、県独自の価格調査を行いまして、その結果をホームページで公表しているほか、消費者にとって重要となります価格が店頭でわかりやすく表示されるよう、業界団体を通じまして要請するなどの取組を行っております。

【川崎委員】離島の流通に着眼をしながら国に対して要望と言いますが、その要望に基づいて、国は何か手を打っていただいたことがあるのですか。

【猿渡県民生活環境課長】国に対する要望でございますが、離島について、ガソリンの揮発油税の減免措置をお願いするという要望の内容になっておりまして、その対応については、まだ実現しておりません。

【川崎委員】つまり、ストレートに支援をしてあげているという実績はないと、離島は要望段階ということで、自由競争と、これは経済ですから、それは理解するとしても、あと店頭表示については、今、関係団体と協議をしているということでしたけれども、なかなかストレートにここに対して対策を打つということがあまり見えていないような状況です。

そこで、いろいろ調べていたら、これは市ですけれども、青森県のむつ市が、全市民に2,000円の燃料券というものを配付するというのを10月31日の報道で知りました。これは市長が、価格高騰に対して、市民に対する思いということで実施をされておりますが、ここにこう表現されていまして、市民の経済的な負担を軽減するため、県から配分された物価高騰対策の交付金などを活用し、燃料券の配付を決めたと。来月だから、10月の報道ですから、つまり先月11月に郵送で配達を開始し、年内には市民の皆様へ届けて暖かい冬を過ごしてもらえるようにスピード感を持って準備を進めているというよう

なことがありました。

私たちも、当然、政権与党として、国が行う物価高対策に加えまして、地方の実情に合わせた対策が講じられるよう求めておりまして、今般の重点支援地方交付金の5,000億円が国の補正予算で成立をいたしました。本県にも約49億円が配分をされる予定になっています。このような交付金も活用していただくことをぜひ検討していただきたいと思っておりますが、見解を賜ります。

【猿渡県民生活環境課長】今お話のありました重点支援地方交付金の活用でございますが、ガソリンにつきましては、国において、燃料油価格激変緩和事業が継続されております。そういったこともありまして、ガソリンが高騰する前から続く地域間格差是正を理由に、県の上乗せ事業として交付金を活用した事業を実施することは難しいのではないかと考えております。

また、ガソリンは、通勤通学、通院など、生活に直結するものではありませんが、一方で、観光など、レジャー等での利用もありますし、ガソリンを使わない世帯もある中で、県が実施するガソリンに特化した生活者支援として重点交付金を活用することには、課題があると考えております。

【川崎委員】物価高というのはいろんな要素があると思っていて、先ほど、流通のこと、地理的要件のことがあったと思います。同じ条件であれば、日本全国同じ価格でしょう。でも、そうじゃないという地理的要件があって物価高、それはコストがかかって物価高になっているわけですから、長年、長崎はずっと物価高です。そういったところに問題点、問題意識を持ってやっていただきたいと思っております。重点支援地方交付金が重ねて充当できるかどうかと

いうことは、いま一度、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、一般質問でも、他県と比べて賃金格差もあって、賃金格差についても一般質問で聞いていましたけれども、賃金上昇率も全国平均を下回る、そういった説明があっていましたね。

車の移動によるガソリン消費も、先ほどありましたけれども、今後、寒冷期に向かって暖房のための灯油需要も増加をするわけです。国は、先ほど説明があったように、元売会社に支援をして、平均価格を全体的に抑える政策を来年4月まで延長してくれていますけれども、この燃料油価格激変緩和事業の見直しというところで国が出している資料においては、買い控えなど流通の混乱を避けるため段階的に価格を下げる、このようなことを目的として支援をします。これは全体的に下げるところでありますけれども、そういったところを目的にやられているわけです。つまり、それ以外の消費に回せない、ガソリン価格が高いから、そっちの方に行く。それが下がれば、別のところに消費に回って、まさに経済の活性、地域の経済に回していく、そのようなことを目途として国が設定をしているわけですから、そのような視点に立って、このガソリン価格の引下げ、そういったところについても着眼をしてほしいと思っています。

どうしても県民感情として、長崎はとにかく高いと。スーパーでも、皆さんお買物される時に、チラシを見比べて、少しでも安いところに行って、まさに円単位で本当に努力されていると思うんですが、まさにガソリンなんてそうじゃないですか。1円差が店を選ぶ大きなきっかけになるわけで、そう思っておられるから、先ほどの表示のことも触れられたと思うんです。

そのようなことから、県民感情をぜひしっかりと受け取ってもらいたいと思っています。

長崎は、家賃も高いと言われていまして、県の方に調べてもらったんです。そうしたら、県庁所在地と人口15万人以上の都市は全国で81あるそうですけれども、家賃は、長崎市が上から20番目、九州では一番高いということがわかっています。家賃に補助してほしいと言ってもなかなかできないから、県はどうしたかということ、県営住宅の若年層単身者の方が入居できるように、条例改正を今議会にやっていただきました。若い人たちの家賃に対する不満についても、100%応えているわけじゃないけれども、そういった対策をせめて一步を踏み出していた、このような状況でありまして、繰り返しになりますけれども、ぜひここは県民感情に寄り添って対策を打っていただきたいと思っています。

とにかく、長年続いているこの状況を放置していいわけではありません。ただいたずらに例えば価格競争をあおって、事業者の利益を損なうということがあってもいけないし、先ほどおっしゃられた、高いというところの問題点にどう切り込んで、これを少しでも抑えていくのか、事業者も成り立つ、県民に対してもいいと、そういったところに知恵を出していただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

【猿渡県民生活環境課長】県としましては、食料品をはじめ、日用品等生活関連物資の度重なる値上げや電気、ガス、水道の値上げに加え、ガソリン価格の高止まりは、県民生活にも影響を与え、家計の負担は大きいと認識しております。また、本県のガソリン価格の高さが常に全国上位であることについては、強い問題意識を持っております。

繰り返しになって申し訳ございませんが、自由競争の下で設定されるガソリン価格でございますので、先ほど申し上げました価格表示の適正化の要請ですとか、県独自の価格調査の公表ですとか、できる対策は限られておりますが、業界団体とも協議をしながら、本県のガソリン価格が高い要因等について、しっかり確認をしながら取り組んでまいりたいと考えております。【川崎委員】できることが限られているというところが問題だと思っていて、今までやってきたところが功を奏していないから、もっと踏み込んでくださいと、そう申し上げているわけで、団体との協議は必要かと思いますが、どうすれば、というところに真摯に議論をぶつけ合って解決をする必要があるかと思うんです。輸送料が高いのだったら、そこにどうか支援をするとか、そういったことから県民の気持ちを和らげ、そして消費に回っていくような流れをつくっていくということが大事だと思います。

離島のことについても、私たちも頑張りますけれども、結果、何も離島の燃油についても手を打てていないということが今、明らかになりましたので、そういったところもぜひ力を入れていただきたいと思います。できれば部長、ご見解をお願いします。

【大安県民生活環境部長】ガソリン価格の問題で、繰り返しのところもでございますけれども、本県が全国に比べて高い要因としてのいわゆる離島の流通コストの問題、また1店舗当たりの販売量、これは離島、本土に関わらず販売量が少なく、それがコストに反映され、人件費等のコストが割高になってくるというところがあります。

県として、現在、離島の部分については、国が流通コスト対策事業という形で一定支援対策

は行っておりますが、それでは不十分ということの中で、国に対して、さらなる格差是正措置の要望を行っているところでございます。

それのみならず、本土、離島を含めた県全体の対応として、先ほども申し上げたところですが、まずは価格動向がどうかというところを独自に調査して、ホームページで情報発信をしているというところ、また消費者にとってみても、それぞれの店舗での販売価格を容易に知れるといったところもまた重要なことだと思います。そういう意味で、業界団体を通じまして、店頭でのわかりやすい価格表示というところを要請しております。

そうした取組をやっている中で、今、委員からお話しありました、ガソリン価格が高騰してきている中で、全国と比べて高い状況が続いていると、ここはやはり消費者にとって厳しい状況のものだというふうに認識をしております。県としましては、様々な価格の状況、県としてのやれるところは限りがありますが、今申し上げた価格表示の問題などで、県としてできることを、また業界団体との意見交換もしっかり深めていきながら、取組をしっかりやっていきたいというふうに思います。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 2分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、県民生活環境部関係の審

査を終了いたします。

引き続き、交通局関係の審査を行います。

準備のためしばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 2分 休憩

-----  
午後 2時13分 再開  
-----

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、交通局長より、総括説明を求めます。

【太田交通局長】観光生活建設委員会関係議案説明資料の交通局の2ページをお開きください。

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」であります。

これは、国が定める「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領」が本年8月25日に改正され、貸切バス運賃・料金の基準等が見直されたことに伴い、交通局の貸切バス運賃等について改正しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（経営状況について）

交通局の経営状況につきましては、今年度7月から9月までの第2四半期において、営業収入については、乗合バス、高速バスで利用が増加しており、増収となっております。

営業費用については、軽油価格高騰などの影響を受けているものの、路線バスの効率化や各種経費の節減などによって微増となっております。

第1四半期を合わせた上半期において、経常収支(税込)は、前年度から1億1,000万円改善し、5,000万円の黒字となっております。

また、資産活用の取組として、本年10月に旧本原公舎敷地の売却に係る入札を実施し、県外の不動産事業者に約2億円で売却することを決定しました。

引き続き経営計画に沿った改革を進め、収支目標を達成できるよう努めてまいります。

（路線バスの利用促進に向けた取組について）

交通局においては、お客様に快適な輸送サービスを提供するとともに、災害時などの運行状況の提供に資するため、バスロケーションシステムを導入することとしております。

本システムは、お客様がスマートフォン等によって、バスの位置情報や運行状況をリアルタイムで把握できるものとなっており、既に本県において佐世保地区で導入され、待ち時間の不安解消や乗継の利便性向上が図られていると伺っております。

今後、災害時における運休や迂回運行など、緊急性の高い情報を通知機能で即座に配信する仕組みの構築を図り、令和6年春に運用を開始したいと考えております。

7月18日から10月31日までの期間限定で販売した「昼間全線フリーパス」については、延べ1,196枚販売したところであり、利用者を対象としたアンケート調査では、「車の運転を控えることができた」、「行動範囲が広がった」との声が寄せられるなど、利用の少ない昼間帯における新たな需要の掘り起こしにつながったものと考えております。

今後も、さまざまな利用促進策に積極的に取り組むことで、路線バスのさらなる利便性向上を図り、将来にわたり持続可能な公共交通網の



維持・確保に努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、貸切事業部長より補足説明を求めます。

【江頭貸切事業部長】本会議に提出いたしました第88号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例案」につきまして、ご説明いたします。

令和5年11月定例県議会観光生活建設委員会説明資料をご用意ください。

3ページをお開き願います。

今回の改正は、国が定める「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領」の一部改正に伴い、長崎県営バスの貸切バスの運賃料金の上限額及び下限額を改めるというものであります。

国の改正の背景としましては、日本バス協会が今年度実施しました調査等により、貸切バス事業者の多くが下限額近い契約額で運行を行っているという実態が明らかになったことから、深刻な運転者不足の解消や良質な運転者の継続的な確保等を通じた安全・安心の確保に向けて、貸切バス事業者の収入基盤を改善する必要性が高まっていると判断がなされ、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領」の一部改正が図られたものであります。

国の改正の主なポイントとしましては、下限額の社会経済状況に合わせた引上げと、上限額の廃止となっており、九州ブロックにおける一般的な観光バスの運行内容に当てはめた場合の下限額の実質的な値上げ率というのは、従前の運賃と比較しまして、32%程度の値上げとなっ

ております。

4ページをお開きください。

今回、国の改正内容に合わせまして、県営バスの貸切バス運賃及び料金につきましても所要の改正を行うところですが、公営企業におきましては、地方自治法上、使用料は条例に定める必要があるということから、上限額につきましても、廃止とはせず、大型車の上限額を下限額の改正率に基づき引き上げた額で見直しを図り、下限額につきましても、国が示す改正内容のとおり改めるものとなっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【清川委員長】以上で説明を終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第88号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明

性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【猪股管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年9月から11月の期間における契約実績は、資料2ページに記載のとおり、計4件となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 以上で、説明を終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

【川崎委員】バスロケーションシステム導入業務9,488万8,090円について、お尋ねいたします。先ほど局長説明にもありましたように、お客様がスマートフォンなどによって、バスの位置情報や運行状況をリアルタイムで把握できるということと、災害時における運休や迂回運行など、緊急性の高い情報を通知機能で即座に配信する仕組みの構築を図るということで、来年、令和6年春に運用を開始するという説明がありまして、顧客サービスとすると、待望のシステムであると、歓迎をするところでございます。

まず、このシステムの全容、どのような内容か、お尋ねをいたします。

【柿原乗合事業部長】バスロケーションシステムについてのお尋ねでございます。今回導入い

たしますのは、交通局におきましては、今年の春、後期5か年行動計画の中で、快適な輸送サービスを提供するためにということで、バスロケーションシステムを導入するということで進めてこようという計画を立ててきたところでございます。

昨年度、令和4年度になりますけれども、共同経営を踏まえて、東長崎地区の乗り継ぎ拠点における矢上バス停においてスマートバス停などを導入いたしましたので、バスロケとの連携を含めた環境整備というものを進めてきたところでございます。

今回、このシステムの導入によって、ご乗車いただく皆様が誰もがわかりやすい案内サービスの提供というものを実現してまいりたいと考えておりますけれども、今回のシステムということでまいりますと、こちらは基本的には、それぞれお客様が持っているスマートフォン等に、今、バスが何停留所前ぐらいにいるかというような情報をリアルタイムでお知らせするような仕組みということになっておりまして、通知等につきましては、このシステムの導入に加えまして、専用のアプリを導入してまいりたいと考えております。そのアプリの通知機能によって、災害時の特殊事情などのお知らせを図っていたり、そのアプリの特性を踏まえて、ふだんよくお使いのご利用区間などを速やかに検索できるような仕組み、こういった利便性に配慮した仕組みにつくり上げていきたいと思っております。

【川崎委員】 実際使ってみないと、なかなかイメージが湧かないわけですが、利用者にとって一番心配といたしますが、大変恐縮ではありますが、電車と違って、やっぱり遅延というのが付き物でして、始発の時間はぴしゃっと定時どおり出

ても、次の停留所から、信号一つで1分、2分は簡単に変わるわけで、そう考えていくと、自分が乗るバスが今どういうふうになっているのかということ、そしてここで乗り継ぎたいんだけど、時間もあまりない中に、遅れたら、そのバスはもう行ってしまっているのかとか、まさに、そんなミリミリのところでやきもきするところが、このシステムによって解消されると非常にいいなと思っているのですが、遅延というところをどのように丁寧に伝えていくのか、乗り継ぎのことも、先ほど、共同経営を踏まえて、乗り継ぎも恐らくケースが増えているんだろうと思いますので、そのところに心砕いてシステムづくりをやっていただければというふうに思っております。

まず、今回のものはシステムの開発だと思うんですけども、ランニング費用はどのような考えでしょうか。

【柿原乗合事業部長】今回のバスロケーションシステムでございますけれども、こちらの仕組み自体、既存のICカードのシステムに搭載されていますGPSであるとか、通信機能、ほかの車載器との連携機能というものをそのまま活用して取り組もうということで考えております。そうすることで、インシャルコストはもちろんですけれども、ランニングコスト等で、これはバスロケーションシステムを使用した場合に出てくる通信料などが非常に低減されるという形で見えておまして、今回、アプリに要する費用なども含めても、通常の製品に比べると、4割ほど安価で抑えられるというふうに考えております。

【川崎委員】なるべくコストを抑えた形でランニングできればいいと思いますので、ご努力には敬意を表したいと思います。

一つ言いますと、思ったのですが、企画部がMaaSをずっと推進していたと思います。既に今、検索ができるように、情報もデータも提供しておられると思うのですが、このMaaSとの関係といたしますか、整合性、そのあたりはどうかお考えか、お尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】MaaSの件でございます。委員ご指摘のとおり、現在、長崎MaaSということで、長崎のバス事業者のみならず、鉄軌道も含めたところの事業者が加盟して、その運用等について協議等を行っているというようなところでございます。

先々、これが恐らく、九州MaaSという形に歩を進めていくような形になるかと思っておりますけれども、現時点で、MaaSとの連携ということまでは話としては至っておりません。現時点では、申し訳ありません、そこまでは連携等というのは、まだできていないというような状況でございます。

【川崎委員】最後に、今からだと思うんですけども、MaaSをつくる時にも申し上げたのですが、さっきの遅延の話。電車と違って、バスは遅延は付き物ですと。だから、MaaSの人にも、乗り継ぎで、いわゆるパターンをぱっと出されますけれども、実際行ったら、次に乗り継ぐ便はとうの昔に出ていってしまっていたという時に、どうそこを皆さんにお伝えするんですかということについては、実は、まだ明確にそこはサービスができていないはずなんです。

さっきも遅延の話を申し上げましたけれども、やっぱり利用者にしてみると、そこは非常に知りたい情報だと思うので、今度つくるのは、完璧にできましたよと。一方では、進めているMaaSの分については、まだまだですよということであると、それはまたちぐはぐだなと思

ますので、そこはぜひ今後、連携を進めて、お客様にとって、いい形の情報がリアルタイムで正しく伝わるように、頑張ってくださいと思います。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【中村(俊)副委員長】私から、質問というよりも、確認をさせてください。勉強不足なものですから申し訳ないのですが、ドライブレコーダー機能付きデジタルタコグラフとか、バスロケーションシステム、今、話が出ていましたけれども、これは随契なんですけれども、バスロケーションシステムというのは、なかなか地場には対応できる業者がないと思うんですけれども、例えばドライブレコーダー機能付きデジタルタコグラフ等々というのは、なかなか県内の地場の企業さんでは対応ができないものなんですか。なぜ随契になっているのかというところで、お伺いしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】ドライブレコーダー機能付きデジタルタコグラフ、こちらの契約というのが、現在、計画導入を進めている3回目ぐらいになる製品でございます。こちらの製品を採用する際に、一般競争入札をいたしまして、それが決まった後、こちらを計画導入する時に、同じ機種、同じ解析ソフトを使わないとこちらは乗務員の指導等に支障を来すことから、こういう形で随意契約という形をさせていただいております。

【中村(俊)副委員長】わかりました。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。

私からは、駅前の県営バスターミナルの施設管理について、お尋ねをいたします。

長崎新聞さんへの投稿で、空港バス乗り場の看板が大分古くなっていると。朽ち果てていて、市外からのお客様を迎える長崎駅の付近において、あまり見せられるものじゃないと、そういった趣旨のご意見が掲載をされておりました。実際に投稿された方とも話をいたしました。

そこで、この看板に関する交通局の対応について、お尋ねをいたします。

【猪股管理部長】委員ご指摘のとおり、長崎バスターミナルに掲げております空港バス乗り場の看板は見た目がよくないということは、長崎新聞でご指摘をいただいたところでございます。

私どもは、ご指摘をいただきまして、速やかに撤去する方向で今まで検討しておりまして、予定では、12月20日の夜間に撤去をする方向で、今進めているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

撤去もすると、日にちももう決まっているといったことで、安心をいたしましたところですし、早急な対応に感謝を申し上げます。

今回の件もそうですけれども、以前も、私の下に、こちらと同じく電車通りの県営バスターミナルの文字照明があって、その照明がしばらく消えたままだったと。実は、お願いをする前には復旧したので、お願いするところまではなかったんですけれども、そういった要望を受けたところでございます。

ただ、この県営バスターミナル、再整備が予定をされておまして、そういった中に、施設管理のコストを投入するというのも悩ましいといった現実も理解するところでございますが、ただ、やはり県都長崎市の玄関口でございますので、最低限度の管理は維持していくべきだと

いうふうに考えますが、改めて県のご見解をお尋ねいたします。

【猪股管理部長】長崎ターミナルは、築60年たって、施設全体、老朽化が進んでおりますので、いろんな箇所、箇所補修の必要性というのは出てきているところがございます。委員からお話があったように、現在、バスターミナルを含めて周辺地域で再開発が検討されておりました。近い将来、建て壊す予定がありますものですから、多額な費用をかけてという大きな改修等ができないんですけれども、必要な維持補修、予算の範囲内でできるところは、今後とも適宜行っていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】前向きなご答弁、ありがとうございます。

長崎駅の方での開発が進んできて、ほぼほぼもう完成ということになってくると思うんですけれども、そういった時に、一方で、逆サイドのバスターミナルの方で、何かそういう「これはどうなんだろうな」というところがあると目立ってまいりますので、しっかりモニタリングといたしますか、注意をしながら、何か不備がある時には、ぜひともすぐに動いていただければと思います。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【川崎委員】運転士さんの確保について、お尋ねいたします。

一般質問でもありましたけれども、確認ですが、現在の運転士の数と、現在を維持するために、現在どの程度不足をされているのか、お尋ねいたします。

【猪股管理部長】現在、12月1日時点なんですけれども、運転士の数が、子会社の県央バスも合わせまして379名で、不足の数は16名となっております。

【川崎委員】16名不足をされているということは、今、かなり大変ないわゆる現場での切り回しがあっていると思います。

これは2024問題があって、今度、さらに見直し等も迫られるんじゃないかと思っておりますが、なかなか人手確保するのも大変な状況にあつて、16名不足の状況が続くと、次のダイヤ改正も、また減便だとか、路線廃止、そのようなところにもつながってきやしないかという懸念をしております。

一方、女性ドライバーの採用状況は、どうでしょうか。

【猪股管理部長】女性運転士ですけれども、過去5年間における運転士採用試験において、女性の受験者が2名しかおりませんで、現在採用している女性の運転士の数は、1名となっております。

【川崎委員】タクシーの業界は、女性の方を多く見受けられるようになったと思います。都会に行くと、本当に乗り合わせる率が高いなというぐらい頑張っておられます。大型、多くのお客様を乗せるというところから、技術も大変なのかと思いますけれども、何よりも、女性の方が働きたい、働きやすい、そのような職場なのかどうなのかということは非常に大事なことからいうふうに思っています、そのような処遇や職場環境になっているのか、お尋ねをいたします。

【猪股管理部長】まず、処遇面ですけれども、これまで経営が厳しくて、ここ数年、処遇改善というのはできませんでしたけれども、そこは今、バスの運輸収入とかも比較的回復をしてきておりますので、今年度、来年度含めて、給料のベースアップとか、あと期末勤勉手当の支給率のアップを図ることとしております。

また、施設の方ですけれども、これまで女性運転士を採用するに当たって、必要に応じて女性用の休憩室とか、トイレなどの整備を行ってきましたけれども、今後も、女性職員の意見を踏まえながら、施設面をさらに充実はしていきたいと考えております。

【川崎委員】処遇というのは男女差があってはいけないので、そこはともかくとしても、いわゆる職場環境、例えば営業所における休憩室の話もありましたけれども、これは意見を求めて、そのとおりということよりは、もっと他の業種を見て、どんなことをやっているのかということとを調べた上で、提案型で進めていかれてはどうかと思います。休憩は、少なくとも男女分けてあるとは思いますが、例えば、今、女性がお1人と言いましたけれども、複数おられて、休憩所に、例えばそこは全部同じ部屋ですよというようなことが、今まではそうだったかもわかりませんが、朝早い、夜遅い、そういった仕事柄、どうしても休憩時間に睡眠を取らなかった時に、みんな同じところで寝るのかということに関して、やはりそこは抵抗があるという人も中にはおられると思います。本当に究極の話をしますが、ホテルみたいな個室のような、そんな職場環境がないと、ひょっとしたら見向きもされないんじゃないかと思うぐらい、職場環境の充実が必要じゃないかというふうに思っています。

というのが、いろんな業種のところを会社訪問させていただくと、ちょっとびっくりするぐらい充実をされていますよ。人気のIT会社でもそうやっているわけで、そうじゃないところは、それを上回ることをやっていかないと、なかなか大変だろうというふうに思っています、そこはもう少し他の業種もしっかりと見ていき

ながら進めていただければというふうに思っています。5年10年先を考えた時に、運転士確保が非常に困難な状況であるので、本当に大胆な施策を講じていく必要があるというふうに考えています。

今、人手不足で言うと、必ず自動か、外国人かと言われているんですけれども、まだ女性の方はこの業者に進出が乏しいので、まだひょっとしたら、女性のお力をお借りすることができるんじゃないかと思っていまして、例えば、ダイヤ編成等も大変かもわかりませんが、女性だけの営業所を作るとか、例えば管理者もそうであるとか。某ホテルは、女性だけで全国チェーンをやっているホテルもありますよね。そのような大胆な発想というのがあって、そうしたら私も、というようなところが出てくるんじゃないかと思えますけれども、見解を賜りません。

【猪股管理部長】まず、女性運転士の管理者ですけれども、今年度、女性運転士を運行管理者の方に任用したところでありまして、運行管理者になりますと、将来的には、最終的に営業所長までなれるというキャリアパスもございますので、そういったところを今後、周知を図っていくとともに、職員の教育、研修を行って、所長まで目指していけるように育てていきたいと考えております。

また、女性だけの営業所ということなんですけれども、やはりより多くの女性の方々に県営バスで働いてもらえますように、今後は、バス運転の不安を払拭したり、身近に感じてもらうように、バスの運転体験会とか、そういったものを実施しまして、PRを図っていったら、より多くの女性運転士を採用していきたいと考えております。

【川崎委員】きめ細かに心砕いて考えていただきたいんです。例えば、お子様がいらっしゃる方がチャレンジしようと思った時に、お子様を預かってくれる施設がどうなのかと、朝6時の出勤を命じられて、じゃ、それを預かってくれる地域の保育所があるのかとか、そう考えていくと、実現に向けては、いろんなものを整備していく必要があるかと思えますけれども、もうこれは待たなしたと思っていますので、今のようなキャリアパスは非常に将来性がある、いいかと思えますが、もっともつと足元を見ていただいて、実現できるかどうか、よくよく検証した上で、ぜひ、もうチャレンジをしていただきたいというふうに思っています。そういったところでちょっと長崎のエリアが突き抜けると、応募するという方も考えていただけるんじゃないかというふうに思います。今までどおりやっても駄目だと思います。やっぱり少し突き抜けないと。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、バス待ち環境のことで、お尋ねいたします。

まず、利用者の高齢化が進展をしまして、運転免許返納も推奨されています。ますます高齢者がバスをお使いになるということが増加してくると思います。バス停に椅子を設置してほしいという声は日に日に増してしまっていて、そういったお声に関して、まず県交通局の見解を賜りたいと思います。

【柿原乗合事業部長】バスの待ち時間等の過ごし方ということで考えますと、バス停にベンチがあった方がいいとおっしゃることは、委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、現状を申し上げますと、交通局が独自に設置しているベンチというのはございません。理由といたしま

して、バス停における標柱であるとか、上屋、こうしたものの設置、補修、それから管理、そういったものに取り組んでいるというようなことが状況でございます。現状といたしますと、これらに加えてベンチを手がけるというのが、費用面においても、維持管理の面においても、大変心苦しいのですが、現状としては、ちょっと困難であるというような状況でございます。

【川崎委員】バス事業の七不思議で、昔、インターネットかなにかに載っていましたが、お金を払って乗るお客様を、雨風関係なく外に長時間待たせると、こんなサービス業はどこにもないと。しかも、さっき言いましたけれども、時間どおりにもなかなか来てくれないみたいなところで、そんなところを幾らかでも払拭してほしいんです。今申し上げましたように、高齢化はもう避けて通れないわけで、そういった皆様方からのお声、バス停に座れんとやもんねと、だからもうバスなんて乗りませんよみたいな、そんな声があるのも事実でして、そんなところにぜひ向き合って、今おっしゃられたのは、できない理由を述べておられると思いますので、どうすればできるかということも考えていただきたいと思いますと思うんです。

先週、土木部の審査でも、道路管理者としての見解を賜りました。バス停における上屋、ベンチの設置について質問しましたら、設置後に車椅子がスムーズに通行できるよう十分な歩道幅を確保しなければならないけれども、場所、場所においては柔軟に協議に応じていただけるよう答弁をもらいました。というのが、ベンチとかじゃなくて、通称ヒップバーと言われますけれども、ちょっとした腰かけ、そのようなことだったら、さほどスペースも要らないんじゃないかというところで、柔軟に応じますよとい

う答弁だったわけですし、その設置費用、維持管理とかということについては確かに課題は残ると思いますが、ぜひ公共交通の利用促進のためにも、関係者寄って協議をやって、何とか1つでも2つでもそういった皆様の声に応えてほしい、このように思いますが、いかがでしょうか。

【太田交通局長】バス停のベンチそれから腰かけ等の設置についてのお尋ねでございますけれども、先ほど乗合事業部長の方からもお答えをいたしました。バス事業者として、相当数バス停がございます。その中で、設置費用というのも相当の金額になりますし、それを維持管理するという面での業務というのも生じてまいります。

そういうことで、非常に慎重な姿勢ということでご意見をいただいているんですけども、ただ、全くやっていないというわけではございません。諫早ターミナルの整備については、諫早市の方で設置をしていただいている事例もございます。それから、矢上バス停において、今回、乗り継ぎ場所として整備をいたしましたけれども、これは長崎市からの補助支援をいただきまして設置したという事例もございます。ですから、個々の場合によって、その設置については、今後、環境が整えば、できていくのかなというふうに思っております。

それから、利用しやすい環境を整備することによっていきますと、先ほどご質問がありましたバスロケーションシステムについても、いろんな形で今の運行状況をお知らせすることによりまして、バス停で待つ時間を短くするというのが可能になるのではないかなというふうに思っておりますので、バス停に限らず、バスが利用しやすい環境というのを何とかみんなで考えて

いきたいというふうに思っております。

【川崎委員】局長の後で大変恐縮ですけれども、バスロケーション、ありがたいんです。ありがたいんですけれども、先ほどの高齢者ということから考えていった時に、皆様がそれをずっと見ながら、「どうかな」とかと言いながらバスを待っているとはなかなか想像できません。「乗り遅れたらいけないね」と早くから待っておられるというのが結構多くいらっしゃいますよ。そう考えていった時に、ちょっとした腰かけ程度でもいいですけれども、これを考えていただくと随分違うんです。それはたくさんある停留所を全部ということは申しません。例えば利用者が多いたとか、高齢者が多いような地域、自治会から要望がある、そんなところをぜひ鑑みて、前向きに検討いただきたい。

もちろんコストについては、丸々事業者が持つと大変かというふうには思いますが、今おっしゃられた行政の方のお力も借りるとか、あるいは上屋のところはたしか支援があったというふうには記憶をしています。上屋の設置費、国からの補助金がありますでしょう。あれは上屋と椅子と同時設置だったら使えるというのは、以前、県の方から答弁をもらったことがあるんです。ただ、同時設置だから、今回該当するということにはならないのかもわかりませんが、そこは時代の課題として、少し踏み込んで協議をしていただいで、そこに設置のコストとして見ていただけるかと。そういったところもぜひ踏み込んでやっていただきたいと思っております。要望ですが、いかがでしょうか。

【太田交通局長】バス停の椅子の設置については、なかなかバス事業者にとりまして、非常に厳しい経営環境でございます。そんな中で設置をしていくことについては、やっぱり慎重にな



らざるを得ない部分がございますので、一つ一つ、場合によって設置できるものもございまして、そういう場合について、検討をしていきたいというふうに思っております。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について、整理したいと思っております。

しばらく休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 2時52分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時53分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 2時54分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の

出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 2時58分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これで最後となりますので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員長を仰せつかりまして今日まで、中村俊介副委員長をはじめ委員の皆様方や理事者の皆様方のご協力を得ながら、委員長としての重責を果たすことができたのではないかと考えております。大変お世話になりました。この場をお借りして、心からお礼を申し上げます。

さて、振り返ってみますと、コロナ禍からの復活を目指す中、文化・観光やスポーツの振興、安全・安心な生活の確保、環境の保全、社会資本の整備、公共交通の維持など、県民生活に直結した事業を審査する重要な委員会でありました。

委員の皆様には、熱心なご議論を交わしていただくとともに、施策の取組方について、より効果的な提案をなされるなど、議会と行政が県民のために、長崎県の発展のためにという基本的な方向性の下で、この委員会が進められたものと厚く感謝申し上げます。

最後になりますが、委員並びに理事者の皆様方には、健康に十分ご留意いただき、さらなる長崎県の発展のために活躍されますことを心から祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して、文化観光国際部長にご挨拶をお願いいたします。

【前川文化観光国際部長】観光生活建設委員会の閉会に当たりまして、理事者を代表してご挨拶を申し上げます。

清川委員長、中村俊介副委員長をはじめ委員の皆様には、委員会におけるご審議や現地調査におきまして、観光、生活、建設分野にわたる重要な課題につきまして、終始熱心にご議論いただくとともに、様々な観点から貴重なご意見をいただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

私ども4部局では、本委員会でいただきましたご指導、ご意見を今後の施策に反映させながら、引き続き、長崎県総合計画や各部局の個別計画に基づきまして、県民の皆様の安全・安心で快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を活かしたまちづくりに向けて取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも、観光、生活、建設分野における県政の推進に対しまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様には、お体に十分留意をされ、ますますのご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

【清川委員長】ありがとうございました。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時 1分 閉会  
-----

1 2 月 2 0 日  
(追加上程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月20日

自 午前10時13分  
至 午前10時37分  
於 委員会室3

監理課長 岩崎 次人 君  
建設企画課長 中村 泰博 君  
建設企画課企画監 田崎 智 君  
都市政策課長(参事監) 田坂 朋裕 君  
道路建設課長 大我 正隆 君  
道路維持課長 村川 康孝 君  
港湾課長 松本 伸彦 君  
河川課長(参事監) 松本 憲明 君  
河川課企画監 田中 良一 君  
河川課総括課長補佐 川田 晋吾 君  
砂防課長 小川 秀文 君

2、出席委員の氏名

分科会長 清川 久義 君  
副会長 中村 俊介 君  
委員 溝口 芙美雄 君  
" 瀬川 光之 君  
" 川崎 祥司 君  
" ごうまなみ 君  
" 松本 洋介 君  
" 中村 泰輔 君  
" 初手 安幸 君  
" 虎島 泰洋 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第110号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算(第8号)  
(関係分)

第112号議案

令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

3、欠席委員の氏名

坂本 浩 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

7、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時13分 開会  
-----

【清川分科会長】おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

なお、坂本委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日、上程されました予算議案につきまして、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 大安 哲也 君  
水環境対策課長 松尾 晴彦 君  
自然環境課長 笹淵 紘平 君

-----  
土木部長 中尾 吉宏 君  
土木部技監 川添 正寿 君  
土木部次長 吉田 弘毅 君  
土木部参事監  
(まちづくり推進担当) 坂田 昌平 君

110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分ほか1件であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議で審議する必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、第112号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」の2件であります。

今回の補正予算は、国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

はじめに、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算について、国庫支出金6億5,356万円の増、歳出予算について、環境保全費7億9,356万円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（生活基盤施設耐震化等交付金事業費につい

て）

長崎市及び平戸市において、水道施設の耐震化・老朽化に対する工事について、令和6年度以降の工事を前倒して実施するものであります。（国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費について）

令和3年8月豪雨により被災した国立公園雲仙八万地獄地区における復旧・再生工事に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

国の補正予算を活用する生活基盤施設耐震化等交付金事業及び国立公園雲仙八万地獄復興対策事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、生活基盤施設耐震化等交付金事業費5億1,356万円、自然公園管理費2億8,000万円について、繰越明許費を設定するものであります。

続きまして、第112号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

資本的収入では、国の経済対策補正に伴う国庫補助金の増等に伴い、2億1,100万円の増、資本的支出では、国の経済対策補正に伴う建設改良費の増に伴い、2億1,100万円の増を計上いたしております。

これは、大村湾南部流域下水道における、大村湾南部浄化センターで生じる処理水を場内で再利用するための用水設備の更新工事等を実施するための経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、土木部長より、予算議

案の説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案につきましてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料（経済対策補正）の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

土木部所管の令和5年度補正予算は記載のとおりであり、歳出予算は、合計273億1,907万円となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

国の補正予算の内示に伴い、道路新設改良費88億1,710万9,000円の増、交通安全施設費12億1,148万4,000円の増、橋りょう補修費14億6,144万4,000円の増、港湾改修費10億3,215万円の増、総合流域防災費20億2,440万円の増、堰堤改良事業費13億4,958万6,000円の増、急傾斜地崩壊対策費15億8,235万円の増、市町村施行の都市計画事業にかかる国の内示に伴い、都市計画事業県費補助金1,202万円の増を計上いたしております。

なお、繰越明許費につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、水環境対策課長より補

足説明を求めます。

【松尾水環境対策課長】水環境対策課の一般会計及び流域下水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

県民生活環境部補足説明資料の3ページをお開きください。

まず、一般会計の生活基盤施設耐震化等交付金の補正予算の概要について、ご説明いたします。

今回の補正予算の事業内容としましては、市町が行う水道施設の耐震化・老朽化対策への取組に対する交付金事業になります。

今回の補正の理由、目的といたしましては、国の経済対策補正予算を活用することで、令和6年度以降の工事について前倒しで事業を実施することにより、事業効果の早期発現を図ることを目的としております。

実施事業の概要につきましては、長崎市及び平戸市で合わせて5事業を予定しております。

その中で、両市の主な事業といたしましては、水道管路の一般的な耐用年数である布設後40年以上経過し老朽化した送水管や配水管の布設替え工事を行う水道管路緊急改善事業などに5億1,356万円の予算となっております。

なお、年度内に適正な工期が確保できませんので、繰越明許費を設定させていただいております。

続きまして、補足説明資料の4ページをお開きください。

長崎県流域下水道事業会計の補正予算概要について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、令和5年度から令和6年度にかけて債務負担で実施中の工事や今後の工事に必要な実施設計などについて、令和6年度分の予算を前倒しして確保したものでござい

ます。

実施事業の概要につきましては、汚水処理水を処理場内で再利用するための用水設備の更新工事費用などに8,100万円の予算となっております。また、汚水の中の窒素やリンを除去する高度処理化工事に必要な実施設計などを実施する費用といたしまして1億3,000万円の予算、合わせて2億1,100万円の予算となっております。

以上で水環境対策課の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【笹淵自然環境課長】自然環境課の国立公園雲仙八万地獄復興対策事業について、補足説明をさせていただきます。

県民生活環境部の補足資料の5ページをご覧ください。

本事業は、令和3年8月の大雨で被災した国立公園雲仙の八万地獄における復旧・復興を進めるための事業でございます。

令和5年度から令和6年度にかけて債務負担行為を設定させていただいており、今回の補正予算は、国の経済対策を活用して、令和6年度以降の事業費を確保するものでございます。

予算額としては、総事業費2億8,000万円、このうち国費1億4,000万円、補助率2分の1となっており、年度内に適切な工期が確保できないことから、全額繰越明許費を設定しております。

併せて、現在の工事状況についても補足をさせていただきます。

今年の8月に実施設計が終了し、現在、工事用の仮設道路の設置を進めており、それと並行して、本体の斜面安定化の工事の発注の準備を進めているところでございます。これまで、令

和7年3月までの工事完了を予定しておりましたが、実施設計の結果、現場の施工条件が限られるなどの理由から、約1年程度の遅れが生じる見込みとなっております。

引き続き、地元の関係者にも丁寧に説明をしながら工事を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【清川分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【岩崎監理課長】補正予算について、補足してご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会、土木部の補足説明資料の3ページをご覧くださいと存じます。

先ほど部長からも説明がありましたとおり、歳出予算といたしましては、上の表の中央の合計273億1,907万円となり、内訳といたしましては、表の右側の上から、公共事業費が261億1,355万3,000円、単独事業費が1,202万円、国の直轄事業負担金が11億9,349万7,000円となります。

引き続き、繰越明許費について、ご説明いたします。

4ページをご覧ください。

この補正予算に係る繰越明許費が、表の一番下の土木部合計365件、261億2,557万3,000円です。これは今回、年度内に適正な工期が確保できないため、国の直轄事業負担金を除きまして、公共事業費及び単独事業費について、補正予算額と同額を繰越明許費として計上しているところでございます。

経済対策の趣旨を踏まえまして、可能な限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。

金額の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、質問させていただきます。

土木部の件なんですけれども、県事業に今回の予算において、国からの内示状況はどのようになっているのか、また昨年度と比較して、内示の増減について、お尋ねいたします。

【岩崎監理課長】 今回、土木部所管の県事業につきましては、国からは約261億円の内示がございました。昨年度の内示額は231億円となっておりますので、昨年度からは、約30億円の増となっているところでございます。

内示額が増額となった内訳といたしましては、道路橋りょう街路事業で約3億円の増、港湾事業で約7億円の増、河川砂防事業で約7億円の増、ダム事業で約12億円の増という内訳となっております。

【松本委員】 昨年度より30億円の増ということで、大変経済効果としても期待するところでありますが、気になるのは、時期も12月補正でございまして、今後の発注が大丈夫なのかと、工期内に収まっていくのか、そちらについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

【岩崎監理課長】 今回内示を受けた箇所につきましては、施工時期の平準化を踏まえながら、可能な限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。昨年度の経済対策補正予算につきましては、今年の6月末時点で、ほぼ100%に近い額を執行しておりますので、今回も、同様に

早期発注に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、工期につきましては、令和5年度の予算でございますので、令和6年度末までには完了するように予定しておりまして、今回内示を受けた県事業については、全額を繰越明許費として計上しているところではございますが、可能な限り早期発注、早期完成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【松本委員】 工期の平準化にも配慮していただいて、一定の時期に発注が重なることによって、工期も厳しくなる。余裕を持った工期を持っていただかないと、せっかく予算があっても受ける業者が対応できなければ効果が上がりません。

それと、もう一つ気になるのが、今回の土木部の補正でも追加が上がっております。物価高への対応が非常に難しい状況になっておりますが、また値段が上がれば、補正を組んだりしなければいけなくなると思うのですが、この物価高への対応と、それと不調・不落の対策については、どのようにお考えでしょうか。

【中村建設企画課長】 物価高に対するご質問ですけれども、物価上昇に関しましては、委員ご指摘のとおり、我々も必要な対策というふうに考えておりまして、主要な資材については毎月単価を補正しておりまして、最新の単価で発注をするというふうなところで考えております。あと、既に発注済みの工事であっても、物価変動等あった場合には、インフレスライドというふうな格好で、増額が見込まれるような状況であれば、受注業者からの申出によって、算定をしまして、必要であれば、可能であれば、それは増額をするというふうなところで対応したいというふうに考えております。

それと、不調・不落の関係ですけれども、状



況的には、令和3年度以降、減少してきております。令和3年度の10月末現在の不調・不落の率が約7.4%ございましたけれども、令和4年度につきましては5.2%、現在は3.4%というふうな形で、不調・不落の率は下がってきております。これにつきましては、ゼロ県債等々の債務設定を行って、必要な工期を確保するという対策であったり、入札後、マックス120日まで余裕工期が取れるのですけれども、そういう余裕工期を取って、前の工事が終わってから次の工事にかかっていたかというふうな対策も取っているというふうな状況でございます。その辺が結果的には功を奏して、今の不調・不落の減少につながっているのではないかというふうに考えております。

【松本委員】しっかりと不調・不落に対して対策を取っていただき、成果も上がっていることを評価いたします。

続きまして、今回の補正予算のうち、ほとんどが防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関連するものでありますが、その5か年加速化対策に位置づけられている事業の内容、また5か年加速化対策の事業の進捗状況について、お尋ねいたします。

【岩崎監理課長】今回、県事業として内示を受けた約261億円のうち、約9割に当たる234億円が5か年加速化対策関連予算となっているところでございます。

さらに、災害に強い高規格道路のミッシングリンクの解消やダブルネットワークの強化、災害の激甚化・頻発化に対する洪水、土砂災害の事前防止対策の加速、重要インフラに係る老朽化対策の集中的実施などに対し、重点的に配分を行っているところでございます。

これまで、5か年加速化対策予算を活用いた

しまして、国では、島原道路の森山東インターチェンジから森山西インターチェンジの3.3キロが10月12日に開通いたしました。

また、国では、令和3年8月豪雨時に国道が通行止めの中、並行する西九州自動車道の開通により、リダンダンシーの確保等を行っているところでございます。

トンネル工事では、県内5か所の同時着手が可能になりましたり、砂防関連事業の工事箇所数が従前より1.5倍増となるような効果が得られているところでございます。

さらに、現状での予算配分状況でございますが、5か年加速化対策は令和3年度から7年度までの事業年度となっておりますけれども、その関連予算につきましては、前年度に前倒しをして経済対策補正予算として配分されている状況でございます。そのため、令和2年度からの経済対策補正から今回4回目への配分となるところでございます。5か年加速化対策関連予算といたしましては、これまでの累計で約1,055億円が配分されているところでございます。

なお、国の5か年加速化対策関連予算につきましては、事業規模として、概ね15兆円程度とされておりまして、現時点での事業規模の累計は、約8割に当たります約11.8兆円とされているところでございますので、これを一概に計算することは難しいんですけれども、R6に残されている事業規模といたしましては、県に対して250億円から260億円規模程度の予算が来年度、確保できるのではないかとというふうに推計をさせていただいているところでございます。

【松本委員】丁寧な答弁をありがとうございます。

進捗状況として気になるのは、5か年加速化対策といっても、今年が4年目の予算配分で、

来年度が配分が最終となるわけですね。実績の中でも、確かに島原道路やトンネル工事、砂防関連も挙がっておりますが、残り、来年度が最終年度になりますから、せっかくの国のこの予算を活用していただいて、そして来年度に向けても、しっかり残った部分を活用できるように取り組んでいただきたいと思います。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分、及び第112号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時36分 休憩

-----  
午前10時37分 再開  
-----

【清川分科会長】分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前10時37分 閉会  
-----

# 観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年12月12日

観光生活建設委員会委員長 清川 久義

議長 徳永 達也 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 85 号 議 案	県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 86 号 議 案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 87 号 議 案	長崎県営住宅条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 88 号 議 案	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 97 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 98 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 99 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 100 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 101 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 102 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 103 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 104 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 105 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 108 号 議 案	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について（関係分）	原 案 可 決

計 14件（原案可決 14件）

委 員 長 清 川 久 義

副 委 員 長 中 村 俊 介

署 名 委 員 川 崎 祥 司

署 名 委 員 ご う ま な み

---

書 記 中 尾 勝 三

書 記 宮 崎 貴 久

速 記 (有)長崎速記センター